

平成25年度

九州食料・農業・農村情勢報告

九州農政局



平成26年6月

農林水産省

表紙の写真

宇佐のクヌギ林

(トピックス編 P4参照)

世界農業遺産に認定された国東半島宇佐地域(大分県)では、クヌギ林が水資源の維持としいたけ栽培に欠かせないものとなっています。

提供：大分県農林水産部
農林水産企画課
世界農業遺産推進班

阿蘇の放牧

(トピックス編 P4参照)

世界農業遺産に認定された阿蘇地域(熊本県)では、在来品種のあか牛の放牧が行われています。

提供：熊本県農林水産部
経営局むらづくり課
里モン・農業遺産推進班

宮崎県えびの市田代地区の

ひまわりロード

(トピックス編 P17参照)

田代自治会(宮崎県えびの市田代地区)は平成25年度農林水産祭のむらづくり部門において天皇杯を獲得しました。

提供：田代自治会

はじめに

高齢化や耕作放棄の進展など我が国農林水産業・農山漁村の厳しい現状を克服する観点から、関係府省が連携し、政府一体となった包括的な検討の成果として、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が、昨年末に策定されました。

このプランでは、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を創りあげることとしています。

農林水産省では、このプランの着実な推進を図るため、25年度補正予算及び26年度予算において、担い手への農地集積、新たな経営所得安定対策、強い農業のための基盤づくり、農林水産物・食品の高付加価値化、輸出の促進、日本型直接支払制度の創設等に必要な予算を確保し、新たな制度・施策の現場段階での活用に省をあげて取り組んでいるところです。

この『平成25年度 九州食料・農業・農村情勢報告』は、こうした最近の動きを踏まえつつ、25年度の九州地域の食料・農業・農村をめぐる情勢を取りまとめました。

巻頭では、この1年間の主な出来事をトピックスとして紹介しています。また、特集編として、九州における農業の6次産業化について、農業・農村の活性化にいかにつなげていくかとの問題意識の下、現状や課題を整理し、これまでの取組や新たなチャレンジに向けた方向性を農業者・関係者へのアンケート調査の結果や先駆的な取組事例、行政の支援策等を交えながら紹介しています。

さらに、動向編として、24年から25年にかけての九州農業の動向を概観するほか、食料自給率向上と食の安全の確保、農業の持続的発展、農山漁村の活性化・多様な交流に向けての各種取組を取り上げています。

本報告書が、関係者の方々に広く活用され、九州の農業や農村における厳しい現状や積極的な取組等について理解を深められ、今後の九州の食料・農業・農村や地域の発展の一助となれば幸いです。

最後に本報告書の作成に当たり、資料の収集、調査等に多大なご協力をいただきました方々に対して、心より感謝を申し上げます。

平成26年6月

九州農政局長 井上 明



トピックス編

1	阿蘇地域及び国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定	3
2	新品種・新技術の開発、保護、普及に関する動き	5
3	効率的・効果的な病虫害防除に向けた取組	8
4	農業分野における障がい者就労支援の取組	11
5	国営施設機能保全事業「笠野原地区」に着手	13
6	管内における、うまい米作り	15
7	九州から2部門で天皇杯（農林水産祭）	16
8	今般の施策の見直し（4つの改革）への取組	18

特集編 生産拡大に資する6次産業化の動き

特集編の編集にあたって	21
コラム【解説：「6次産業化」】	22

第1章 これまでの6次産業化の動き 24

1	九州農業を取り巻く情勢	24
(1)	世界における背景	24
(2)	日本における背景	25
(3)	九州における背景	26
(4)	「需要フロンティア」として見込まれる農業生産、流通形態	28
2	6次産業化・農産物輸出等の現状	30
(1)	6次産業化の現状	30
事例	【6次産業化によるデコポン・たまねぎの加工・直売】	33
事例	【6次産業化による精肉・加工・販売】	36
(2)	他産業と連携した取組等の現状	37
事例	【地域の農産物を活用した農商工連携の取組】	40
事例	【産学官の連携による茶の高機能性食品開発】	42
事例	【6次産業化を活用した県等の取組紹介】	44
(3)	輸出の現状	46
事例	【JA経済連によるかんしょ輸出】	49

第2章 6次産業化の課題と方向性 50

1	6次産業化の推進に向けた課題と方向性	50
(1)	各種調査等で洗い出された課題等	50
事例	【農林漁業6次産業化ファンドの出資案件】	55
(2)	九州における取組に係る課題と方向性	56
2	他産業と連携した取組における課題と方向性	62
(1)	農商工連携	62
(2)	医福食農連携	63
事例	【医食農連携によるカンゾウ（甘草）栽培】	64
3	消費者の視点	65

第3章 輸出促進の課題と方向性	66
1 輸出促進の課題	66
事例 【ハラールフードへの取組】	67
コラム 【九州農林水産物等輸出促進ネットワーク主催輸出促進セミナー】	68
2 輸出促進の方向性	69
事例 【オール九州農水産物トレードフェアin香港の開催】	71
特集編の編集を終えて	72
参考資料	73

動 向 編

第1章 九州農業の主要指標の動き	85
1 農業経営の動向	85
(1) 農業産出額	85
(2) 農業経営収支（個別経営1経営体当たり）	85
(3) 農業経営体等	86
2 農畜産物の動向	87
(1) 水稻の生産状況	87
(2) 麦の生産状況	88
(3) 大豆の生産状況	88
(4) 野菜の生産状況（指定野菜14品目）	88
(5) 果樹の栽培状況	89
(6) 畜産の飼養状況（平成25年2月1日現在）	89
第2章 食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組	91
1 食料自給率の向上を目指して	91
2 食育と地産地消の推進	93
(1) 食育の推進	93
(2) 九州の豊かな農畜産物の地産地消の推進	95
3 食の安全と消費者の信頼確保	96
(1) 農業生産工程管理（GAP）の推進	96
(2) 家畜の伝染性疾病発生に備えて	97
(3) 米穀等の適正流通確保に向けた取組	99
(4) 適正な食品表示に向けた取組	100
(5) 消費者に対する情報提供とニーズの把握	101
第3章 農業の持続的発展に向けて	103
1 人と農地の問題を解決する取組	103
(1) 「人・農地プラン」の作成状況	103
(2) 新規就農者の育成確保	104
(3) 認定農業者の現状	106
(4) 集落営農の法人化の取組	107
(5) 農業経営の法人化	108
(6) 一般法人の農業参入の動向	109
(7) 農村女性の活動の促進に向けた取組	110
(8) 農地の流動化と面的集積の推進	112
(9) 農地整備を契機とした担い手への農地利用集積	115

2	経営所得安定対策の取組	116
(1)	経営形態別申請状況	116
(2)	交付金別申請状況	116
(3)	対象作物別の作付計画面積	117
3	農業農村整備の展開	118
(1)	国営事業の実施状況	118
(2)	農業水利施設等の適切な更新・保全管理	118
(3)	水田の整備状況	119
(4)	畑の整備状況	120
4	九州における農産物の生産振興・消費拡大	121
(1)	米	121
(2)	麦類	123
(3)	大豆	124
(4)	野菜・果樹	126
(5)	花き・茶・葉たばこ	130
(6)	さとうきび・でん粉原料用かんしょ	133
(7)	畜産	134
(8)	飼料作物等	136
(9)	技術開発の動向	139
5	農業所得増大に向けた取組	141
(1)	農山漁村の6次産業化の取組	141
(2)	農林水産業と食品産業の連携・強化	143
(3)	農林水産物・食品の輸出拡大の取組	143
6	環境保全型農業への取組	146
(1)	環境保全型農業直接支援対策の実施	146
(2)	エコファーマー認定取得の状況	146
(3)	有機農業の推進	147
第4章	地域資源を活かした農村の振興・活性化	149
1	農山漁村の活性化に向けて	149
(1)	農山漁村活性化の取組	149
(2)	中山間地域の活性化に向けて	153
2	農地・水・環境の良好な保全と質的向上を目指して	156
(1)	農業・農村のもつ多面的な機能	156
(2)	農地・農業用水等の保全管理の現状	159
(3)	農地・水保全管理支払交付金にかかる関係機関の取組	160
3	耕作放棄地の現状と解消に向けた取組	162
(1)	耕地面積と耕地利用率	162
(2)	耕作放棄地解消の取組	163
4	鳥獣被害とその対策	165
5	エネルギー生産への農山漁村の資源の有効活用	168
(1)	再生可能エネルギー導入の取組	168
(2)	小水力発電等の再生可能エネルギーの有効利用に向けて	169
(3)	豊富なバイオマスを活かして	170

巻末資料

I	平成25年度（第52回）農林水産祭参加表彰行事の農林水産大臣賞受賞者一覧	175
II	参考付表	179
III	巻末付録 九州農業の50年	212

トピックス編

1 阿蘇地域及び国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定

（世界農業遺産とは）

世界農業遺産^{※1}は、国際連合食糧農業機関（FAO、本部：イタリア・ローマ）の主導のもと、グローバル化、環境悪化などの影響により衰退の途にある伝統的農業や文化・慣習、土地景観の保全と持続的な利用を図ることを目的に創設された制度で、平成14年から開始されています。

これまでに、我が国のほかにペルー、チリ、中国など、世界各地の伝統的農業や、生物多様性が守られた土地利用を保全する13カ国31地域^{※2}の多様な農業システムが認定されています。

（管内における世界農業遺産の認定地域）

25年5月29日から31日にかけて、石川県七尾市^{なな おし}において、FAO、農林水産省及び石川県主催の世界農業遺産国際会議が開催されました。今回の会議で、阿蘇地域（熊本県）及び国東半島宇佐地域（大分県）、掛川周辺地域（静岡県）を含む、全6地域^{※3}が新たに認定されました。

地元の民間ボランティアや行政が熱心な推進活動を展開した結果、阿蘇地域については世界最大級のカルデラ周辺に広がる草原を維持する取組が、国東半島宇佐地域についてはクヌギ林の伐採・再生による水源涵養^{かん よう}とため池群を維持する取組が高く評価されました。



国際会議の様子（石川県七尾市）



認定式の様子（石川県七尾市）

※1 「GIAHS」（通称：ジアス）「Globally Important Agricultural Heritage Systems」

※2 平成26年5月1日現在。

※3 日本の3地域以外に、中国の浙江省紹興市、河北省張家口市、インドのケララ州の3地域が認定された。

【九州管内の世界農業遺産】

(阿蘇地域)

阿蘇地域(阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村)では、千年以上続く野焼き・放牧・採草等の農業活動により、半自然草原が維持されたことで多様な動植物が生育・生息し、雄大な自然景観が維持されています。

なお、草資源の循環的な利用と管理システムを通じた持続的農業が営まれるよう、農産物のブランド化を始めとした活用策が検討されています。

○中心となる活動団体：阿蘇地域世界農業遺産推進協会



在来品種である“あか牛”



美しい草原景観

(国東半島宇佐地域)

国東半島宇佐地域(豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町)では、原木しいたけ栽培によりクヌギ林の伐採・再生によって、その水源涵養機能が維持され、クヌギ林と多くのため池群により、水稻や七島イ(シチトウイ※)生産をはじめとする循環型の農林水産業が営まれています。

併せて、農林水産物の認証制度の創設によるブランド化、学生向けの特別授業による啓発活動及び観光振興に取り組まれています。

○中心となる活動団体：国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会



クヌギ林に涵養された“ため池”



クヌギ原木を使ったしいたけ栽培

※ 大分県の国東地方だけで生産されているカヤツリグサ科の植物で、畳表の材料となる。

2 新品種・新技術の開発、保護、普及に関する動き

「攻めの農林水産業の展開」を推進するため、農林水産省では、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」を策定しました。

この方針は、我が国の技術力を生かした新たな品種や技術の開発・普及を進め、実需者と連携して、品質やブランド力など「強み」のある農畜産物を、今後3年間で100以上創出することとしています。

今後、各産地において、実需、産地、研究機関等が連携したコンソーシアム[※]を形成し、品種開発から産地化までを戦略的に進めることとしています。

九州で予定されている取組をご紹介します。

【小麦「^{ながさきだぶるにごう}長崎W2号」(長崎県)】

長崎県農林技術開発センターと九州沖縄農業研究センターが共同で、「長崎ちゃんぽん」の麺に適した硬質小麦新品種「長崎W2号」を育成しました。「長崎W2号」は、製粉性に優れており、製麺すると滑らかで食味が優れたちゃんぽん麺となります。

今後は、長崎県、生産者団体、製粉・製麺業界等で構成するコンソーシアム(長崎県育成麦活用開発協議会)を形成し、試験ほ場の設置、栽培マニュアルの策定、製粉・製麺試験、新製品・メニューの開発等取り組み、輸入小麦で占められている現状から国産ブランド麺の普及に、新しい流れを作りだそうとしています。

【大豆「クロダマル」(大分県)】

今までの黒大豆には暖地向けの品種がなく、九州でも丹波黒系や在来種が利用されてきました。しかし、丹波黒系は全国に普及する品種で地域の特色を出すことが難しく、在来種は明確な品種として確立しておらず安定供給できないなどの問題がありました。

このため、生産者及び実需者の双方から地域の特色を出せる黒大豆の新品種が要望され、育成されたのが「クロダマル」です。

「クロダマル」は、九州沖縄農業研究センターが16年の歳月をかけ、暖

※ 共同で、何らかの目的または共通の目標に向かって活動する2つ以上の個人、企業、団体、政府(あるいはこれらの任意の組合せ)から成る団体のことである。
農林水産省では、コンソーシアムが取り組む新品種等の生産技術の確立・普及、知財活用 にいたる産地化の取組を総合的に支援することとしている。

地（九州）向けに初めて育成した極大粒黒大豆です。従来、栽培されている品種「新丹波黒」に比べ、煮豆加工での製品歩留まりが高く、外観品質と食感も良好です。一般的な黒大豆と比べて、蒸煮大豆と大豆煮汁中のアントシアニン[※]含量と抗酸化活性が高く、また、豆本来の甘みが強く感じられるので、煮豆以外にも煎り豆、甘納豆、きな粉、更にそれらの加工品等、様々な用途があります。

「クロダマル」の産地化への取組は数年前から始まっていますが、規模はまだ小さく、先進県の産地には及びません。そこで、大分県では、県や農業者団体が中心となって、県下全域でのクロダマルの産地化を目指しています。

※ ポリフェノール的一种で、強力な抗酸化作用があり、目の機能を向上させ、血圧上昇を抑制する働きをもつほか、活性酸素の抑制、肝機能改善、毛細血管保護、血小板凝固の抑制、動脈硬化などの生活習慣病予防などの効果があるとされている。

【でん粉原料用かんしょ「こなみずき」（鹿児島県）】

かんしょから作るでん粉は、主に糖化原料^{※1}として利用されていますが、安価な輸入でん粉と競合しており、国産かんしょでん粉の付加価値を高めることが大きな課題となっています。

九州沖縄農業研究センターで新たに開発された品種「こなみずき」は、従来の品種にない特性（低温糊化性^{※2}、耐老化性^{※3}等）を持っており、ぷるぷるとした柔らかい食感を長持ちさせやすいなどの特徴から、葛餅などの和菓子原料として期待されています。

この特性を生かすため、新たな製造技術の開発研究が、九州沖縄農業研究センター、鹿児島大学、鹿児島県、民間事業者の連携により行われています。

また、JA鹿児島県経済連では平成25年度から鹿児島県、生産者代表、食料品製造業者、生協、管理栄養士等からなる「鹿児島県さつまいもでん粉食品用途拡大推進協議会」を発足させ、「日本の食を広げるプロジェクト事業」を活用し商品開発や消費拡大活動等に取り組んでいます。



「こなみずき」のでん粉を使った葛餅
(日本澱粉工業株式会社提供、冷蔵1日後)

※1 水あめ等の加工食品に甘味をつける原料。

※2 でん粉に加水し、熱を加えると糊状になるが、このときの温度が一般のかんしょでん粉に比べ低いことを表す。

※3 糊化したでん粉が時間の経過とともに、収縮していく現象を老化といい、変化が少なく、みずみずしさ(保水性)が保持されることを耐老化性があるという。

【畜産「えこめ牛推進」(熊本県菊池^{きくち}地域)】

菊池地域では、自給率向上と畜産の環境負荷軽減のため、輸入飼料を地元産の飼料用米に代替したこだわり牛肉「えこめ牛」を生産していますが、一般の牛肉と同様のルートで販売しており、えこめ牛生産による食料自給率向上や地下水^{かんよう}涵養など環境貢献の付加価値が生産者に還元されていません。

このため、えこめ牛生産の環境貢献や物語性の発信、加工品の開発、消費者・実需者ニーズへの適確な対応等を行うことにより、ブランド牛肉としての販売量の拡大や、新たな販売チャンネルの開拓等を図り、ブランド力の向上と再生産可能な価格の確保を目指すこととしています。

【農産物の「強み」を生み出す品種育成を推進】

攻めの農林水産業に対応した新品種開発を支援するため、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」に、新たに「育種対応型」が創設されました。研究開発当初から実需者等のニーズを適確に反映させた農産物の「強み」を生み出す品種育成を産学官の技術力を活かし推進することとしています。平成26年5月に全国で26研究課題が採択され、うち九州関連は以下の5課題の研究が開始されます。

研究区分	研究課題名	代表機関
育種対応型	暖地での周年ガラス体系向きソルガムおよびイタリアンライグラスの耐病性品種の育成	(独)農研機構 九州沖縄農業研究センター
育種対応型	加工適性や病虫害抵抗性に優れる原料用・加工用カンショ品種の開発	(独)農研機構 九州沖縄農業研究センター
育種対応型	ビワ供給拡大のための早生・耐病性ビワ新品種の開発および生育予測システムの構築	長崎県農林技術開発センター
育種対応型	安全安心な国産農産物安定供給のためのピーマン育種プロジェクト	宮崎県総合農業試験場
育種対応型	生産環境の変化に対応した生産性の高いサトウキビ品種の育成	沖縄県農業研究センター

資料：農林水産省技術会議事務局資料から抜粋

注：このほか、全国展開の課題などで九州に関連するものもいくつかあります。

3 効率的・効果的な病害虫防除に向けた取組

(1) 平成25年に発生したトビイロウンカ^{※1}への対応

25年、九州北部の水田地帯を中心に多くの地域でトビイロウンカによる坪枯れ等の被害が発生し、水稻の作況に大きく影響することとなりました。

九州農政局では九州沖縄農業研究センターと連携して「九州地域トビイロウンカ被害対策連絡検討会（25年11月）」を設置するとともに、各県を含む関係者参集のもとに「トビイロウンカ対策検討会（26年1月）」を開催し、発生予察の経過及び防除の実施状況について点検して、今後取り組むべき課題と必要な対策などをとりまとめました。

ここでは、これらの検討結果を踏まえたトビイロウンカ対策に関する現状と課題について紹介します。

ア 25年産水稻におけるトビイロウンカ被害の状況

トビイロウンカは、毎年梅雨期に中国南部などから下層ジェット気流に乗って飛来します。25年は梅雨明けが平年より早かったこともあり、飛来量そのものは平年並みかやや少ない程度でしたが、その後、西日本において田での発生量が顕著に増加しました。

各県から注意報（14県から延べ18件）や警報（5県）が発表され、これらに基づき現地では防除が実施されましたが、防除が行き届かなかったほ場や晩生品種などを中心に坪枯れ被害がかなり発生しました。被害応急調査が実施された11県の合計で、被害面積9万1,500ヘクタール、被害量4万6,100トン、被害見込金額は105億円に上りました。

イ トビイロウンカの多発要因

8月中・下旬以降の急激な増殖については、①夏季の気象条件が増殖に好適な高温・少雨であったこと、②同時期に飛来するセジロウンカ^{※2}の飛来量が極端に少なかったため、ほ場内で競合相手が少なくなり、増殖率の高い短翅型^{※3}雌成虫の比率が高くなったこと、③育苗箱施用剤として使用される一部の殺虫剤に加えて、本田撒布剤として使用される一部の殺虫剤に対するトビイロウンカの薬剤感受性が低下していること、などが要因と考えられます。



トビイロウンカによる水稻の被害発生状況
福岡県糸島市

※1 体長3～4mmの半翅目ウンカ科の虫で、秋に多く発生し、水稻に被害をもたらすことから別名「秋ウンカ」とも呼ばれ、爆発的に集団発生し、同心円状に稲を枯死させる。

※2 体長4ミリの虫で、夏に多く発生し、別名「夏ウンカ」とも呼ばれ、イネ南方黒すじ萎縮病を媒介する。

※3 ウンカ類は、広範囲に移動する羽の長い長翅型と、集団的に発生し、被害をもたらす羽の短い短翅型が世代交代を行う。

ウ 26年度以降の防除対策

26年度以降の被害の発生防止・軽減のため、地域において適切な防除が実施されるよう、県（病虫害防除所、普及指導センター等）、JA及び農業共済組合等の関係機関が連携して、以下のような体制づくりを行っていくことが重要です。

（ア）発生予察情報※の精度向上と早期提供

トビイロウンカによる被害の発生を防止するためには、精度の高い発生情報を得ることが不可欠です。このため、飛来・発生状況に応じて臨時の調査を実施したり、調査地点数や調査株数を増やすことにより、精度の高い発生予察情報を提供することが重要です。

また、産地においては、休日しか防除ができない等の生産者の実情や、防除の準備・実施に向けた時間的余裕を考慮に入れ、情報の早期提供に取り組むことが必要です。

（イ）発生予察情報に基づく防除指導の徹底

発生予察情報に基づく適期防除が適切に実施されるように、個々の生産者へメールを直接配信する等の迅速・的確な情報伝達体制を構築する必要があります。また、地域毎にそれぞれの状況に応じたきめ細かな啓発資料を配付したり、研修を実施することで、生産者にトビイロウンカの生態、適期防除の必要性及び発生予察情報の内容等を十分理解してもらうことが重要です。

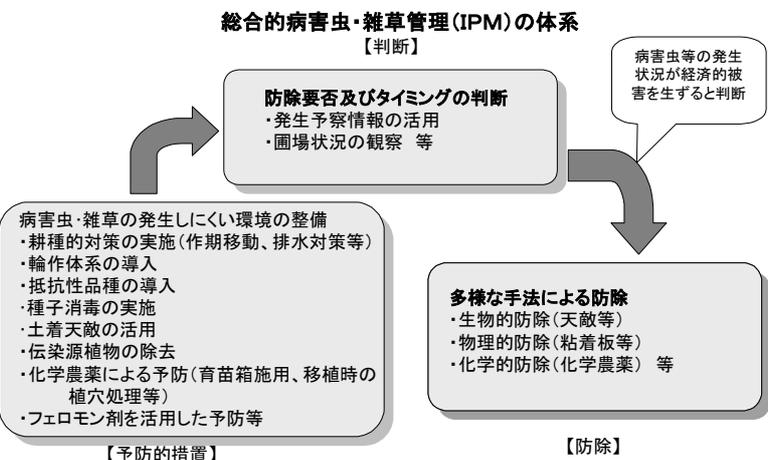
さらに、トビイロウンカに対する抵抗性等、栽培する品種の特性を十分に把握し、密植・多肥の回避、適期移植及び適切な水管理等の栽培管理を指導し、トビイロウンカが増殖しにくい栽培環境とすることも重要です。

（ウ）防除実施体制の構築

産地における生産者の高齢化や兼業化等の実情を踏まえ、発生状況に応じた適期防除を確実に実施するためには、地上散布又は無人ヘリコプターによる請負防除が必要となってきおり、地域を越えた広域的な防除実施体制や機動的な運用が可能な体制の構築を、関係機関が連携して行うことが必要です。

（2）総合的病虫害・雑草管理（IPM）の取組について

近年、病虫害や雑草の防除に当たっては、いたずらに農薬に依存しない、従来以上に環境負荷の少ない防除が求められています。また、生産現



※ 農林水産省HP「病虫害防除に関する情報」資料：農林水産省作成

→<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

場では農薬に対する抵抗性や耐性を獲得した防除困難な病害虫の発生も増加しています。このため、農林水産省では、総合的病害虫・雑草管理（IPM：Integrated Pest Management）の考え方に基づく防除対策による効率的・効果的な防除体系の確立・導入に取り組んでいます。

ここでは、九州各地域におけるIPMの取組について紹介します。

（長崎県における取組）

壱岐市は、離島という条件にありながら、全国有数のアスパラガス産地となっています。

JA壱岐市アスパラガス部会では、黄色防蛾灯による蛾の侵入抑制や防草シートによる雑草の発生抑制に取り組んでいます。

生産者からは「夏季の農薬散布は、大変な労力を要していたが、散布回数を減少することができた。」「農薬の使用量の減少により、生産コストが削減できた。」といった声上がるなど、農薬使用量の削減に加えて、労働負担の軽減と生産コストの削減を実現しています。



黄色防蛾灯の夜間点灯

（大分県における取組）

消費者にとって、IPMという言葉や取組は、普段聞くことが少なく、なじみがありません。

大分県は、消費者に理解を深めてもらうため、IPMフォーラムin大分を開催しました。実際にIPMに取り組む生産現場を見学し、生産者から説明を受けた参加者からは、「現地を見て取組の内容が理解ができた。」「環境の変化に応じて対応されており感心した。」「スーパーなどで生産者の取組がわかるようにしてほしい。」といった意見が寄せられました。



大葉栽培施設の見学

（鹿児島県における取組）

鹿児島県では、環境と調和した農業推進の重点施策としてIPMを位置づけ、①県IPM研究会の設置等の体制強化、②IPM技術の普及・確立のためIPM実践指標の策定（58品目）を柱とし、関係者が一体となって取り組んでいます。

また、消費者や市場関係者に対し、IPMの認知度向上を図り、県産農産物のイメージアップにつなげるため、PRキャラクター「チーム・マモット」を活用した活動を展開しています。



「かごしまのIPM」PRキャラクター
「チーム・マモット」

資料：鹿児島県

4 農業分野における障がい者就労支援の取組

障がい者の農業分野での就労・雇用の促進のためには、福祉施設での農作業訓練の取組や農業法人等における就労形態の多様化による労働力の確保といった最近の情勢を捉え、農と福祉の両サイドの動きを結びつけていくことが重要です。

このような観点から、九州農政局では、平成25年度に関係機関と連携して現地調査、管内各県での意見交換会及びセミナーを開催するとともに情報提供等を行いました。

(1) 現地調査の取組

25年5～9月にかけて、管内7県において障がい者が農作業等に従事している福祉施設・農家・農業法人・企業等18か所を現地調査し事例として取りまとめ、九州農政局ホームページ^{*}に掲載しました。



除草作業



しいたけの選別作業



花苗の移植作業

(2) 意見交換会の開催

管内各県における農業分野での障がい者の就労をめぐる状況等を把握するため、各県に出向き意見交換会を開催しました。

日時	H25年6月11日13:30～	H25年7月10日13:30～	H25年8月7日13:00～	H25年9月4日13:00～
開催場所	鹿児島地域センター	熊本合同庁舎会議室	大分地域センター	宮崎地域センター
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・農場が消費地から離れており、生産物の輸送コスト削減が課題(社福) ・収益を上げるため加工まで行い、付加価値を付けることが課題(社福) ・生産の安定化のため、施設栽培、作業の機械化、IT化等に取り組む必要(社福) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地確保が難しく、年間を通じた作業がないこと(社福) ・農地や様々な農業分野の情報提供が必要(社福) ・福祉施設での農業支援や訓練機関が必要(NPO) ・農業分野への就労希望が少ないため、いかに障がい者に農業の良さを伝えるかが課題(社福) 	<ul style="list-style-type: none"> ・暑い夏場の作業時間帯を工夫することが課題(社福) ・福祉施設同士連携して機械の共同利用で物をつくり、大分としてのブランド化が必要(NPO) ・忙しい時期に人手が足りない。6次産業化が必要(社福) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の定着率を高めることが課題(農業者) ・職員の技術的な能力向上が進まないことが課題。福祉施設でも農業分野の収入アップを図ることが必要(社福) ・収益を上げるための施設整備資金の確保、障がい者の特性に合わせた施設の整備、生産物の販路確保が必要(社福)

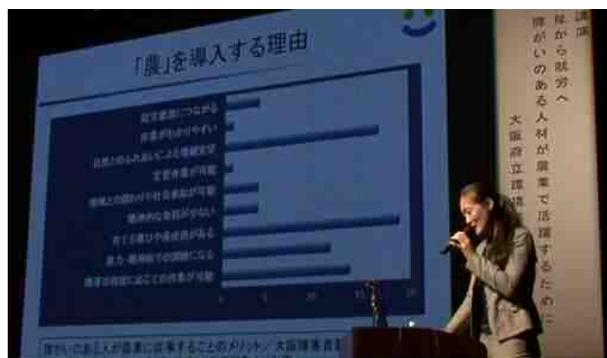
(注) 社福:社会福祉法人、NPO:NPO法人

^{*} 農業分野における障がい者就労の事例→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/jirei.html>

(3) セミナーの開催

管内各地域において農業分野における障がい者就労・雇用の推進に取り組んでいる関係者と相互理解を深め、農業と福祉の発展に寄与することを目的に農業分野における障がい者就労セミナーを25年11月に熊本市で開催しました。

セミナーでは、大阪府立環境農林水産総合研究所の豊原主幹研究員からの基調講演、大分県や鹿児島県の社会福祉法人からの事例発表に続き、講演者を交えてパネルディスカッションが行われました。セミナーには、福祉関係者、農業関係者、企業、国・地方自治体関係者等約160名の参加があり、農業分野における障がい者就労・雇用に対する関心の高さが伺えました。



豊原氏による基調講演
(画像提供/JCNくまもと)

なお、セミナーの概要は、九州農政局ホームページ^{※1}に掲載しました。

(4) 情報の発信・提供等

九州農政局ホームページ^{※2}に情報提供等の窓口及び農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワークへの案内窓口^{※3}を25年10月1日に開設しました。

また、ネットワーク加入者等に各種情報を発信するとともに、ネットワークへの加入促進及び加入者相互の情報交換等を随時行っています。

(5) 今後の取組方針

今後も、九州農政局では、福祉目的で農作業を行う取組等に有効な施策等の情報の提供や障がい者の就労・雇用状況等の把握を行うとともに、メールマガジンの発刊等を通じて、地域社会への理解と障がい者就労の促進およびその定着を支援して参ります。

※1 障がい者就労セミナーの概要→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/2013seminar.html>

※2 農業分野における障がい者就労→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/index.html>

※3 「九州農政局農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワーク情報」 配信申請アドレス
→<https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/31da.html>

5 国営施設機能保全事業「^{かさのほら}笠野原地区」に着手

笠野原地区は、鹿児島県^{おおすみ}大隅半島中央部に位置し、シラス台地上にあることから、作目は干ばつに強いものに限定されるなど、不安定な農業経営を強いられていました。

このため、昭和34年度に全国で最初の国営畑地かんがい事業地区として工事着手、以来、水源である高隈ダムや幹線水路等の基幹水利施設が造成され、畑地かんがい用水を利用した営農が可能となりました。

現在では、事業前の陸稲、かんしょ、麦、なたねなどの栽培を中心とした農業から、露地野菜、施設園芸（花き）、茶等の栽培や、肉用牛等の畜産を主体とした農業に大きく変化し、県内有数の畑作農業地帯となっています。

しかしながら、事業完了後40余年が経過し、施設の劣化等が進行したことで水路からの漏水やひび割れ等が発生し、施設の維持管理や農業用水の安定供給に支障を来す状態となっており、今後も耐用年数を超過する基幹施設が増える状況にあります。

一方で、国や地方公共団体等の財政が厳しいことから、より低コストでの維持管理手法が求められており、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ劣化の状況を把握し、進行に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る必要があります。

国営施設機能保全事業は、施設機能の喪失に伴う全面的な更新整備を行うのではなく、部分的に性能低下が見られる範囲に対し、事前に手当を施す予防保全対策を行うことで、農家はもとより地域にとっても有利となる施設の保全管理を推進する事業です。

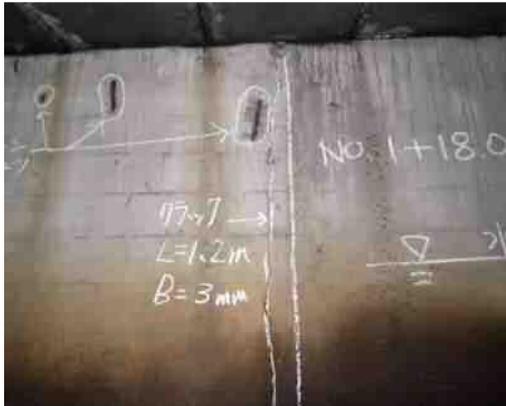
本地区においては、昨年3月に長寿命化計画が策定され、これに基づき事業申請が行われ、この度、九州農政局管内で第1号の国営施設機能保全事業として事業着手することとなりました。

本事業の目的である施設の維持管理費の軽減と農業用水の安定供給を図るべく、農業水利施設の機能を保全するための整備を着実に実施する予定です。

【施設の現状と対策の例】

1) 地区外導水路

トンネル区間では側壁と底盤との間が開き、開水路ではひび割れが起きて漏水が発生しています。



ひび割れ・剥離 (導水路)

補修



樹脂注入による止水の例

2) 幹線水路

管の破損や継手部の目地の劣化により漏水が発生しています。



管破損による漏水 (幹線水路)

更新

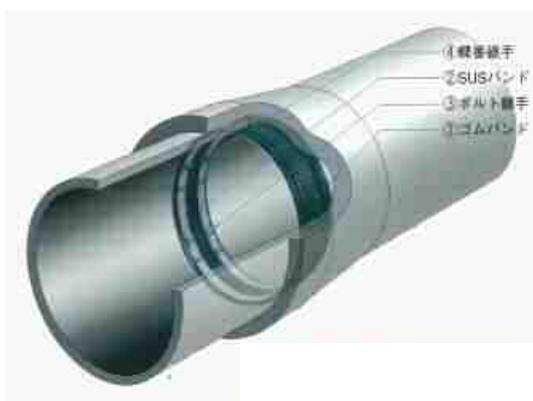


布設替えによる更新の例



継目からの漏水 (幹線水路)

補修



止水バンドによる継手部の補修

6 管内における、うまい米づくり

一般財団法人「日本穀物検定協会」による平成25年産米の食味ランキングが26年2月13日に公表され、九州地域からは、8銘柄が最高評価の「特A」に選ばれました。

食味試験は、同協会において選抜訓練された専門の評価員20名により、味や香り、粘りや外観などを基準米（複数産地コシヒカリのブレンド米）と比較し、5段階で評価され、特に良好なものを特Aとランク付けされます。今回（25年産米）は、九州産25銘柄を含む全国131銘柄について食味試験が実施され、38銘柄が特Aの評価を受けました。

米の食味は、品種、産地（気候、土壌）、栽培法、収穫時期、乾燥方法など多くの要因に影響されますが、品種選定が極めて重要なポイントとなります。

近年、九州地域では、登熟期の高温により玄米が乳白化する「白未熟粒」や充実不足が多く発生する障害により一等米比率の水準が著しく低くなっています。この高温障害対策の一環として、独立行政法人や各県の試験研究機関において、食味に優れ高温に強い新品種が開発され、その導入が進んでいます。今回の食味ランキングにおいても、福岡県の「元気つくし」（3年連続）、佐賀県の「さがびより」（4年連続）、熊本県の「くまさんの力」（2年連続）、鹿児島県の「あきほなみ」といった高温耐性品種が特Aの評価を得ており、今後のブランド確立が期待されます。

表1 九州地域における特Aランケー一覧（19年産～）

産地名	地区	品種名/年産	19	20	21	22	23	24	25
福岡県		元気つくし					○	○	○
佐賀県		コシヒカリ							○
		さがびより				○	○	○	○
長崎県		にこまる		○	○	○	○	○	
熊本県	城北	ヒノヒカリ		○	○	○	○	○	○
		森のくまさん				○	○	○	○
		くまさんの力						○	○
大分県	豊肥	ヒノヒカリ				○		○	
鹿児島県	県北	あきほなみ							○
「特A」の銘柄数(全国)			17	21	20	20	26	29	38
「特A」の銘柄数(九州)			0	2	2	5	5	7	8

資料：日本穀物検定協会

注：黄色は、高温に強い新品種。

7 九州から2部門で天皇杯（農林水産祭）

毎年秋に開催される「農林水産祭」においては、効率的な農業経営や地域住民によるむらづくり等の先進事例が表彰されており、その中で、活動内容が特に優れ、広く社会の賞賛に値するものについては、天皇杯等が授与されています。

平成25年度の農林水産祭では、九州農政局管内から畜産部門及びむらづくり部門において、天皇杯受賞者が誕生しました。



天皇杯

【自給飼料で高泌乳牛を飼養し地域内循環も構築した 基本に忠実な骨太経営（熊本県山鹿市^{やまがし}）】

【畜産部門】 経営（酪農）

谷^{たに}秀^{ひでのり}則^{のり}・谷^{たみ}珠^{たま}美

谷秀則氏は、昭和47年に就農、56年珠美さんとの結婚を機に徐々に規模拡大をはかり40頭まで増頭し、平成4年に父より経営移譲を受け、6年に法人化しました。18年には、長男の就農をきっかけに大幅な規模拡大と作業性に優れた牛舎の整備を行い、23年度には経産牛飼養頭数119頭、年間出荷乳量120万kgを上回る経営を行っています。

飼養管理については、家族3人が効率良く作業を行うために建設したフリーバーン牛舎^{※1}とミルクングパーラー^{※2}による牛群管理、哺乳ロボットの導入、酪農ヘルパー制度の活用などにより、労働時間を縮減しています。

また、国産の雌雄判別精液を活用し、的確な繁殖管理と計画的な牛群更新により、自家育成比率を高め、高い乳質と経産牛一頭当たり1万kg超の高能力牛群を作り上げています。

飼料生産においては、地域の耕種農家やコントラクター^{※3}等と連携して自給飼料を確保しつつ、高品質TMR^{※4}を低コストに生産し、所得の増加につなげています。

谷夫妻の事例は、「飼料高騰時代にあっても、耕畜が共存共栄を達成する地域の優良モデルになる普及性の高い事例といえる。」と評価されてお



り、今後の谷夫妻の益々の経営発展と地域のけん引役となることが期待されます。

- ※1 牛をつなぐ、自由に歩き回れるスペースを持つ形態の牛舎。
- ※2 搾乳のための専用施設。
- ※3 耕起や農作物の収穫を請け負う組織。
- ※4 家畜が必要とする栄養が均一に含まれた混合飼料 (Total Mixed Rations)。

【世代を超えて「水」に対する感謝の念を共有し郷土を守るむらづくり

(宮崎県えびの市)

【むらづくり部門】

田代自治会 (代表 前原 良一)

田代自治会は、宮崎県えびの市の南西部に位置し、水稻栽培や畜産業等が盛んな地域です。

この地域は、江戸時代に、集落に湧き出る「陣の池」の豊富な水に目を付けた人々が、米作を行うために移り住んだことを集落形成の起源としており、以降、地域住民に「水」に対する感謝の念が脈々と受け継がれてきましたが、一方で、農業生産、生活環境の整備の遅れから、若者の離農や集落からの流出が進み、営農の継続等に不安感が強まっていました。



透明な水を湛える陣の池の小池 (湧水池)



田代自治会の皆さん

そのような中、昭和50年頃から自治会が中心となって地域活性化の活動を開始し、特に近年は、集落に帰ってきた若者たちが団結し結成した「ひまわりロードプロジェクト」が、途絶えていた地域の夏祭りの復活や地域広報誌の発行、「水」に対する感謝の念を形にした水車の建設等に取り組むなど、各世代間、各組織間のパイプ役として、集落を牽引する存在となっています。

「陣の池」の保全や伝統文化の継承等、守るべき価値観を共有しながら、新たな発想を大切に、集落を構成する年配者と若者、女性が同じ距離感で活動に取り組んでいること、それが地域の再活性化につながったことが高く評価されています。

8 今般の施策の見直し（4つの改革）への取組

農業生産額が大きく減少する中で基幹的農業従事者の平均年齢が65歳を超え、耕作放棄地面積はこの20年間で2倍に増え滋賀県とほぼ同じ面積になっているなど、農林水産業・農山漁村の厳しい状況があります。

これらを克服するために、農林水産省としては平成25年1月、「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、さらに農林水産省以外の政策分野も含めた総合的な検討を行うため、25年5月、首相官邸に「農林水産業・地域の活力創造本部」が設置され、政策の検討が進められました。その結果、25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定されました。

本プランは、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目標としています。

九州農政局では、生産現場に大きく影響する農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の「4つの改革」について、26年1月14日の九州・沖縄ブロック説明会を皮切りに、1月15日から2月4日にかけて県別説明会を開催し、県、市町村、農業関係団体等の皆さんに改革の内容について理解を深めていただくとともに参加者からの質問や要望等について聞き取りを行いました。



九州・沖縄ブロック説明会

さらに市町村や各種団体等からのご要請に応じ、個別に説明会を開催するとともに、管内の県知事、市町村長へ4つの改革の推進に係る協力要請を行いました。この4月からは、管内7県のすべてで農地中間管理機構が発足し、業務を開始しています。

26年度は、この4つの改革の実行元年であり、今回の予算で措置された制度、施策について、現場段階でのさらなる周知を図り、意欲的に農林水産業に携わる方々を力強く後押しできるように、農林水産省、九州農政局の総力を挙げて取り組むこととしています。

特 集 編

生産拡大に資する6次産業化の動き

特集編の編集にあたって

我が国の農業・農村を取り巻く情勢は、耕作放棄地の増大、高齢化・担い手不足、国際競争の進展をはじめ、様々な困難を抱えています。また、消費サイド（国内マーケット）でも、人口減少、高齢化などの需要にマイナスの要因が顕在化しています。

一方で、近隣のアジアをはじめとした世界の食市場の拡大、国内ではライフスタイルの変化等に伴う中食市場の進展、さらには介護食品や薬用作物などへのニーズなど、新たな需要開拓のチャンスも広がってきています。

このような状況下、平成25年6月に閣議決定された「新たな成長戦略 ～「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」～」では、「攻めの農林水産業」を構築するため、「農林水産業を成長産業にする」として、「今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定する」との目標が掲げられました。さらにこれを踏まえ、総理官邸に置かれた農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産業・地域の活力創造プラン」が同年12月に取りまとめられましたが、同プランでも「6次産業化等の推進」が大きな柱となり、ファンドの活用や農林漁業者と多様な事業者との連携など、その展開方向が示されています。

いわゆる6次産業化については、これまでも、生産者自ら、または関係者との協力の下、様々な形で取り組まれてきました。例えば、道の駅に代表されるような農産物直売所での農産物・加工品の販売や、農家レストラン、インターネット販売、さらには輸出への取組などにより、所得の向上、地域の活性化が図られています。

九州においても、各地で積極的に取り組まれ、六次産業化・地産地消法（平成22年12月公布）に基づく総合化事業計画認定が318件（平成26年3月31日時点）と、ブロック別で全国一位の水準となっています。また、自治体主導の6次産業化等に係る構想も打ち出され、例えば宮崎県では「みやざきフードビジネス振興構想」など、様々な動きが益々進んできています。

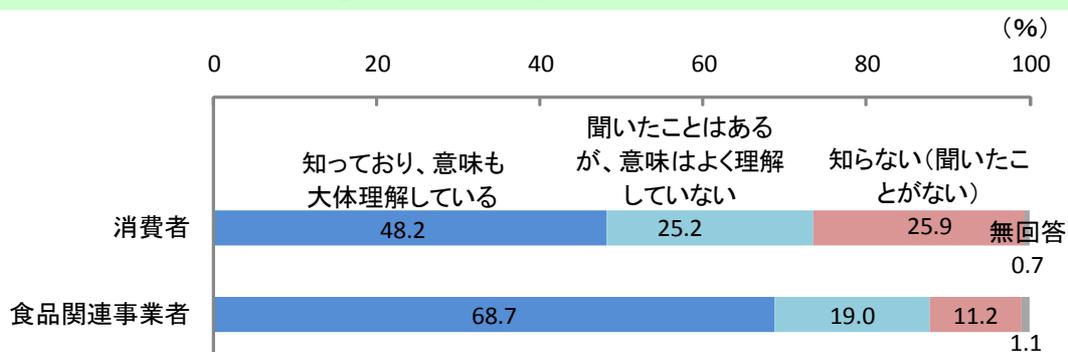
本特集編では、九州における「農業の6次産業化」を農業・農村の活性化にいかにつなげていくかとの問題意識の下、これまでの動きや現状、さらには課題を整理し、既に進められている6次産業化への取組や新たなチャレンジに向けた方向性について、農業者・関係者へのアンケート調査の結果、先駆的な取組事例、また行政における支援策等を交えながら紹介していきます。

【解説：「6次産業化」】

『6次産業化』という言葉について、本特集編の編集にあたり九州農政局が実施したアンケート調査※によれば、消費者の約半数が「知っており、意味も大体理解している」と回答する一方、「聞いたことはあるが、意味はよく理解していない」、「知らない（聞いたことがない）」と回答した消費者もそれぞれ4分の1いました。

また、食品関連事業者に対して行った調査でも、「聞いたことはあるが、意味はよく理解していない」が19.0%、「知らない（聞いたことがない）」が11.2%、となっており、まだ誰でもが共通のイメージを持つ言葉になっているとはいえません。

図 「6次産業化」についての消費者・食品関連事業者の認知度



資料：九州農政局「消費者アンケート調査」、「食品関連事業者アンケート調査」

現在、政府が進めている農林水産業の「6次産業化」とは、農林漁業者が生産した農産物等を、自ら販売・加工することによる付加価値の拡大・創造を図る取組や農山漁村に溢れている有形無形の様々な「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）を有効に活用して、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけではなく、商工業者と連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組み、農林水産物の高付加価値化や経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を図る取組のことをいいます。

具体的には、農産物直売所での自家製農産物の販売や、漬物やそう菜、菓子など自家製農産物加工品の販売、また、観光農園や農家民宿、農家レストランの経営等も6次産業化といえます。



※ 本特集編の編集にあたり、九州の消費者や食品の製造・加工・流通事業者等を対象に、「6次産業化」について実施したアンケート調査。調査期間及び調査対象等は、参考資料の「VIアンケート調査の概要」(P81)に記載。なお、本特集編では、以降、アンケート調査のうち、消費者を対象としたものを「消費者アンケート調査」、食品の製造・加工・流通事業者等を対象としたものを「食品関連事業者アンケート調査」と記載する。



農林水産省「6次産業化パンフレット」

第1章 これまでの6次産業化の動き

新興国の経済成長等による世界の食市場の拡大、国内人口の減少や少子高齢化に伴う消費構造の変化、就農人口や農業所得の減少、耕作放棄地の増加等々、日本の農業、九州の農業を取り巻く情勢は、近年大きく変化してきています。

これら情勢の変化をチャンスと捉え、九州農業の発展につなげていくための一つの手法として「農業の6次産業化」があげられます。

第1章では、関連する世界・国内の情勢を紹介するとともに、これまでの全国と九州における6次産業化の動きについて紹介します。

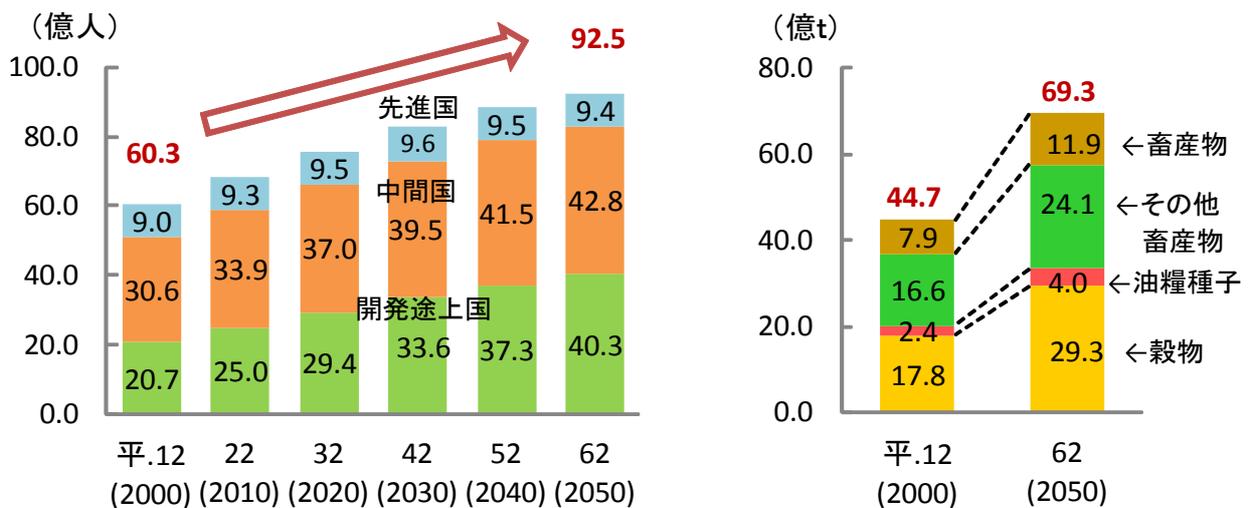
1 九州農業を取り巻く情勢

国内各地で6次産業化や国内農産物等の輸出に向けた取組が活発化しています。ここでは、その背景など、日本農業、九州農業を取り巻く情勢について紹介します。

(1) 世界における背景

国連の推計によれば、世界の人口は、発展途上国を中心に現在の60億人から2050年には92億人に達するとされています。また、中国やインドなど新興国の経済成長・所得水準の向上等に伴う消費構造の変化により、農畜産物の需要の増加が見込まれています（図1-1）。

図1-1 50年後(2050年)の人口及び食料生産の見通し



資料：農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」

注：平成12年の世界銀行データ（1人当たり国民総所得（GNI）により、先進国（9,266ドル以上）、中間国（756～9,265ドル）、開発途上国（755ドル以下）に区分した。

このような中、特にアジア諸国をはじめとする経済発展に伴う富裕層の増加や人口増加は、少子高齢化、人口減少等により市場が縮小傾向にある我が国農林水産業にとって、市場拡大のための大きなチャンスといえます。

また、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録に代表される日本食文化や世界各国でのいわゆる「日本食ブーム」など、日本の農林水産物・食品が全世界で高い評価を得ていることも、前向きな挑戦を後押しする背景といえます（図1-2）。

図1-2 和食；日本人の伝統的な食文化



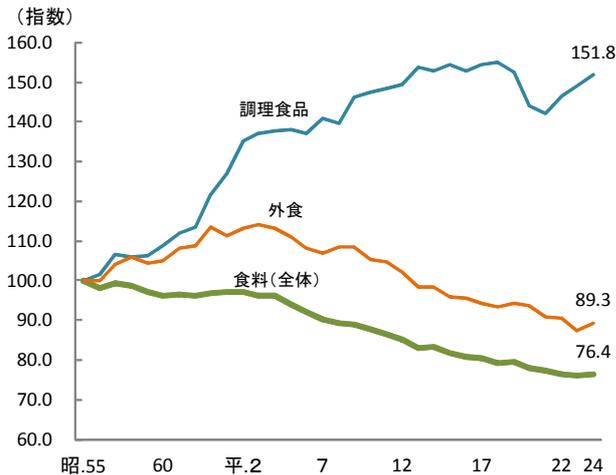
資料：農林水産省「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会（第1回）配布資料」

（2）日本における背景

我が国では、先にも述べたように少子高齢化などにより農林水産物・食品の市場規模は縮小傾向にあります。

消費構造にも変化が表れてきています。1世帯当たりの食料の実質年間支出金額の指数を見ると、近年、食料全体や外食が減少傾向にあるのに対し、高齢化や単身世帯数の増加等を背景に、持ち帰り弁当やそう菜、テイクアウト主体

図1-3 外食・中食産業の市場規模の推移



資料：総務省「家計調査」（全国・二人以上の世帯）を基に農林水産省で作成

注1：年間支出金額について、消費者物価の変動分を取り除き、昭和55年を100とした。

注2：平成11年以前は農林漁家世帯を除く。

のファーストフード等といった調理食品は上昇傾向で推移しており、昭和55年からの約30年間で1.5倍になっています（図1-3）。

また、高齢化とともに健康志向の高まりなどを背景に、特定保健用食品や栄養機能食品などの健康食品と介護食品の市場規模は、民間の調査によれば、合わせて2兆円*近くまでに拡大しています。

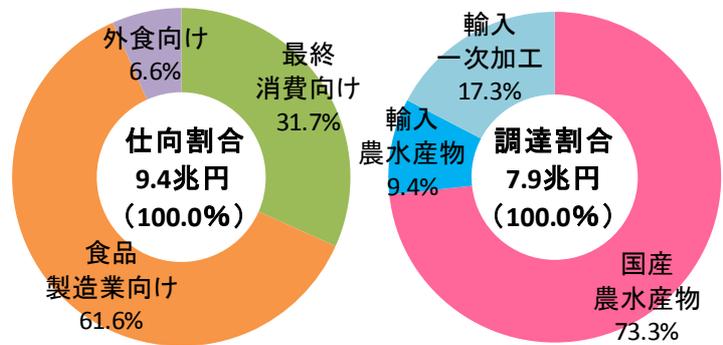
農林水産物・食品の市場全体は縮小傾向にあるといっても、このよう

* ①特定保健用食品の市場規模（出典：公益財団法人日本健康・栄養食品協会）5,175億円（2011年度）、②健康食品（特定保健用食品を除く）市場の市場規模（出典：UBMメディア㈱）11,850億円（2012年）、③介護食品市場（出典：「高齢者向け食品市場の将来展望2013」㈱富士経済）1,020億円（2012年）。

に食の多様化を背景にした構造の変化がみられ、供給側も適切に対応していくことが求められています。

一方、国内で生産された農産物の仕向け先を見ると、最終消費者向けが約3割に対し、食品製造業と外食向けが残りの約7割であり、農産物は加工して売られるのが主流となっています。食品製造業の使用する原材料（農水産物・加工品）をみると、輸入農水産物は平成12年の22.9%に対して17年には26.7%と増加してはいるものの、金額ベースでは全体の4分の1であることが分かります（図1-4）。

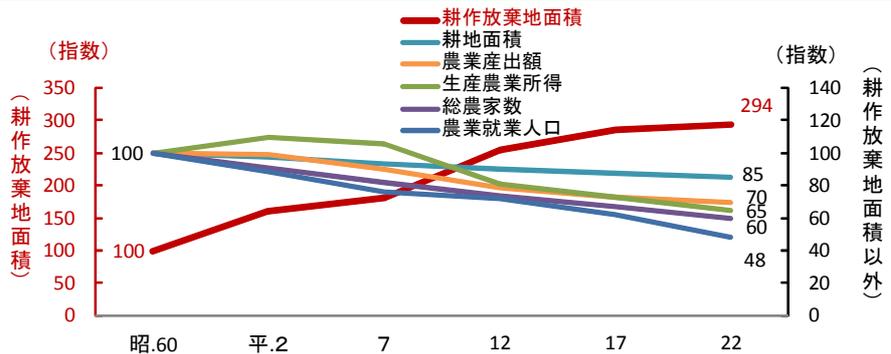
図1-4 農水産物の仕向け先と農産物加工品の国産割合（平成17年）



資料：農林水産省「平成21年度 食料・農業・農村白書参考統計表」
注：総務省他9府省庁「平成17年産業連関表」を基に農林水産省で試算（金額ベース）

他方、農産物の生産・供給に目を向けると、就業人口の減少、農業所得の減少、農業の担い手不足、耕作放棄地の増大など、我が国の農業・農村を取り巻く情勢は、厳しさを増しています（図1-5）。

図1-5 近年の農業関係主要指標の推移（全国）（昭和60(1985)年=100）



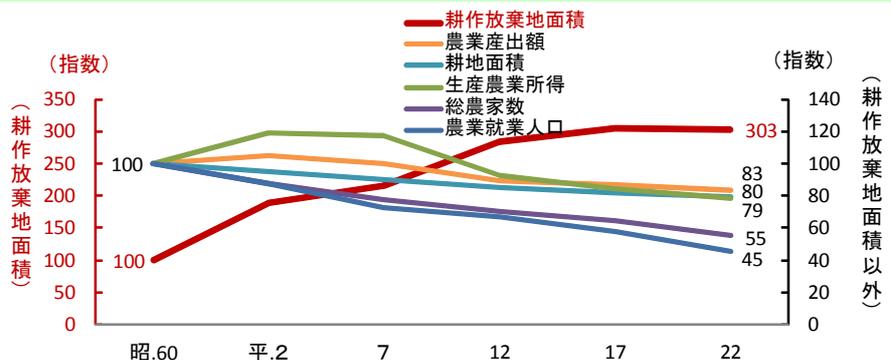
資料：農林水産省「生産農業所得統計」、農林水産省「農林業センサス」、農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：資料を基に九州農政局で作成

（3）九州における背景

これまで世界と日本における農業を取り巻く情勢に触れてきましたが、九州においても、農業・農村をめぐる厳しい状況は同様です。

九州の生産農業所得額は、全国2兆8

図1-6 近年の農業関係主要指標の推移（九州）（昭和60(1985)年=100）

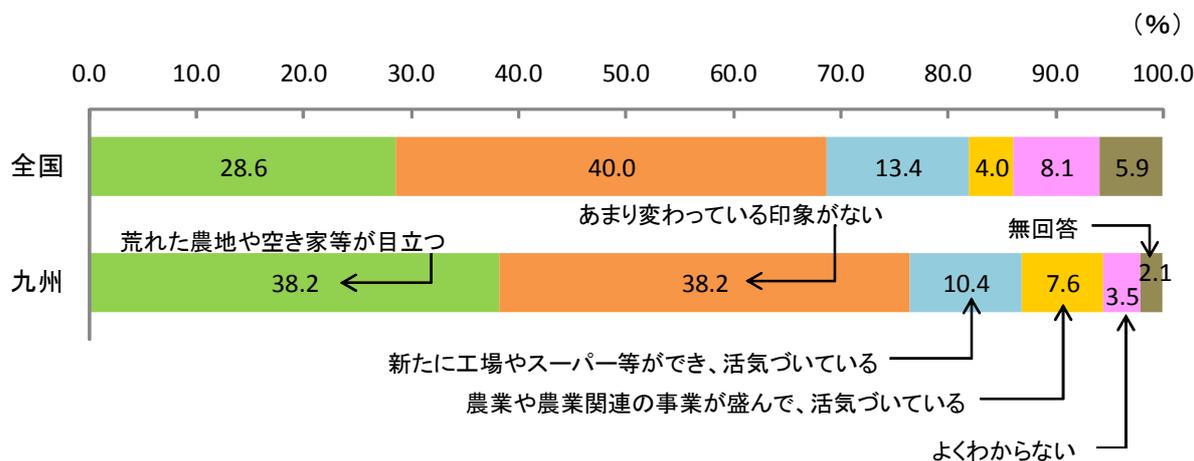


資料：農林水産省「生産農業所得統計」、農林水産省「農林業センサス」、農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注：資料を基に九州農政局で作成

千億円の約2割を占める5千200億円(平成22年)ですが、25年前の昭和60年から約2割減少しています。農業就業人口についても、89万8千人が40万5千人と半分以下の45%にまで減少しています(図1-6)。一方、耕作放棄地の面積は、増加傾向で推移し、平成22年には耕地面積の1割にあたる6万haとなっています。この面積は、佐賀県や長崎県、大分県のそれぞれ単独の耕地面積を超える広さになります。なお、全国の耕作放棄地の面積(約40万ha)が滋賀県の面積に匹敵するのに対し、九州の耕作放棄地は琵琶湖の面積に相当します。

「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」(平成23年5月公表)によれば、消費者からみた九州の農村の現状として、約4割が「荒れた農地や空き家等が目立つ」と回答しており、「農業や農業関連の事業が盛んで、活気づいている」との回答は7.6%にとどまっています(図1-7)。

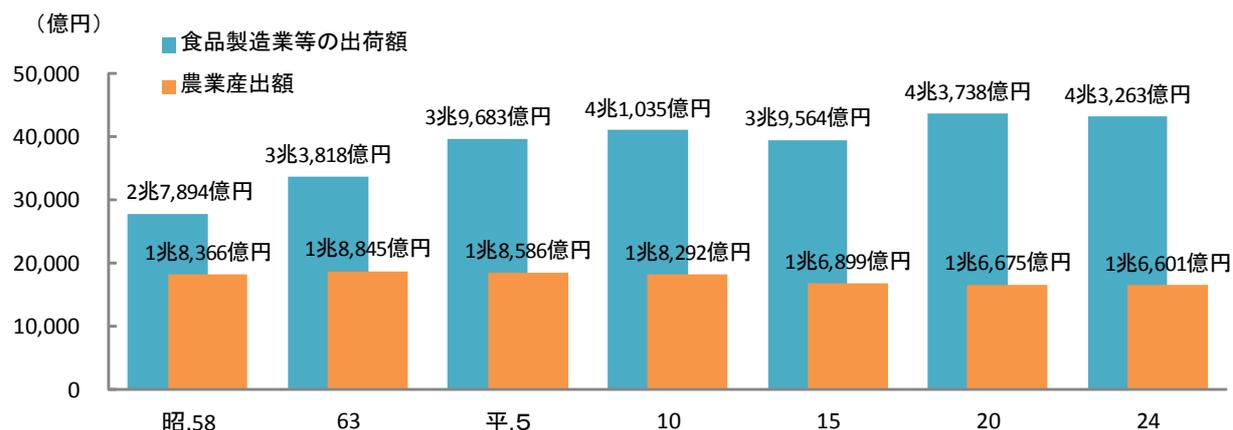
図1-7 消費者からみた農村の現状



資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産資源の持続的利用に関する意識・意向調査」

このような状況の中、九州の農業産出額も減少傾向で推移していますが、他方、九州の食品製造業等の出荷額を見ると、昭和58年の2兆8千億円から約30年後の平成24年には4兆3千億円と約1.5倍に増加しています(図1-8)。また、九州の食品製造業の製品出荷額は、製造業全体の製品出荷額の2割を占めており、全国での製造業における食品製造業の同割合は1割程度であることから、九州は食品製造業の地域経済における位置づけが相当高くなっています。

図 1-8 食品製造業等の出荷額と農業産出額の推移



資料：農林水産省統計部「生産農業所得統計」、経済産業省「工業統計」
 注：食品製造業等は、「食品製造業」と「飲料・たばこ・飼料製造業」の合計。

(4) 「需要フロンティア」として見込まれる農業生産、流通形態

以上、日本農業・九州農業を巡る情勢について、農業の6次産業化につながる背景等を中心に紹介してきました。農業、農村を取り巻く状況は厳しさを増していますが、一方で、輸出や医療・福祉分野への展開などによる需要フロンティアの拡大、2次産業・3次産業などの異業種との新たな結合により農林水産物・農山漁村の価値を大きく高めながら消費者につなげていくなどの新たな可能性も広がってきています。このような動きを発展させ、消費者が満足する産品を供給しつつ農業・農村の所得の増大、ひいては農山漁村の活性化を図っていくため、「特集編の編集にあたって」で述べたように、政府全体として農業の6次産業化を推進しています。

6次産業化の定義については、冒頭の解説でも簡単に述べていますが、地域資源を有効に活用して、農業者の所得の向上を目指し、農山漁村の活性化につながる6次産業化の取組は、例えば農家による農産物の直接販売や加工から、いわゆる農商工連携と言われる食品産業等関連産業や医療・福祉・介護などの異業種との連携、さらには新品種や新技術の導入といった試験研究機関、行政との連携や、輸出促進による海外進出など非常に幅広くとらえられます。

本特集編では、九州における様々な6次産業化の取組を整理・類型化し、その中でも、地域資源である農林水産物・食品の需要の拡大や新たな開拓、さらにそれに伴う農業生産の拡大につながる取組を中心に取上げることにします。

表1-1 本特集編で取上げる「6次産業化」の類型

新たな付加価値を創出し、農山漁村が取込み

農林漁業産出額の低下
農林業所得の低下
地域資源の有効活用



付加価値の拡大 (生産・加工・流通(販売)の一体化による農林水産物の付加価値の拡大)		掲載 頁
農林漁業者による加工・販売等の取組		
農林水産物の加工・販売	・6次産業化によるデコボン・たまねぎの加工・直売 ・6次産業化による精肉・加工・販売 ・特産甘夏みかんを活かしたゼリー生産・加工・販売等 ・冷凍・カットほうれんそうで生産・加工・販売の一本化等	P33 P36
新商品開発	・そばに含まれる「ルチン」に着目した商品開発 ・地元素材で人工添加物を使わない野菜入ウインナーを開発	
直売所での販売	・直売所での農産物販売による地域農業活性化 ・直売所開設による消費者への直接販売	
インターネット販売 ブランド化	・食品製造、加工、販売業者が農業者と直売所を開設 ・しそジュースで耕作放棄地防止とネット販売 ・ブルーベリーのブランド化で地域活性化 ・無農薬米の販売による独自ブランドの確立	
地産地消の取組		
学校、病院等における地産地消の取組	・消費者の声に対応した地産地消 ・置表業者が規格外の地元野菜をカフェでランチや直売	
農林水産物・食品の輸出の取組		
新たな需要の開拓	・JA経済連によるかんしょ輸出	P49
高付加価値商品による市場(販路)開拓	・野菜の加工・真空予冷でニーズに対応した高付加価値化	
地域(県・九州・JAPAN)ブランドでのセールス	・かんしょ加工品の海外を含む販路拡大	
ハラルフードへの取組	・鶏肉処理場でハラル認証を取得 ・牛の食肉加工でハラル認証を取得	P68 P68
他産業との連携・融合 (農林漁業と2次・3次産業との連携・融合によるアグリビジネスの展開)		
2次・3次産業と連携した製造・販売(農商工連携等)		
新商品開発	・レモングラスを活用した農商工活性化 ・日本初かんしょ澱粉麵を用いた開発・販路開拓 ・旅館業者と連携し規格外農産物で新サービス	
未利用農林水産物を利用した製造・販売	・農商工連携による地域農産物の活用 ・廃鶏等の非食材を利用した高機能餌料	P40
農林水産物を利用した製造・販売	・国産農産物100%にこだわったラーメンの開発 ・新規需要米を主原料とする玄米ペーストパン(ファント活用)	P55
契約栽培	・地元産農産物を用いた加工品販売の全国展開	
リレー出荷の構築	・地理的広がりを活かしてパレイショのリレー出荷	
植物工場の取組	・完全人工光型植物工場でグリーンリーフ等を生産 ・太陽光・人工光併用型植物工場でトマト生産	
医食福農連携		
薬用作物で農業者所得の向上	・医食農連携によるカンゾウ(甘草)栽培	P64
障がい者雇用	・植物工場で地域活性化	
薬草等を活用した健康食品の製造	・特産の梅の有効成分を付加価値の高い健康食品へ	
機能性食品の開発	・産学官の連携による茶の高機能性食品開発	P42
介護食品や化粧品の開発	・「あまおう」を使ったコスメティック商品の開発・販売	
IT産業や大学・試験研究機関等との連携		
品質・栽培管理の取組	・JIR九州がITシステムを導入しピーマン栽培 ・IT活用による安全・安心な農業の実践 ・牛の発情を発見するシステムの開発 ・自社技術を活かした省力化設備の開発	
地域資源活用による新事業の創出		
未利用資源の活用		
未利用部位の活用と未成熟品の有効活用	・ウナギ養殖における再肥育技術の改善(ファント活用)	P55
規格外品の活用	・規格外の大葉(しそ)加工で販路拡大	
野生鳥獣害(ジビエ)の活用	・ジビエを活用した観光事業	
バイオマスの活用		
間伐材の利用	・スギ間伐材で家畜粗飼料	
家畜排泄物の活用	・家畜排泄物でペレット堆肥	
景観や文化を活用した観光事業		
農家レストラン	・肉用牛生産からレストランまで一環経営 ・農家が共同で直売所、レストラン経営 ・川魚料理専門のレストラン	
農家民泊	・ぬくもり伝える農家民泊	
観光農園・農業体験	・観光農園でいちごの直販 ・観光りんご園で収穫体験、オーナー制 ・黒豚生産を中心とした観光展開と環境改善	
修学旅行の受入	・摘果みかんを活用した商品開発と農園経営	

農山漁村地域の活性化

資料：農林水産省総合食料局「先進【100事例】」、農林水産省生産局、「取組【123事例】」、
経済産業省・農林水産省「農商工連携【88選】」、「植物工場の事例集」を基に、九州農政局でとりまとめ

2 6次産業化・農産物輸出等の現状

「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」等においては、農林漁業の成長産業化を図るため、いわゆる6次産業の市場規模を約1兆円（平成22年：全国）から10兆円（平成32年：同）に拡大することが目標とされていますが、まず、その九州における現状について整理します。

（1）6次産業化の現状

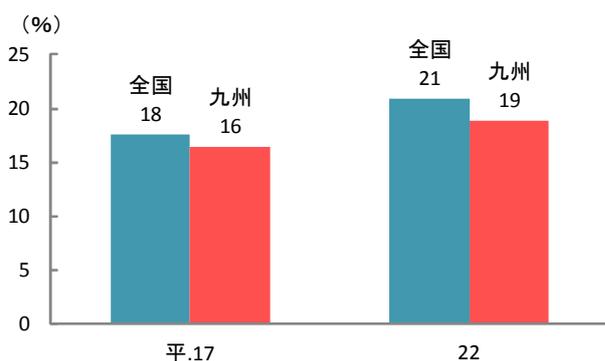
6次産業化は、農山漁村の多様な資源として農産物は勿論、バイオマス、水や風の自然エネルギー、風景・体験・文化なども捉えて、これらの活用により新たな産業を創出していくことを目指しています。

具体的には、農林漁業者による加工・販売分野の取組（多角化、複合化）、地産地消、農林水産物や食品の輸出であったり、農林漁業と2次・3次産業との農商工連携や、医福食農連携による新事業への取組をいいます。

全国で農産物の加工や消費者への直接販売などの農業生産関連事業を行っている農業経営体の割合は平成22年で21%となっています（図1-9）。

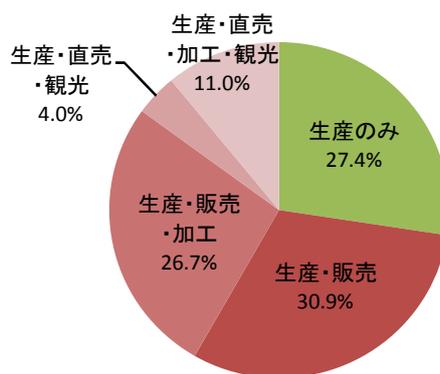
また、全国の農業法人で構成される（公社）日本農業法人協会の調査においては、7割を超える会員が、生産と直売や加工、観光などを取り入れた6次産業化に取り組んでいます（図1-10）。ここでは、これらの農業生産関連事業のうち最も取組の多い農業者自らが行う生産・加工・販売の取組や農家民宿・農家レストランの取組等の現状を紹介します。

図1-9 農業生産関連事業を行っている農業経営体の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：「農業生産関連事業」とは、農産物加工、消費者への直接販売、体験農園等、農家民宿、農家レストラン、など。

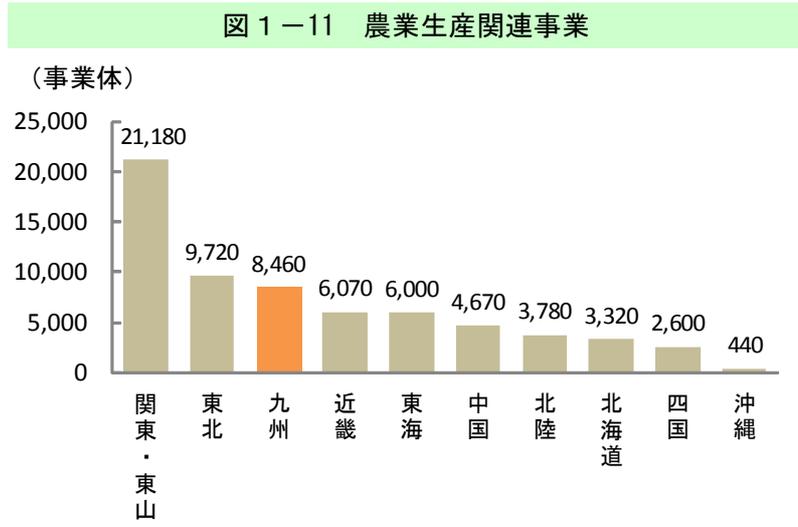
図1-10 農業法人による6次産業化の取組状況



資料：（公社）日本農業法人協会「農業法人白書〈2012年農業法人実態調査結果〉」
2013年5月、4頁より作成。

ア 加工、販売の取組

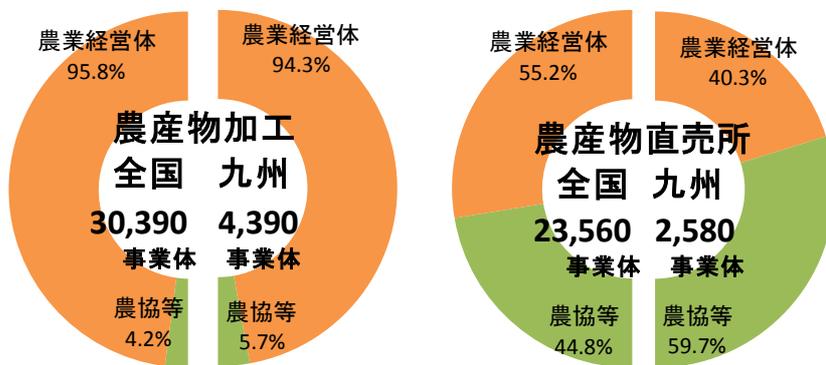
農林水産省が行った平成24年度6次産業化総合調査^{※1}によれば、九州における農業経営体及び農協等による農産物の加工、消費者への直売及び農家レストラン、農業経営体による観光農園や農家民宿を行っている（以下、「農業生産関連事業」という。）数は、8,460事業体となっています（図1-11）。



資料：農林水産省「6次産業化総合調査の結果（平成24年度）」（概数値）

このうち農産物の加工の取組は約半数の4,390事業体で、そのほとんどは個々の農業経営体の取組となっています。一方、九州の農産物直売所の2,580事業体の内訳は、6割は農協等の運営となっていますが、全国では逆に個別の農業経営体の割合が55%と半数以上になっています（図1-12）。

図1-12 農産物加工、直売所の運営主体



資料：農林水産省「6次産業化総合調査の結果（平成24年度）」（概数値）

また、平成21年度農産物地産地消等実態調査^{※2}では、農産物加工場数が3,816、産地直売所数が1,871となっており、近年、農産物の加工、農産物直売所の取組とも増加傾向となっています（表1-2）。

※1 農業者、漁業者等による農水産物の販売戦略及び生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的として、平成22年から実施している。
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/rokujika/index.html> 参照。

※2 産地直売所及び農産加工場における地場農産物の取扱状況や今後の意向を把握することにより、地場農産物の使用動向を明らかにし、農業者等の経営の多角化、高度化を推進する際の資料を整備することを目的として実施している。

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tisan/index.html> 参照。

表1-2 農産加工場数と産地直売所数の推移

区分		平.21 直売所数 加工場数	24 事業体数	平.24/21 %
農産加工場	全国	27,231	30,390	112%
	九州	3,816	4,390	115%
産地直売所	全国	16,816	23,560	140%
	九州	1,871	2,580	138%

資料：農林水産省「農産物産地消費等実態調査報告（平成21年度）」
「6次産業化総合調査の結果（平成24年度）」（概数値）

一方、九州における農業生産関連事業の年間総販売金額を見ると、8千事業体の販売額は、3,387億円となっており、全国の年間総販売額（約1兆7千億円）の2割を占めています。このうち農産物加工の販売額は1,847億円で、同じく全国の販売額の2割を占めており、特に畜産業の盛んな宮崎県と鹿児島県だけで全国の1割に達しています。また、直売所の販売額は1,438億円で、特に大消費圏を抱える福岡県は全国で3位の369億円となっています（表1-3）。

表1-3 農業生産関連事業における年間総販売金額

	全国										
	九州	北九州地域	南九州地域	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
農業生産関連事業計 （全国順位）	1,739,418	338,655	218,139	120,517	65,734 (4)	31,625 (23)	23,508 (32)	62,222 (5)	35,050 (21)	58,399 (8)	62,118 (6)
農産物の加工 （全国順位）	823,730	184,665	100,704	83,961	26,807 (10)	15,298 (17)	7,999 (30)	29,415 (7)	21,185 (13)	43,794 (4)	40,167 (6)
うち農業経営体	293,622	56,612	23,177	33,435	3,977	5,240	3,117	8,065	2,778	15,370	18,065
うち農協	530,107	128,053	77,526	50,527	22,830	10,058	4,882	21,349	18,407	28,425	22,102
農産物直売所 （全国順位）	844,818	143,846	110,638	33,208	36,934 (3)	15,102 (23)	15,065 (24)	30,623 (8)	12,914 (31)	12,996 (30)	20,212 (16)
うち農業経営体	117,572	13,070	8,643	4,428	2,633	412	739	3,727	1,132	2,181	2,247
うち農協	727,247	130,776	101,996	28,780	34,301	14,691	14,326	26,896	11,782	10,815	17,965

資料：農林水産省「6次産業化総合調査の結果（平成24年度）」（概数値）

注1：北九州地域＝福岡・佐賀・長崎・熊本・大分。南九州地域＝宮崎・鹿児島とした。

注2：北九州地域及び南九州地域のデータは各県の数値を積み上げた値である。

注3：同順位の場合は、都道府県コード順としている。

また、一事業体あたりの販売金額は、農業生産関連事業全体で、平均4,003万円と全国平均の2,630万円を大きく上回り、一番規模の小さい長崎県でも全国平均を2割以上超える3,220万円となっています。このうち農産物加工は、南九州地域（宮崎県、鹿児島県）での販売金額が大きくなっており、農業経営体の全国平均1,009万円に対し2,592万円、農協の全国平均4億2千万円に対し6億3千万円となっています。また、北九州地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）では農産物直売所の販売額が大きく、個々の農業経営体では全国平均の904万円に対し1,200万円、農協等では全国平均6,897万円に対し9,532万円になっています（表1-4、図1-13）。

表 1-4 農業生産関連事業における 1 事業体当たり年間総販売金額

	九州										
	全国	北九州地域	南九州地域	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
農業生産関連事業計 (全国順位)	2,630	4,003	3,729	4,618	3,553 (16)	5,184 (5)	3,220 (18)	3,889 (10)	3,307 (17)	5,123 (6)	4,226 (8)
農産物の加工 (全国順位)	2,711	4,206	3,346	6,174	3,046 (17)	4,636 (10)	2,051 (25)	3,232 (16)	4,237 (11)	6,738 (7)	5,657 (9)
うち農業経営体	1,009	1,367	813	2,592	485	1,638	842	927	591	2,440	2,737
うち農協	41,610	51,221	45,604	63,159	38,050	50,290	24,410	53,373	61,357	142,125	36,837
農産物直売所 (全国順位)	3,587	5,575	6,181	4,100	6,156 (8)	7,948 (2)	6,277 (6)	6,805 (5)	4,166 (20)	4,061 (24)	4,125 (22)
うち農業経営体	904	1,257	1,200	1,342	774	1,030	1,056	2,071	1,258	1,558	1,183
うち農協	6,897	8,492	9,532	5,996	13,193	9,794	8,427	9,606	5,610	6,008	5,988

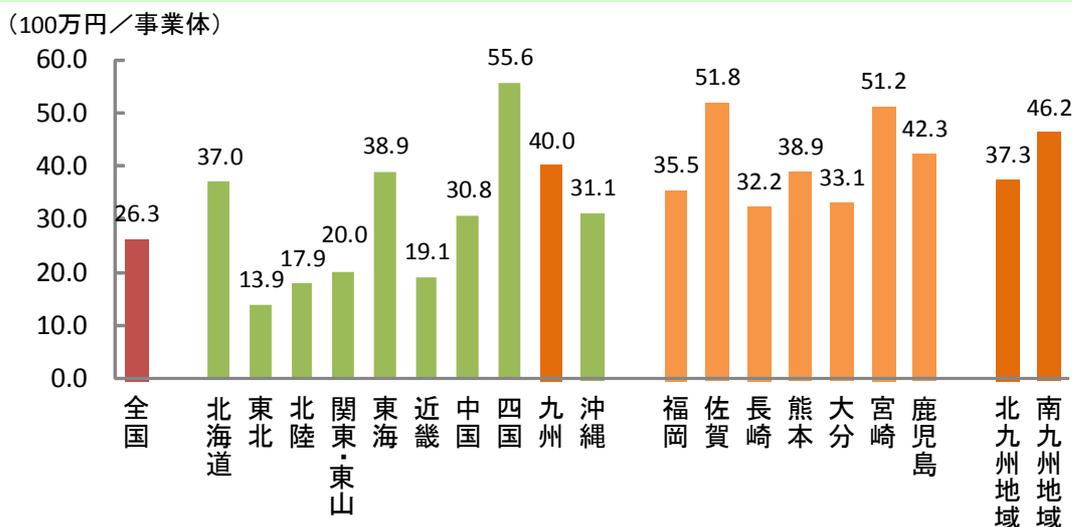
資料：農林水産省「6次産業化総合調査の結果（平成24年度）」（概数値）をもとに九州農政局で作成

注1：北九州地域＝福岡・佐賀・長崎・熊本・大分。南九州地域＝宮崎・鹿児島とした。

注2：北九州地域及び南九州地域のデータ＝各県の数値を積み上げた値である。

注3：同順位の場合は、都道府県コード順としている。

図 1-13 農業生産関連事業の 1 事業体当たり年間総販売金額



資料：農林水産省「6次産業化総合調査の結果（平成24年度）」（概数値）をもとに九州農政局で作成

いずれの取組においても、農協等（含む系列グループ会社）が主体となった加工・直売の事業が大規模に進められており、大消費圏に近い北九州地域においては農産物直売を中心に、また、南九州では畜産や畑作を核とした6次産業化の取組が、全国と比較しても相当程度進んできていることがうかがえます。

【事例：6次産業化によるデコポン・たまねぎの加工・直売

（熊本県芦北町）

JAあしきたは、早く（昭和50年）から農産加工（地場産小麦の麺類の製造・販売）を開始しており、現在は特産品のデコポンやサラたまちゃん（たまねぎ）を原料とした加工品を商品化しています。

商品開発にあたっては、県内外の多様な事業者（JA、市場、メーカー、大手小売、コンビニエンスストア等）とネットワーク協議会を組成して商品化に取組み、これまでに約400アイテムに及ぶ商品を開発しています。

また、平成21年にはファーマーズマーケット「でこぼん」（直売所）を開店し、青果物、あしきた牛、地場の魚介類等の生鮮3品の豊富な品揃えにより、日々のレジ通過人数は多い日で1,300人にもなっています。こうした取組の結果、24年度末の直販（ファーマーズマーケット部門、その他直販部門）の売上高は約18億円に達しています。

規格外品を加工品の原料として有効活用し、また直売所の集客効果も加わることで農産物全般の売上げを拡大し、さらに多様な事業者との連携（ネットワーク協議会等）によって安定的な販路を確保するなど、地域農業の活性化に同JAの取組が大きく寄与しています。

JAあしきたの多様な事業者との連携、商品の共同開発、多様な販路の確保等の取組は、6次産業化の取組における連携（バリューチェーン）と商品開発（イノベーション）のJAにおける先駆的な事例として評価され、25年度の全国シンポジウムでも紹介されました。



まるごとゼリーセット

イ 農家レストラン・農家民宿の取組

農家レストラン及び農家民宿は、自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供することにより、農産物の安定生産や高付加価値化につながるだけでなく、地域に足を運んでもらうことにより農業・農村あるいは食料問題への理解が深まるなど様々な効果が期待されます。

前述の6次産業化総合調査によると、九州において農家レストラン及び農家民宿を行っている事業体は、それぞれ270事業体及び320事業体となっており、農業生産関連事業に占める割合は、農家レストランが3%、農家民宿が4%と、それぞれほぼ全国平均並みの構成となっています。

また、一事業体あたりの販売金額をみると、農家民宿は、全国平均の292万円に対して九州では半分程度の145万円となっていますが、農家レストランは、全国平均の1,845万円に対して九州では2,467万円と大きく上回っています。特に畜産業の盛んな南九州地域（宮崎県、鹿児島県）での販売金額が3,050万円と、農産物の加工の取組同様大きくなっています（表1-5、P32表1-2）。なお、農家民宿の規模が全国と比べて小さいのは、関東～関西圏と比べて都市住民の数が少ないことによるものかも知れませんが、今後拡大の可能性があると考えられます。

表1-5 農業生産関連事業を営んでいる事業体数
及び1事業体当たりの年間販売金額

	農業事業体数						1事業体当たり年間総販売金額			
	全国	九州		農業生産関連事業に占める割合		全国	九州			
		北九州地域	南九州地域	全国	九州		北九州地域	南九州地域		
					%	%	万円	万円	万円	万円
農業生産関連事業計	66,230	8,460	5,850	2,610	100	100	2,630	4,003	3,729	4,618
うち、農家レストラン	1,480	270	χ	80	2	3	1,845	2,467	χ	3,050
うち、農家民宿	1,960	320	χ	100	3	4	292	145	χ	79

資料：農林水産省「6次産業化総合調査の結果（平成24年度）」（概数値）をもとに九州農政局で作成

注1：北九州地域＝福岡・佐賀・長崎・熊本・大分。南九州地域＝宮崎・鹿児島とした。

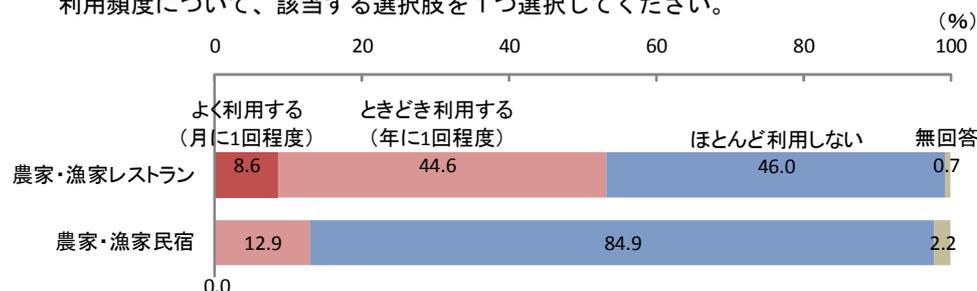
注2：北九州地域及び南九州地域のデータ＝各県の数値を積み上げた値である。

注3：「χ」は県別データが少数のため、数値の公表をしないもの。

一方、消費者アンケート調査によると、農家・漁家レストランについては約半数（46.0%）の消費者が、農家・漁家民宿についてはほとんど（84.9%）の消費者が、「ほとんど利用しない」と回答しています（図1-14）。両者に共通して改善が求められる内容として、「利用してみたいので情報がほしい」、「場所が分かりにくい」といった宣伝不足に関する意見が多く、情報発信の強化が課題といえます。

図1-14 農家・漁家レストラン、農家・漁家民宿の利用状況

問：あなたは、農家・漁家レストラン、農家・漁家民宿を利用したことがありますか。利用頻度について、該当する選択肢を1つ選択してください。



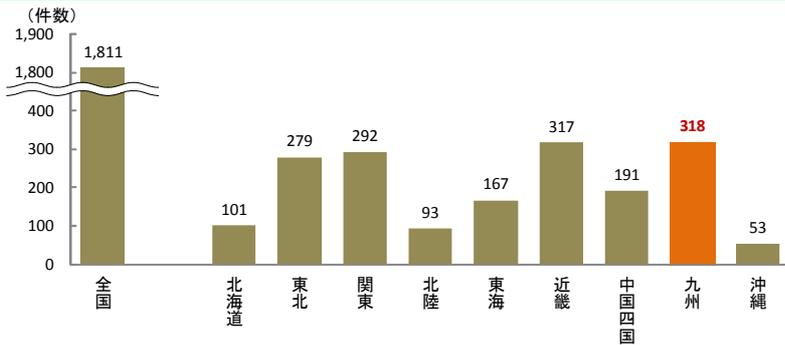
資料：九州農政局「消費者アンケート調査」

ウ 6次産業化の取組の推移（総合化事業計画等）

平成23年度に法制定された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年12月3日公布）（以下、「六次産業化・地産地消法」という。参考資料 P75「Ⅲ 総合化事業計画等の概要」参照。）に基づく総合化事業計画^{*}は、23年の初回認定以降、これまで全国で1,811件が認定されています。九州では、ブロック単位にみると全国で最も多くの318件が認定されています（図1-15）。

^{*} 農林漁業者等が自ら生産した農林水産物やその生産に伴う副産物を用いた商品の加工・製造や、消費者又は事業者への直接販売に進出することで付加価値を向上させ、農林漁業経営の改善を図るためのもの。計画期間は5年以内で、経営改善の指標は新商品等の売上が5年間で5%以上増加し、所得の向上が見られ、計画終了年度に黒字となることが求められる。

図 1-15 総合化事業計画等の認定件数



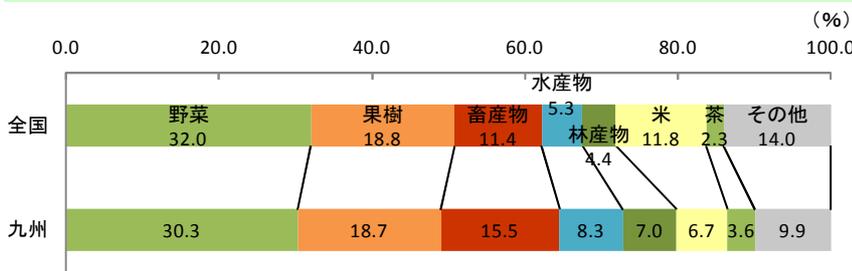
資料：九州農政局「六次産業化・地産地消法に基づく認定の概要」
(累計：平成26年3月31日時点)

表 1-6 九州管内の総合化事業計画の認定件数

県名	総合化事業計画の認定件数	事業内容				
		加工・直売	加工	加工・直売・レストラン	加工・直売・輸出	直売
福岡県	58	39	7	10	1	1
佐賀県	15	12	2	1	0	0
長崎県	23	19	2	1	1	0
熊本県	70	52	13	1	4	0
大分県	25	22	2	0	1	0
宮崎県	70	53	9	1	3	4
鹿児島県	57	41	8	2	3	3
計	318	238	43	16	13	8

資料：九州農政局「六次産業化・地産地消法に基づく認定の概要」
(累計：平成26年3月31日時点)

図 1-16 総合化事業計画の事業内容

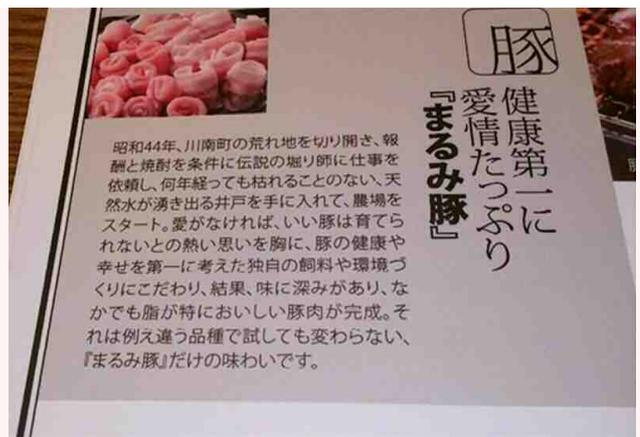


資料：農林水産省「六次産業化・地産地消法に基づく認定の概要」
(累計：平成26年3月31日時点)

【事例：6次産業化による精肉・加工・販売（宮崎県川南町）^{かわみなみちよう}】

(有)協同ファームは、昭和44年に養豚業からスタートし、母豚490頭、年間の肉豚出荷1万頭の規模で畜産経営を行うまでになりましたが、平成22年4月の口蹄疫により、経営に多大な被害を受けました。現在、同社は生育環境に配慮した肥育豚生産に取り組み、自社で精肉加工したブランド「まるみ豚^{トン}※」を用いて、自ら加工、流通・販売まで行う6次産業化に取り組んでいます。

「まるみ豚」は、「エサづくり」、「飲用水・生活水」や「環境づくり」にこだわり、ストレスを与えない飼育に努め、臭みが少ない豚肉として飲食店や一般消費者から評価を受けており、平成24年度には、宮崎県の牛・豚の肉質を評価する大会（共進会）でグランドチャンピオンを受賞しています。



外食店での食材・ブランド紹介

「まるみ豚」は、自社の精肉加工場で精肉販売部位やハンバーガー用ミンチの加工を行い、ハンバーガーの移動販売車やインターネットによる消費者への直接販売、さらに精肉を東京の宮崎料理店に供給するなどの営業活動に取り組んでいます。また、「まるみ豚バーガー」は、ハンバーガー移動販売車で地元や県内のイベントで販売することにより、地元養豚農家の豚肉バーガーとして話題となり、マスコミからも注目され、「まるみ豚」の認知度アップに貢献しています。



まるみ豚バーガー

※「まるみ^{トン}豚」は、美味しさ、安全性、育てる愛情・環境など、たくさんの「まる」が結集している豚肉でありたいというのがブランド名の由来。

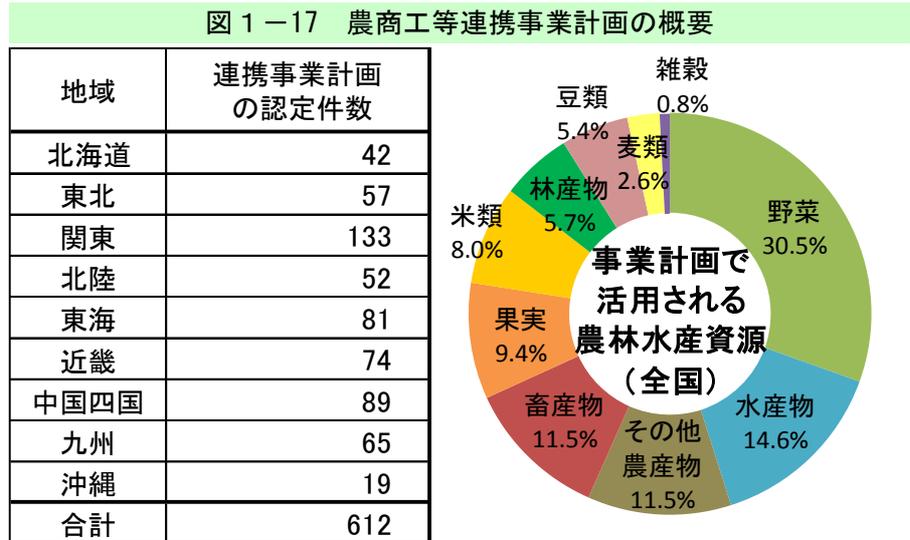
（２）他産業と連携した取組等の現状

これまでに6次産業化の中でも、生産者自ら加工・販売等を行っていく取組を中心に紹介してきましたが、食品関連の加工・製造業者や流通業者などとの連携、いわゆる「農商工連携」も6次産業化のひとつに分類できます。また、最近では食品関連事業者以外にも医療、福祉分野、IT技術関連の分野、大学や試験研究機関等との連携も徐々に広がりつつあります。

ここでは、こういった第2次産業、第3次産業と連携・融合した取組について紹介します。

ア 農商工連携

中小企業者と農林漁業者が連携して行う農商工連携事業の認定^{*}は全国で612件、九州で65件（図1-17）、このうち福岡県、熊本県が17件、鹿児島県が12件となっています。認定事業の傾向としては、「新規用途開拓による地域



資料：農林水産省「農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の概要（平成26年2月3日現在）」

農林水産物の需要拡大、ブランド化」、「新たな作目や品種の特徴を活かした需要拡大」、「規格外や低未利用品の有効活用」の取組が全国と同様に多くの割合を占めています。また、九州で活用される農林水産資源では、野菜、果実、畜産物の順に多く活用されています。

同連携は、中小企業者や農林漁業者が1次、2次、3次の産業の枠を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することとしており、平成20年7月に「農商工等連携促進法」が制定され、これらの認定が行われてきました。

日本政策金融公庫による農商工連携によって6次産業化に取り組む融資先の農業者及び商工業者を対象にした調査(全国)では、お互いの連携により農業者の6割、商工業者の4社に3社（76.3%）が売上が増加したと回答しています（図1-18）。

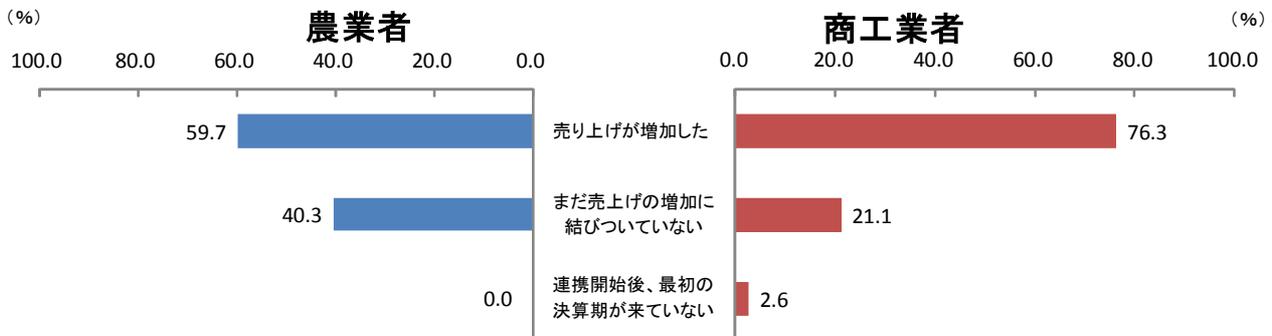
農業者が連携に取り組む目的は、「加工による新商品の開発・販売」、「新規の販売ルートの開拓」が多くを占めていますが、中長期的な事業発展・成長も視野に入れていると思われる「連携先の加工・販売ノウハウの習得」（15.3%）との回答もありました。また、連携における農業者の役割も、「農畜産物の生産」（86.1%）のみならず、「農畜産物や加工品の販売」（43.1%）や「新商品の開発」（36.1%）などへの関与が一定割合に達しており、さらに売上が増加

^{*} 農商工等連携事業計画は、中小の商工業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画で、両者が有機的に連携し、それぞれの経営資源(技術、知識、原料供給等)を有効に活用し、新商品開発等を行いそれぞれの経営の向上を図るための事業計画。計画期間は5年以内で、経営改善の指標は総売上高、付加価値額が5年間で5%以上増加することが求められる。

したと回答した農業者ほどこれらに参加する傾向が強くなっています（図1-19）。

このように2次・3次はそれぞれの専門業者が主に担当しつつ、強固で有機的な連携をすることでそれぞれの得意分野で相互に高まっていく取組は、6次産業化の一形態として大変有効なものとなっています。

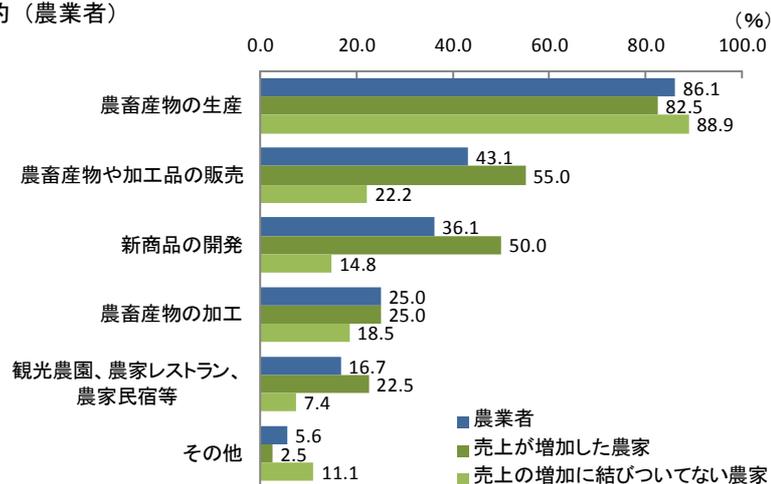
図1-18 農商工連携による売上げの変化



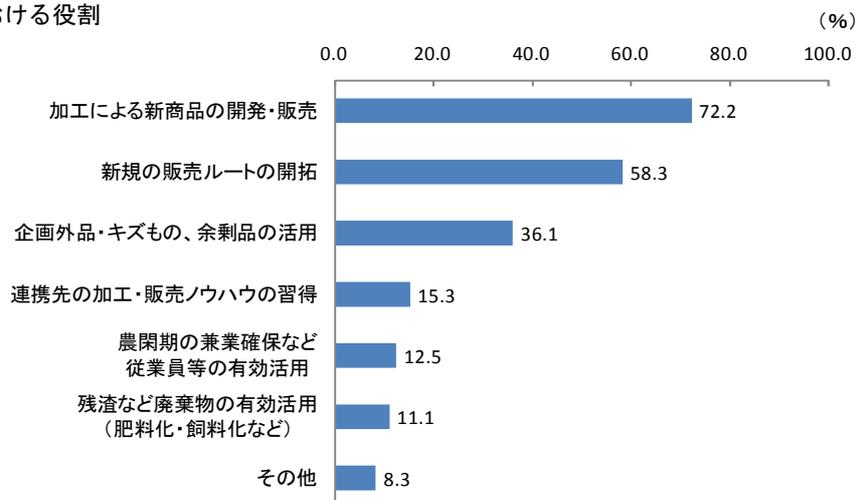
資料：日本政策金融公庫「H26.1.17付 ニュースリリース」

図1-19 農商工連携の目的・役割等

○連携おける目的（農業者）



○連携おける役割



資料：日本政策金融公庫「H26.1.17付 ニュースリリース」

【事例：地域の農産物を活用した農商工連携の取組（鹿児島県志布志市）】

㈲渡辺商店は、平成21年度に農商工連携の認定を受けて、有機農法で栽培したんにくを原料として、独自の製造方法により熟成加工した黒にんじくの製造・販売を行っています。同社の会長は電子部品会社も経営しており、青森県でんにくの熟成加工に使う機械装置の開発を行っていましたが、全国一の産地である青森県のんにく原種が鹿児島県から導入されたとの経緯を知り、鹿児島県の在来品種の活用に着眼しました。

連携する農業者丸野氏は、有機農法による食品加工用かんしょの生産・販売をしてきましたが、より高い取引価格を期待して、㈲渡辺商店と一緒にんにく栽培に取り組むことにしました。

事業を始めるに当たっては、青森県でんにく生産技術や熟成技術の習得を行うとともに、県農業開発総合センターや宮崎大学等と連携し、鹿児島県の風土に合うんにくの品種改良や独自の低温熟成による製造技術に取り組みました。

㈲渡辺商店が販売している「薩摩熟成黒にんじく」は、ポリフェノール成分が多く含まれており、また独自の製法により独特の臭いを取り除いた高品質な商品として、農商工連携の計画認定を受けており、約3年間で百貨店や特約店、消費者への直接販売などの販路が確立されています。

販売先の拡大にともない現在では、んにくの栽培農家は事業開始当初の80戸から180戸に増加し、製品製造量は2tから18tに拡大していますが、今後とも製品の売り上げ拡大や地域の素材を活用した新商品の開発に農商工連携して取り組むことにしています。



黒にんじく

イ 医福食農連携

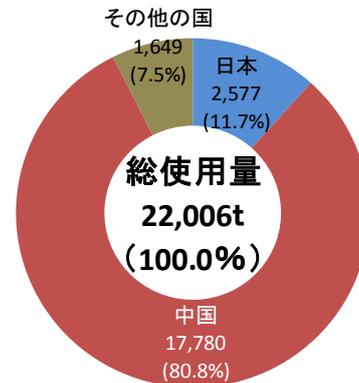
前述の農商工連携では、商工業者と農業者が連携して、既存の需要ばかりでなく新たな市場の創出にも取り組んでいます。医福食農連携は、特に超高齢社会へのライフスタイルの変化や消費者の健康志向に応じ、医療や福祉分野と食料・農業分野が連携して新たな需要へ対応していく動きといえます。

具体的には、漢方薬メーカーとの契約等による薬用作物の生産、介護食品や高い機能性を有する食品の開発、障害者雇用や健康食品への対応などが挙げられます。

（薬用作物）

漢方薬の原料となる生薬の年間国内使用量は約2万2千tで、その8割を中国からの輸入に依存しており、国産は1割強の2,600tにすぎません（図1-20）。薬用作物は、他の農産物のように一般的な取引市場が存在しないことから、その大半が生産者と漢方薬メーカー等との契約栽培により生産されています。また、現在、関係業界、農業団体、行政が連携し、薬用作物生産拡大に向けた取組がされています。

図1-20 原料生薬の使用量と生産国

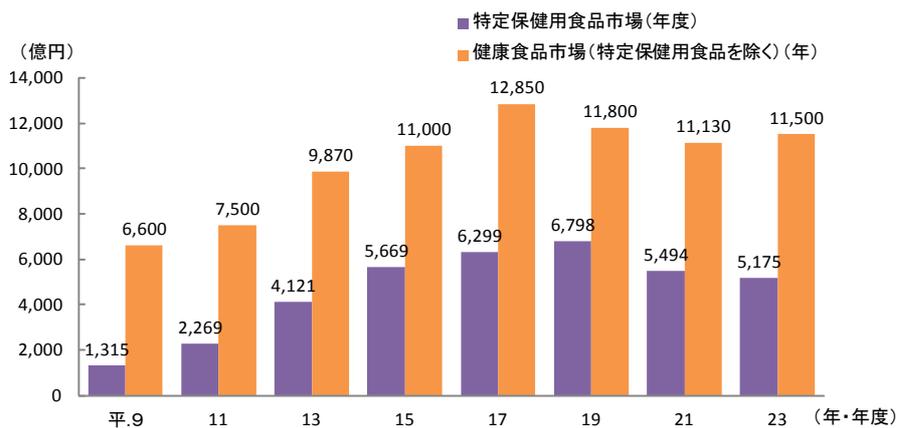


資料：日本漢方生薬製剤協会 生薬委員会
「原料生薬使用量等調査報告書(2)」

（特定保健用食品・健康食品）

民間調査機関等によると、特定保健用食品や栄養機能食品、機能性を生かした食品などの健康食品市場は、近年は横ばい状態で推移しているものの、健康志向の高まり等を背景にその市場を特定保健用食品で概ね5千億円、健康食品で1兆2千億円規模まで拡大しています

図1-21 特定保健用食品及び健康食品市場の推移



資料：特定保健用食品市場は(財)日本健康・栄養食品協会調べ、健康食品市場はUMBが17(株)「健康産業新聞」

（図1-21）。九州においてこうした需要に対する域内企業の貢献度は高く、九州（含沖縄）に本社をおく健康食品関連企業の販売額（2,089億円）

*から推計すれば、全

※ 出典：「九州・沖縄地区の健康食品販売業者の経営実態調査（2012年度）」（株）帝国データバンク福岡支店。九州・沖縄地区に本社を置き、主として食品形状の保健機能食品（栄養機能食品や特定健康用食品）、錠剤・カプセル・粉末形状などの健康補助食品を販売する業者上位50社の売上高。

国の特定保健用食品、健康食品市場の13%、九州の食品製造業等の出荷額の5%になるなど、一定の割合を占めるに至っています。

（介護食品）

商品の少量化などを図った高齢者向けの食品や、硬さや大きさなど咀嚼等に配慮した介護食品などの需要も高まってきています。いわゆる流動食、やわらか食、栄養補給食等の介護食市場は、現状でも約1千億円強の市場規模を有しており、高齢者人口の増加により拡大が見込まれます*。

【事例：産学官の連携による茶の高機能性食品開発（鹿児島県）】

（独）農業・食品産業技術総合研究機構（（独）農研機構）は、茶葉中のメチル化カテキンが抗アレルギー作用を持っていることと、（独）農研機構が育成した茶品種「べにふうき」がメチル化カテキンを高く含有していることを発見しました。

多収品種である「べにふうき」を原料としたペットボトル飲料、リーフ茶等の多数の商品が販売されていますが、（独）農研機構、九州大学、複数の民間企業が共同で「べにふうき」を利用した抗アレルギー食品の開発を目的とした研究を行ってきたなか、鹿児島県や静岡県をはじめとした全国の作付面積が2.6ha（平成15年度）から110.6ha（平成20年度）に拡大してきました。

平成25年8月には、産学官の連携により開発した「べにふうき」の緑茶エキスを含有した入浴剤、ボディークリーム、ベビー沐浴剤等の外用剤を開発・発売して第11回産学官連携功労者表彰農林水産大臣賞を受賞しました。

今後においても、産学官が連携した「国産農林水産物の機能性に係る研究開発の実施」による、新規需要の開拓や海外輸出を展望した、産業界、生産者等との連携による周年需要の開拓と供給体制の構築を目指して、栽培、加工、商品開発を取り組むこととしています。



茶の品種「べにふうき」

* 出典：「高齢者向け食品市場の将来展望2013」（株富士経済）

ウ 試験研究機関等と連携した輸入代替となりうる作物の生産

九州地域では、民間企業と試験研究機関等が連携し、品種開発や普及を行うなどの様々な取組が行われています。

国内で生産される麺用小麦のほとんどは中力と呼ばれるうどん用で、ラーメンやちゃんぽん麺の原料となる強力小麦については、そのほとんどを輸入に頼っています。このような中、福岡県の「ラー麦（ちくしW2号）」は、中華麺用小麦として、試験研究機関、製粉企業、実需者及びJA等が連携して品種開発が行われ、博多ラーメン店を中心に普及が進みつつあり、国産原料の道を切り拓きました。

また、鹿児島県で栽培されるかんしょは、約4割はでん粉原料用であり、かんしょでん粉の約8割は甘味料などの原料となる糖化用ですが、コーンスターチやタピオカでん粉などの安価な輸入品との競合により、価格面では厳しい状況にあります。このような中、新品種「こなみずき」のでん粉は、和菓子（くず餅、わらび餅）などの食品の形や柔らかさを長期間保持でき、また、水産練り製品の食感改良にも使えるなど今までになかった形質を持ち、かんしょでん粉の用途を拓げる素材として注目されています。

農林水産省では平成25年12月に「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」を策定し、「強み」のある農畜産物づくりを加速化させていますが、九州においても様々な品種の開発・利用が進んでいます（表1-7）。食品製造業者等とも連携してこれらをうまく活用することで、地域農業の強みを引き出すとともに、食品原材料の国産化を進めていく必要があります。

表1-7 今後、更に普及が進む（普及が期待される）品種

作物	品種名	育成者	主な用途	特長
水稻	ミズホチカラ	九州沖縄農業研究センター	米粉用・飼料用	米の主食用以外への用途拡大のための、西日本向き多収品種。800kg/10aの玄米収量が期待される。米粉にしたときのパンのふくらみが良。米粉用米のほか、飼料用米にも利用可能。
小麦	ちくしW2号	福岡県	中華麺用	早生で収量性に優れる。生麺の色相が良く、粘弾性に優れ、茹で伸びし難く、とんこつ用ラーメン適性に優れる。
	長崎W2号	長崎県・九州沖縄農業研究センター	ちゃんぽん麺用	背丈が低いいため倒伏しにくく収量が安定。製粉・製麺性は、灰分が少ないことから、製粉歩留まりが高い。麺は食感が滑らかで食味が優れる。
大豆	クロダマル	九州沖縄農業研究センター	煮豆など	九州での栽培に適した黒大豆。大粒で甘みが強くアントシアニン含量が高い。産地への働きかけと品種特性を生かした製品開発が同時並行的に進められており、各地で6次産業化の素材として活用。
かんしょ	こなみずき	九州沖縄農業研究センター	でん粉原料用	でん粉を原料に混ぜて用いることで、和菓子、パン、練り製品などの食品の形や柔らかさを長期間保持。でん粉ゲルのぶるぶるした食感を活かすことができ、かんしょでん粉の食品の利用を拡大。

資料：九州農政局調べ

エ 九州各県の6次産業化を活用した取組

九州管内の各県の農業基本計画や総合計画（参考資料 P77「IV 各県の農業基本計画等における6次産業化の振興策」参照。）においても、6次産業化の取組支援や、2次産業や3次産業との連携、輸出促進、消費者への直接販売が位置づけられています。また、県内の地域振興と結びつけた計画づくりも見られます。

例えば鹿児島県では、加工・業務用野菜が県外で加工され高付加価値化されている現状を見直し、加工技術の開発や情報の集積を通じて、県内での加工を進めることにより、契約取引の拡大による農業所得の向上や、食品加工業の育成等の実現を目指し、県により大隅加工技術拠点（仮称）の整備が進められています。同施設の総事業費は約30億円で、26年3月の完成が予定されています。

熊本県では、「くまもと県南フードバレー構想」を策定し、豊富なポテンシャルを有する県南地域（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）において、「食」関連産業の振興に向けた幅広い取組が展開されています。

宮崎県では、総合的な食関連産業（フードビジネス）の成長産業化を目指して、生産・加工・販売・観光・誘致などの分野においてフードビジネスの拡大を図るため、各種プロジェクトを設定し、県内産学官金が連携したオールみやざき体制で取り組んでいます。

さらに佐賀県では唐津市・玄海町を中心に地域資源を活かした化粧品関連産業振興の動きもあります。

豊かな農業生産と他産業との連携・コラボレーションによる地域活性化は様々な産品を持つ九州の特性を活かした取組と考えられます。

【6次産業化を活用した県等の取組紹介】

○大隅加工技術拠点施設（仮称）整備計画（鹿児島県）

鹿児島県では、畑地かんがいの整備等の進展により「食の一大供給基地」として発展が期待される大隅地域において、この地域の強みである農産物のロットの大きさなどを生かし、素材提供型の農業から、一次加工等による高付加価値型農業への展開を図っていく「大隅農業・加工技術研究プロジェクト」を進めており、その拠点となる大隅加工技術拠点施設（仮称）を平成26年度中の完成を目指し、建築・設備工事や加工機器類の導入などを計画的に進めています。



○くまもと県南フードバレー構想（熊本県）

熊本県では、県南地域の豊富な農林水産物を活かした6次産業化や農商工連携の促進により、地域内の農林水産物の高付加価値化を図るとともに、食品・バイオなどの研究開発機能や企業を集積させる「フードバレー」の形成を推進することで、県南地域全体の活性化を目指しており、今後の目指すべき姿や取組の方向性を示す「くまもと県南フードバレー構想」を策定し、「食」関連産業の振興に向けた幅広い取組を展開しています。



○フードビジネス振興構想（宮崎県）

宮崎県では、総合的な食関連産業（フードビジネス）の成長産業化を目指し、これまで取り組んできた産地・食品加工企業の育成や、「6次産業化」・「農商工連携」などの取組に加えて、飲食業や観光産業などにも発展の視野を広げつつ、総合的・一元的に「フードビジネス」として展開するとともに、「マーケットイン」の視点に立ち、産業の垣根を越えた連携・融合や付加価値の向上を強力に推進するため、「みやざきフードビジネス振興構想」を策定しています。



○唐津コスメティック構想（佐賀県唐津市 他）

佐賀県では、唐津市がフランス・コスメティックバレーと平成25年4月に結んだ連携協力協定を活かして、化粧品分野のビジネス環境を産学官により整備し、フランスをはじめとする海外の団体・企業とのビジネス交流、アジア市場を中心とするグローバルな市場開拓、さらには6次産業化モデルの創造を視野に入れた天然由来の原料研究と高品質の製品開発に取り組むことにより、唐津市・玄海町を中心とした佐賀県内、ひいては北部九州一帯に化粧品関連産業を集積し、雇用を創出することを目指しています。



(3) 輸出の現状

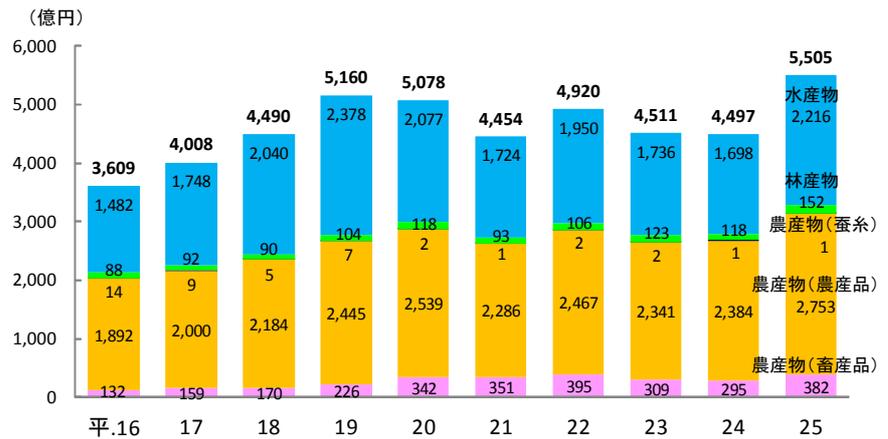
近年の農林水産物・食品の輸出は、円高や平成23年3月の原子力発電所の事故の影響などにより、落ち込みが生じていましたが、平成25年は、昭和30年に輸出額の統計をとり始めて以来の最高値5,505億円（対前年比22.4

%増：全国）となりました（図1-22）。また、農林水産物・食品の輸出額を品目別にみると、農産物のうち加工食品が約3割と水産物（水産物・水産調製品）が4割で、全体の約7割を占めています。

農林水産物・食品の輸出額を輸出先国・地域別にみると、香港、台湾、中国、韓国を始めとするアジアが7割、北米が2割を占めており、この2地域で全体の9割を占めています（図1-23）。

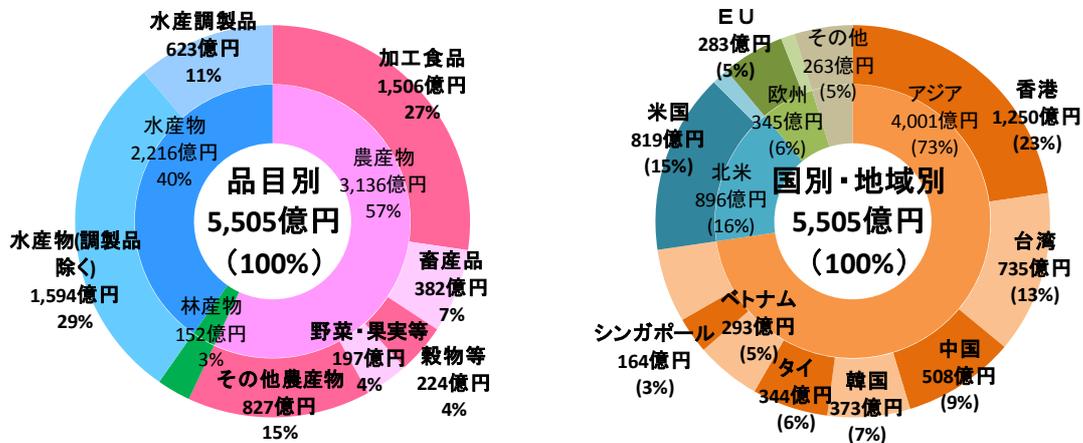
九州各県の主な農林水産物・食品の輸出品目と輸出先（各県への聞取り等）は図1-24のとおりです。主なものでは、果実（いちご、なし、温州みかん等）を香港、台湾、シンガポール、カナダ等へ、かんしょを香港、シンガポール等へ、牛肉を香港、シンガポール等へ、水産物を米国、香港、中国等へ、木材を韓国、中国等へ輸出しています。

図1-22 農林水産物・食品の輸出額の推移（全国）



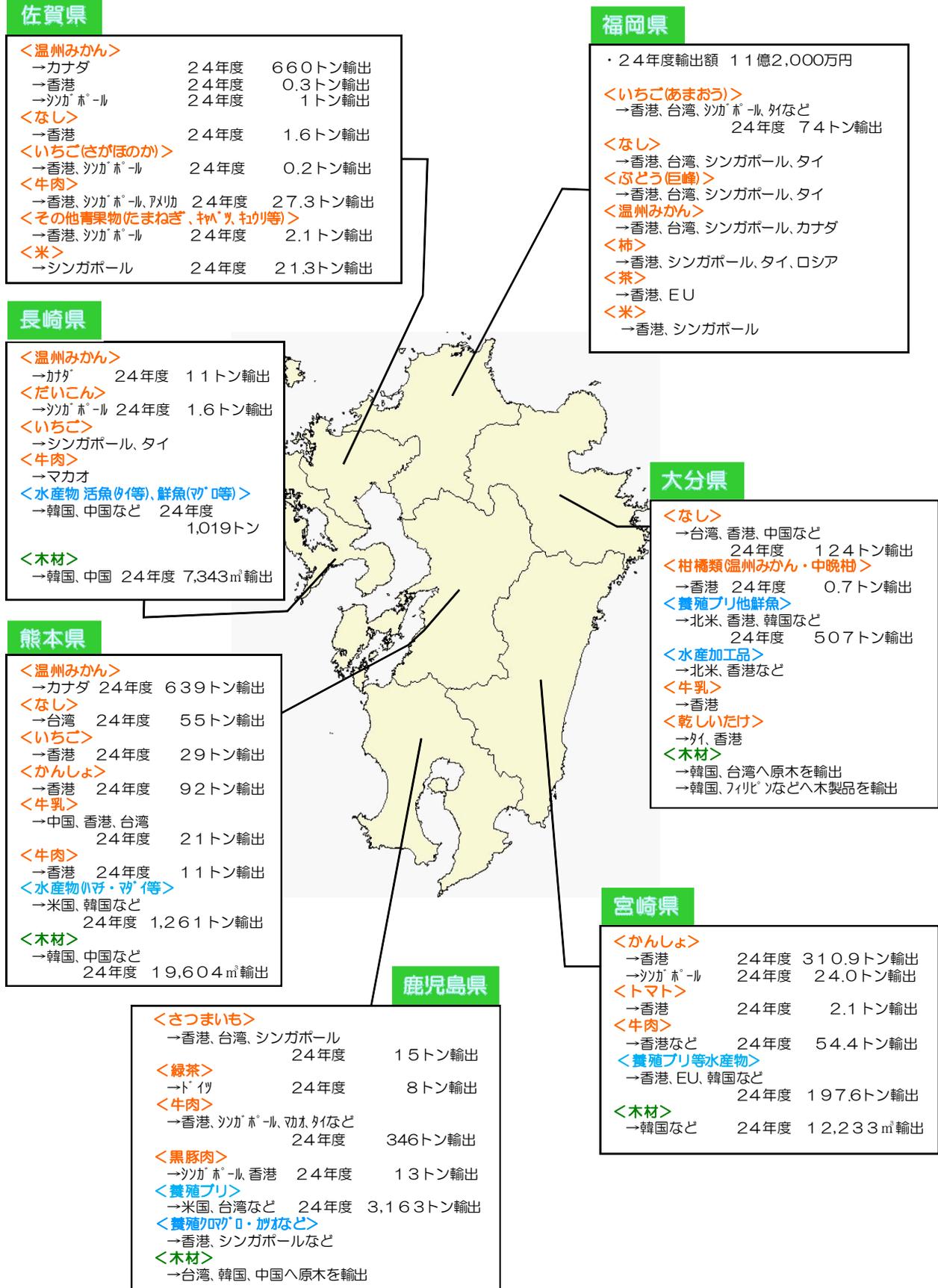
資料：農林水産省「農林水産物輸出入概況」
注：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

図1-23 平成25年 農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳及び国・地域別内訳



資料：農林水産省「農林水産物輸出実績（確定値）」
注1：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成
注2：各地域のその他の国については、データラベルを省略。

図1-24 九州の主な農林水産物・食品の輸出品目と輸出先（平成25年11月現在）

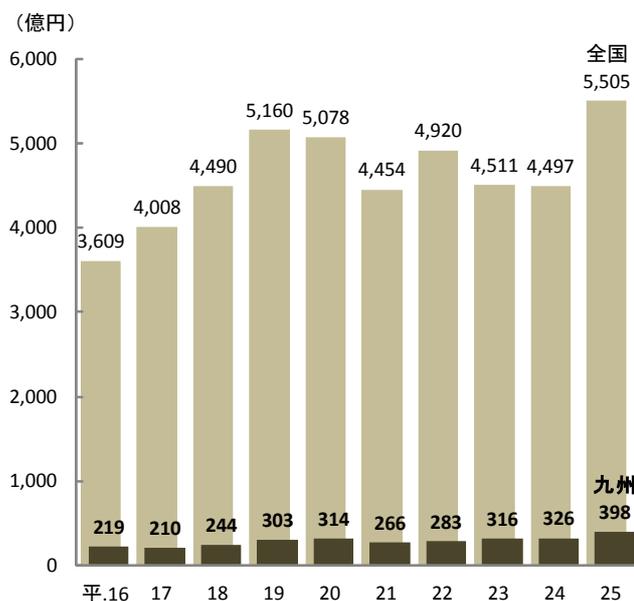


資料：九州農政局調べ（各県からの聞き取り等）

九州の輸出港（九州の税関を通過した）からの農林水産物・食品の輸出額*は、前述の平成25年の全国輸出額の7%の398億円となっています（図1-25）。

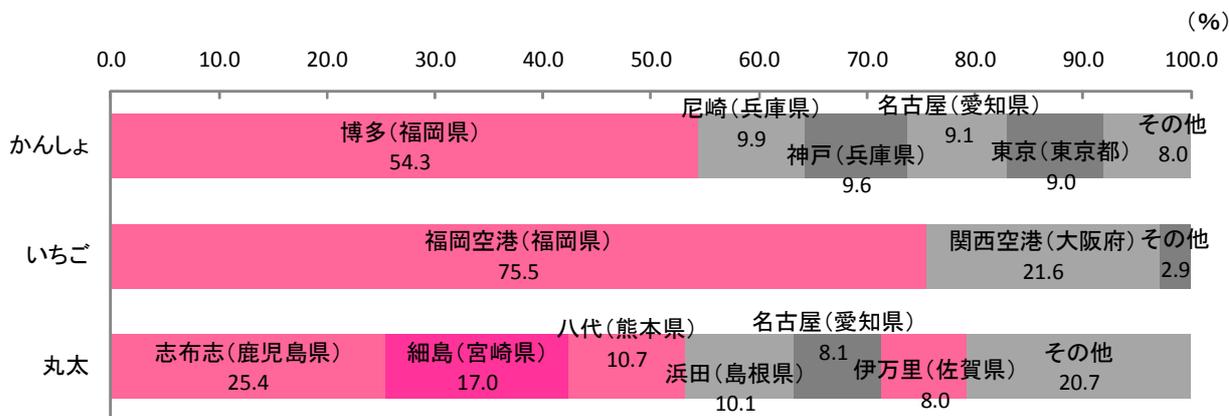
県別の輸出額については統計がまとめられていないものの、門司税関の調査によると、全国の港別輸出シェア（輸出額）について、かんしょの半数以上の54.3%が博多港（福岡県）から、いちごに至っては4分の3を超える75.5%が福岡空港から輸出されています。また、丸太は志布志港（鹿児島県）、細島港（宮崎県）、八代港（熊本県）、伊万里港（佐賀県）の合計で61.1%等となっています。（図1-26）

図1-25 農林水産物・食品の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」
農林水産省「農林水産物輸出入統計」
注1：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成
注2：九州は「貿易統計」をもとに九州農政局で作成

図1-26 農産物の全国港別輸出額のシェア（平成24年）



資料：門司税関「門司税関の貿易統計 特集 かんしょの輸出 (H25.10.21)、いちごの輸出 (H25.4.18)、丸太の輸出 (H25.3.21)」をもとに、九州農政局で再構成
注：港・空港名の(都道府県名)は九州農政局で追記
ここでの農林産物はそれぞれ貿易統計の統計品目番号である「0714.20-000かんしょ」、「0810.10-000生鮮のストロベリー」、「4403.20-000」その他の木材(針葉樹のものに限る)を計上してある。

*九州の港から輸出された農林水産物・食品の輸出額で、九州以外で生産されたものも含まれている。また、九州の生産物であっても九州以外の港から輸出されたものは含まない。さらに20万円以下の小口貨物は含まれていない。

九州農政局では、農林水産業関係者と九州内外の食品製造、流通、サービス業等の企業、団体、経済界の方々との連携を促進し、販売、加工、輸出等の拡大を図っていくことを目的として、「九州農業成長産業化連携協議会」（以下「連携協議会」という。）を、（一社）九州経済連合会、（一財）九州地域産業活性化センター及び九州経済産業局とともに平成24年3月に設立しました。連携協議会においては、農林水産物・食品の輸出をオール九州で取り組み、その拡大を目指すことを目的に輸出部会が設置されています。

連携協議会は日本貿易振興機構（ジェトロ）と共催で、26年2月に、香港で58の事業者の出展による商談会「オール九州農水産物トレードフェアin香港」を開催しました。「九州」としてまとまって外国で食品関係のイベントを行うのは初めての試みでしたが、香港を中心とするバイヤー等約500名の来訪があり、今後の輸出拡大につながることを期待されます（本件については第3章で後述）。

【事例：JA経済連によるかんしょ輸出（宮崎県）】

JA宮崎経済連の青果物の輸出取扱実績（平成25年度）は、数量479トン、金額1億2,096万円で、このうちかんしょは、輸出数量の97%、輸出金額の94%と圧倒的に多くの割合を占めています。また、輸出先は、香港が輸出数量の96%、シンガポールが4%となっています。

輸出しているかんしょは、元々、手間賃が取れば良いと国内で出荷していた500gのパッケージ品（小ぶりのかんしょ）で、中国圏ではお粥に入れて食べたり、蒸して食べる必要があるということを知ったことから輸出が始まりました。

JA宮崎経済連では、かんしょを青果物輸出の基幹品目と位置付け、国内の出荷業者や香港の輸入業者との連携強化を図る等、国内同様の営業活動を行っており、年々、輸出量・金額が増加しています。

また、輸出の取組を生産者の所得にできるだけ反映させるため、産地からの事前価格提示による受注を行っており、そのシェアは伸びてきています。



一田（YATA）百貨店でのフェアの様子
（平成25年8月24日 香港）

第2章 6次産業化の課題と方向性

前章でも述べたとおり、九州においても、各般の6次産業化の取組が進んでいるところですが、新商品の開発や、加工・販売などの新たな分野への進出といった取組が一定の成果を上げるまでには時間が必要であり、また、これまでの種々の取組の中で、新商品開発やコスト削減、販路の確保など、様々な問題点が見えてきています。第2章では、これらの問題点と、その解決方法等について整理していきます。

1 6次産業化の推進に向けた課題と方向性

はじめて「6次産業」という言葉が使われ始めたのは、約20年前といわれています^{*}。これらに類する取組はそれ以前からも当然行われていましたが、同時期前後から増え始め、平成20年には農林水産省・経済産業省により「農商工連携」の制度が開始されました。さらには22年に六次産業化・地産地消法が制定され、全国各地で多くの取組がなされるようになりましたが、これまでの間の6次産業化については、農林水産省はもとより、各種のシンクタンク等で分析され、問題点や課題も整理されています。

ここでは、これらの調査結果から、主な問題点や課題を明示するとともに、本特集編の編集にあたって行った食品関連事業者・消費者アンケートや総合事業化計画等の進捗状況から、九州における6次産業化の課題等についても整理していきます。

(1) 各種調査等で洗い出された課題等

ア 6次産業化の課題等

平成23年度に農林水産省の補助事業で実施された「6次産業化を推進するに当たっての課題の抽出と解決方法の検討（調査報告書）」では、6次産業化の品目共通課題を3点抽出しています。まず一点目として、自社の事業ビジョン、事業の目標を具体的に設定し、6次産業化の展開の方向性等を明確に伝える仕組みを構築する“ビジョンの明確化・共有化”、二点目として、ターゲットとなる顧客の設定とそのニーズの把握、さらには「その先のニーズ」を満たす商品の提案など“マーケットイン(消費者視線)の実践”、さらに三点目として、組織目標の達成度を常に管理し「自社でどこまでやるべきか」を明確にするなどの“組織管理の実行”をあげています(表2-1)。

^{*} 平成8年前後に、現東京大学名誉教授の今村奈良臣氏が提唱したのが初めてといわれている。また、「食料・農業・農村白書」では、平成11年度に初めて登場。

表2-1 6次産業化の課題

課題	必要性
ビジョンの明確化・共有化	6次産業化を行う上では、企業／組織として「どうなりたいか」を明確にし、社内外・地域に共有している必要がある。そのためには、まず、自社の事業ビジョン、事業の目標を具体的に設定する必要がある。その上で、社内外・地域に対して、自社のブランド価値、6次産業化の展開の方向性を明確に伝える仕組みを構築する必要がある。
マーケットインの実践	自社の事業ビジョンを設定し、6次産業化の展開の方向性を明確にしていく中で、自社が提供する価値を最も評価してくれる「ターゲットとなる顧客」を具体的に設定する必要がある。更に、そのターゲットとなる顧客のニーズをつかみ、かつ、そのニーズに単純に「対応する」だけでなく、「その先のニーズを満たす」商品を提案していく必要がある。
組織管理の実行	構想力を保持し、マーケットインを実践するためには、組織的な経営が求められる。具体的には、ビジョンを計画に落とし、それに至るまでの過程を見える化し、部門間で協働して目標管理を行う必要がある。更に、企業／組織の目標の達成度を常に管理し、「自社でどこまでやるべきか」を明確にしている必要がある。 組織管理を実行する上では、むやみに手を広げず、自社の経営資源に見合った業務範囲を設定し、必要に応じて外部と役割分担するなど、着実な成長を志向していくことが大切である。

資料：野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社「6次産業化を推進するに当たっての課題の抽出と解決方法の検討（調査報告書）」から、九州農政局で作成

なお、これらの6次産業化の課題としてあげられた事業体のビジョンの明確化、マーケットインの思想の実践等については、農業(家)経営においても有効に必要な経営(者)感覚と考えられます。6次産業化への取組を通じて、このような経営感覚が農林漁業者の経営にも浸透し、更に農業生産の拡大・進展にも寄与していくことが期待できます。

イ 長期的な視点の計画づくり

日本政策金融公庫が平成23年に実施した、消費者への直接販売や農産加工の取組を実施している農業者への調査によれば、6次産業化に取組んでから事業が軌道に乗り黒字化するまでに、平均でおおよそ4年間かかっています（表2-2）。

表2-2 6次産業化操業年数・黒字化年数

項目	年数
6次産業化操業年数(平均)	13.5
黒字化年数(平均)	4.1

資料：日本政策金融公庫「H23.12.2 ニュースリリース」

ウ 技術・ノウハウの向上等人材育成の重要性

同じく日本政策金融公庫のアンケートによれば、農業者が6次産業化を進める上で不足している、充実すべき人材又はノウハウとして、第一に「営業・販路開拓」第二に「加工」と回答しています。営業や加工に不慣れな農業者にとって、流通業者等との交渉や販路拡大のための営業は、ハードルが高い

ことがうかがえます(図2-1)。

一般に農業者は、生産技術については会得し知見を重ねていますが、マーケティングや営業、加工技術や販売戦略、顧客の反応の把握などのノウハウは十分ではない場合が多いと考えられます。

これらのハードルを克服するためには、できる限り営業やバイヤーなどの流通事業者と交渉する機会を増やし、実践によりニーズを把握し、マーケットインの発想や経営感覚を体得していくことが必要です。このため、各種団体などが主催する商談会などに参加し、経験を重ねていくことも課題解決の一つの方法となります。これらの商談会には同様の立場の生産者も多く参加しており、共通の課題や解決策等についての情報交換などを行うことも大変有効と考えられます。

また、技術・ノウハウの向上などは、2次・3次産業の事業者の知見を活用することも大切です。中小企業向けの企業支援や、農商工連携の取組の支援でも人材育成のための各種事業メニューが用意されており、これらを利用することも有意義です。

エ 新商品開発に係る課題等

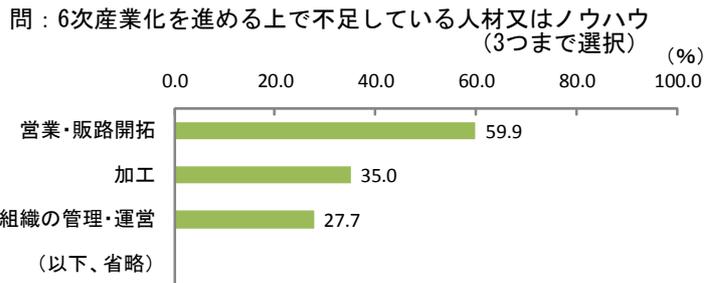
新商品開発の助成事業に係るものについて、商品化が進まない、販売実績がない商品に係る問題点を調べた総務省の「食品流通対策に関する行政評価・監視」結果報告書の整理を見ると①製造・販売経路確保の問題、②原料確保の問題、③コストの問題、④製品内容・販売時の問題を主な原因として分類しています(表2-3)。

農林水産省では、こうした問題への改善措置として、当該事業に取り組んだ事業実施者に対して、全国規模(若しくは各地域)で開催される商談会や研修会等への積極的な参加を促しています。

前項でも述べた商談会への参加は、流通業者の仕入れ担当バイヤーとの交渉が用意され、販路確保の交渉の経験は、今まで自ら販売を行っていない農業者にとっては、マーケットインの感覚を知る貴重な経験となります。

また、製品内容・販売時の問題における詳細な理由では、商品の脱色や食味、食感、他の原料との相性など、技術面の問題があげられており、これらの課題解決のためには、例えば加工業者や県等の食品関係の工業技術センター、大学

図2-1 6次産業化に求める人材



資料：日本政策金融公庫

「平成24年度 農業の6次産業化等に関する調査」

注：回答率が高かった上位3つを九州農政局で抜粋して計上。

等の研究機関との連携・相談などにより、技術の向上を図ることが重要と考えられます。

表 2-3 事業実施主体において開発商品の販売実績がない主な理由等

販売実績がない主な理由	詳細理由
① 製造・販売経路確保の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業において商品開発したものの、製造業者の協力が得られなかったため ・ 事業期間内に製造業者の特定まで行えなかったため、酒造会社から提供を受けた酵母の特許の件で折り合いがつかなかったため ・ 米粉の粉碎加工技術の検討が十分にできなかったことにより、米粉加工食品に向く品種を明確に絞り込めず、栽培先を決めることができなかったため ・ 異分野(官公庁、病院・介護施設、商社等)での販路開拓を行うことにより、経営の多角化を図ることを目指して開発した災害非常食及び介護食であるが、販売経験の乏しい異分野への販路開拓が思うように進まなかったため
② 原料確保の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料確保体制の不備等のため ・ 原料の安定的な確保が難しいため ・ 原料の生産量が少なく、収穫時期も限られ、年間使用料の確保が困難なため
③ コストの問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 瓶詰めのため流通コストが掛かり、手作りのため製造コストが高くなったため ・ 販売予定価格に対して、製造コストが高くなったため
④ 製品内容・販売時の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他製品との優位性がなくなったため ・ 店頭での脱色のため ・ 味等の問題のため ・ 原料(大根)の品質が安定化せず、製品化が遅れたため ・ 開発した低分子コンニャクマンナンは、粘度が低く、食感がゼリーに合わないことが判明したため ・ 試作、検討を繰り返し行ったが、皮のもちもち感を得られなかったため ・ 原料から抽出したカルシウムとろみ酢と相性が悪く、変色するため ・ テスト販売の結果が思わしくなかったため ・ 関東圏の展示会に出したが、関東では馴染みがないとの意見があり、また、煮付けにすると身が崩れやすくなるため

資料：総務省「食品流通対策に関する行政評価・監視」結果報告書（表2-(2)-③）(H23.7)

オ 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE^{*}）の活用

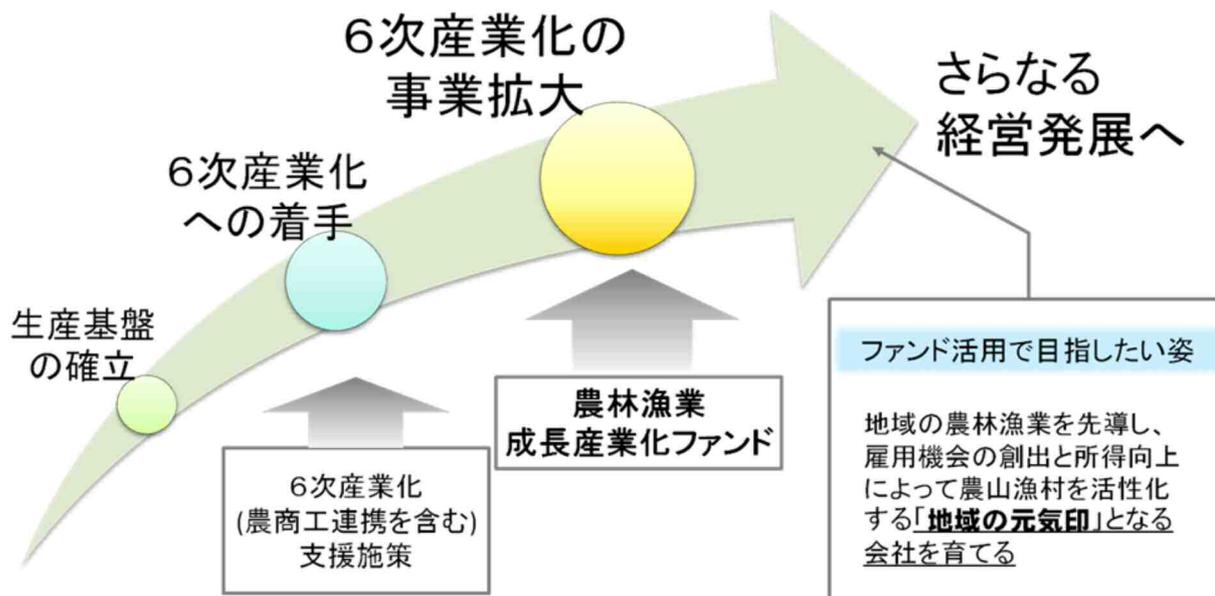
6次産業化がかなり進展し、企業的経営段階に達した農業者が事業の多角化を進めるのに必要な資金需要に対し、官民連携した資本形成によるファンドである(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が平成25年1月に設立されました（図2-2、図2-3）。また、実際の出資にあたる地方のファンド（サブファンド）も全国各地に設立されました（表2-4）。

6次産業化推進の支援策に補助金や、融資に加えて出資が用意されましたが、補助金等の対象範囲が限定的であることに比較し、出資による資金は、用途の自由度が高く、かつファンドやパートナー企業からの資金調達により、自己資本より遙かに大きい事業費の確保が可能になります。

出資の実績としては、26年3月現在全国で8件となっており、そのうち九州では西日本水産(株)と(株)熊本玄米研究所の2件の出資案件が事業を開始しています。今後数年間のあいだに九州でいくつもの新たな出資が行われるものと期待され、我が国の6次産業化を進める強力な一手段となっています。

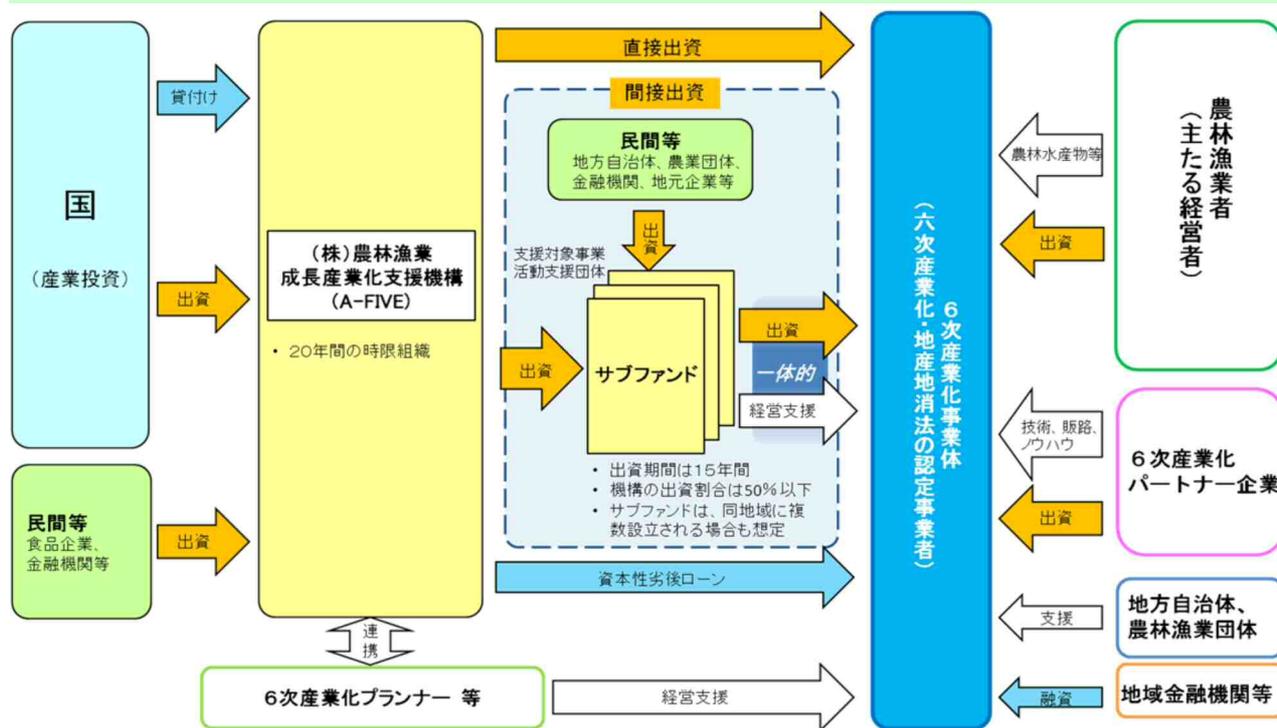
^{*} A-FIVE（エーファイブ）：株式会社農林漁業成長産業化支援機構の英名：Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan の略。

図2-2 6次産業化の成長・拡大に資する取組



資料：農林水産省「6次産業化の推進について」

図2-3 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の概要



資料：農林水産省「6次産業化の推進について」

表2-4 九州における農林漁業6次産業化サブファンド

サブファンド名	GP ^(注1) に関する情報	出資構成 ^(注2)	支援額 ^(注2・3) (総額)	支援 決定日	存続 期間	主な投資 対象地域
NCB九州6次化応援 投資事業有限責任組合	㈱NCBリサーチ &コンサルティング (代表者)古賀 恭介 (所在地)福岡県福岡市博多区 下川端町2番1号	㈱西日本シティ銀行:995百万円 ㈱NCBリサーチ&コンサルティング :5百万円 ㈱農林漁業成長産業化支援機構 :1,000百万円	1,000百万円 (2,000百万円)	H25.3.25	15年間	主に 九州域内
さざん6次産業化 投資事業有限責任組合第1号	㈱佐銀キャピタル &コンサルティング (代表者)鴨打 裕 (所在地)佐賀県佐賀市唐人 2丁目7番20号	㈱佐賀銀行:245百万円 ㈱佐銀キャピタル&コンサルティング :5百万円 ㈱農林漁業成長産業化支援機構:250百万円	250百万円 (500百万円)	H25.10.28	15年間	佐賀県、 福岡県、 長崎県等 北部九州 及び その近隣地区
十八6次産業化支援 投資事業有限責任組合	㈱ドーガン (代表者)森 大介 (所在地)福岡県福岡市中央区 大名2丁目4番22号	『元気な長崎』応援投資事業有限責任組合 ^(※) :500百万円 ※投資事業有限責任組合の概要 GP:㈱ドーガン LP ^(注4) :㈱十八銀行 出資総額:1,500百万円 ㈱ドーガン:1百万円	501百万円 (1,002百万円)	H25.6.24	15年間	長崎地方全域
おおいた農林漁業事業化支援 ファンド投資事業有限責任組合	大分ベンチャーキャピタル㈱ (代表者)阿知波 孝典 (所在地)大分県大分市中央町 2丁目9番24号	㈱大分銀行:960百万円 大分リース㈱:10百万円 大分中央保険㈱:10百万円 大分ベンチャーキャピタル㈱:20百万円 ㈱農林漁業成長産業化支援機構 :1,000百万円	1,000百万円 (2,000百万円)	H25.3.25	15年間	大分県内に 本店を置く 事業者が中心
肥後6次産業化投資事業 有限責任組合	肥銀キャピタル㈱ (代表者)藤本 英昭 (所在地)熊本県熊本市中央区 下通1丁目9番9号	㈱肥後銀行:490百万円 肥銀キャピタル㈱:100百万円 ㈱農林漁業成長産業化支援機構:500百万円	500百万円 (1,000百万円)	H25.3.25	15年間	九州地域 (主に熊本県)
みやざん6次産業化 投資事業有限責任組合	宮銀ベンチャーキャピタル㈱ (代表者)原田 正純 (所在地)宮崎県宮崎市 橋通東4丁目3番5号	㈱宮崎銀行:498百万円 宮銀ベンチャーキャピタル㈱:2百万円 ㈱農林漁業成長産業化支援機構:500百万円	500百万円 (1,000百万円)	H25.9.30	15年間	宮崎銀行の 営業エリア
かごしまアグリクラスター 6次産業化投資事業有限責任組合	鹿児島ディベロップメント㈱ (代表者)米澤 秀和 (所在地)鹿児島県鹿児島市 南栄6丁目1番地20	㈱鹿児島銀行:499百万円 鹿児島ディベロップメント㈱:1百万円 ㈱農林漁業成長産業化支援機構:500百万円	500百万円 (1,000百万円)	H26.3.24	15年間	南九州を 中心とする 地域

資料:農林水産省

注1:GP(general partner、無限責任組合員)とは、投資事業有限責任組合において組合の業務執行を担い、組合の運営管理及び損益に責任を負う組合員のことをいう。

注2:地域金融機関の出資額を上限として、機構は出資を行う。

注3:機構は、上記の対象事業活動支援団体(サブファンド)から出資を受ける対象事業者に対し、民間金融機関からの借入れが困難と認められる場合、資本金劣後ローンを貸し付けることができる。

注4:LP(limited partner、有限責任組合員)とは、投資事業有限責任組合において、組合の債務について出資額を限度に責任を負う組合員のことをいう。

【事例:農林漁業6次産業化ファンドの出資案件】

○ウナギ養殖における再肥育技術の改善による未成熟ウナギの高品質化

(西日本水産株式会社:福岡県福岡市)

実施体制: ㈱西日本冷食とNCB九州6次化応援投資事業有限責任組合による事業形成で、出資総額は1億2千万円。

案件概要: ウナギの稚魚であるシラス資源の減少・逼迫により、通常のウナギ養殖がコスト高になる中、2級品(未成熟ウナギ)を、冷凍魚介類の製造販売で発生する残さ(シャコの殻)を活用した特殊配合飼料で再肥育し、高品質の成熟ウナギとして専門店へ販売。

ポイント: ウナギ養殖の新しいビジネスモデルの創出及び未利用資源の活用。



ウナギ養殖場

○新規需要米（玄米）を主原料とする玄米ペーストパンの製造販売

（株）熊本玄米研究所：熊本県大津町^{おおつまち}

実施体制：（株）アグリ中九州等と肥後6次産業化投資事業有限責任組合による事業形成で、出資総額は6千万円。

案件概要：農研機構が開発した新品種の新規需要米（玄米）から、新しい技術で玄米ペーストを製造し、それを原料としたパンの製造・販売。従来の米粉を製造する際には、玄米を精米することが必要だったが、その工程を省くことで製造コストの低減が図られる。

ポイント：玄米を原料としたパン製造・販売の新しいビジネスモデルの創出、業務用需要の取り込み及び新規需要米の生産拡大。



玄米ペーストパン

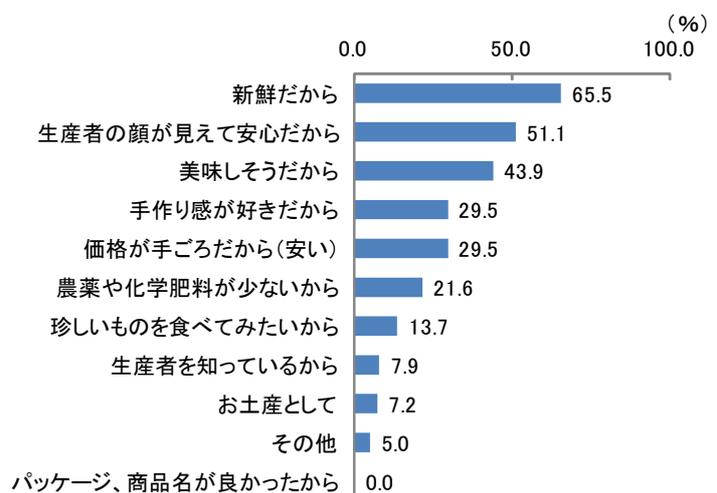
（2）九州における取組に係る課題と方向性

ア 消費者の6次産業化商品の印象（消費者アンケート調査結果から）

農産物直売所や道の駅でのいわゆる「地場商品」や、一般食品メーカーの加工食品ではなく農家・漁家等の「手作り商品」（消費者アンケート調査では、これらの商品を「6次産業化商品^{*}」とした。）を購入している消費者に、その購入理由を聞いたところ、「新鮮だから」とした回答が最も多く、次いで「生産者の顔が見えて安心」、「美味しそう」となっています。（図2-4）。

図2-4 6次産業化商品の購入理由

問：一般に流通している野菜、肉や食品メーカー製の加工食品ではなく、いわゆる「地場商品」、「手作り商品」（≒「6次産業化商品」）を購入する場合、その理由は何ですか。主な理由を3つ以内で選択してください。



資料：九州農政局「消費者アンケート調査」

^{*} 「農産物直売所や道の駅など」や「スーパーなどの地域農産物コーナー」などにおいて、いわゆる「地場産品」、「生産者の顔の見える商品」として販売されている生鮮食品（野菜、果物、米、肉、魚等）や、一般食品メーカーの製品ではなく「農家・漁家の手作り商品」や「〇〇ファームが製造し販売している商品」等として販売されている加工食品（総菜、漬物、ジャム、菓子、ジュース等）を6次産業化による商品の具体例として例示し、それらの商品を「6次産業化商品」として、その購入頻度や購入理由等について回答を求めたもの。

逆に6次産業化商品を購入しない理由として、半数を超える消費者が「価格が高い」を選択しています。次いで多かったのが「製品の衛生管理などに不安」、「美味しそうになかった」、「品質や規格にバラツキがある」が続いています(図2-5)。

一般の食品を選択する際の基準として多くあげられる「新鮮」、「安全・安心(国産)」、「味」と、今回の6次産業化商品の購入理由(「新鮮」、「生産者の顔が見えて(≒安心・安全)」、「美味しそう」)は概ね合致しており、6次産業化商品は、消費者ニーズを満たす商品であるといえます。

一方、前述のアンケート結果にあるように、6次産業化商品は決して手頃な価格の商品としては捉えられていません。また、価格以外に購入をためらう理由としては、「製品の衛生管理」や「品質や規格のバラツキ」などがあげられています。衛生管理や品質管理を徹底し、それを消費者の目に見える形で伝えていくことも、6次産業化を進める一つの観点といえます。

一方、前述のアンケート結果にあるように、6次産業化商品は決して手頃な価格の商品としては捉えられていません。また、価格以外に購入をためらう理由としては、「製品の衛生管理」や「品質や規格のバラツキ」などがあげられています。衛生管理や品質管理を徹底し、それを消費者の目に見える形で伝えていくことも、6次産業化を進める一つの観点といえます。

イ 関係機関の連携による6次産業化の推進(サポートセンター等の活用)

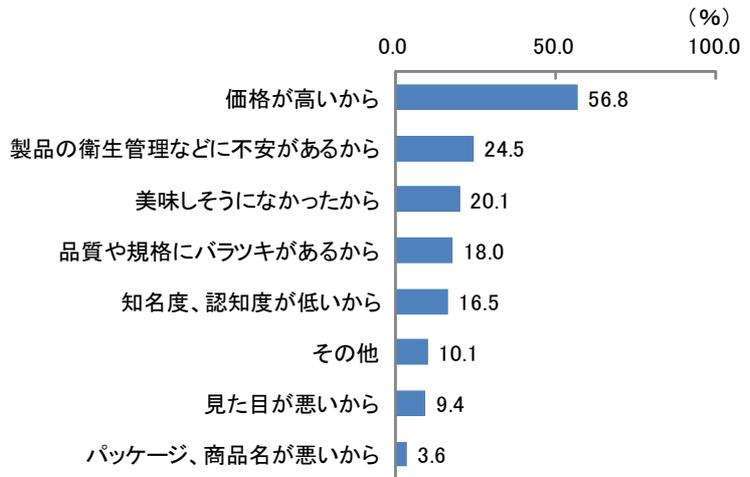
6次産業化の取組において、最初の相談や問合せへの対応は各地にあるサポート機関及び農政局地域センターが行っています(表2-5)。九州においては115名の6次産業化プランナーがサポート機関に登録され活動しています。

6次産業化プランナーは、農林漁業者の事業構想を聞き取り、主に総合化事業計画の作成の支援を行っていますが、今後はサポート機関の活動に合わせて既認定者へのフォローアップも重要になっており、フォローアップについては、都道府県段階のサポート機関と全国段階の6次産業化中央サポートセンターが連携して取り組むことになっています。

6次産業化サポート機関は、各県の6次産業化推進の支援機関として、地元の個別相談の対応の他、県・市町村、JA、サブファンド等と連携した事業の案件発掘や、異業種とのマッチング、交流会活動等を通じた6次産業化の推進活

図2-5 6次産業化商品を購入しない理由

問：野菜、肉や加工食品の購入に際し「地場商品」、「手作り商品」(≒「6次産業化商品」)が近くにあっても購入しない場合、その理由は何ですか。主な理由を3つ以内で選択してください。



資料：九州農政局「消費者アンケート調査」

動を担うことになっています。

表 2-5 九州における 6 次産業化サポートセンター

名 称 (サポート機関名)	住 所 ・ 連 絡 先
ふくおか 6 次産業化・農商工連携サポートセンター (福岡県中小企業振興センター ・福岡県中小企業診断士協会 共同企業体)	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9-15 (財)福岡県中小企業振興センター 6 階 電 話 : 092-622-7575 F A X : 092-624-3300
佐賀 6 次産業化サポートセンター (公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター)	〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝 114 電 話 : 0952-34-4418 F A X : 0952-34-4412
長崎県 6 次産業化サポートセンター (株式会社 パソナ)	〒850-0032 長崎市興善町 2-24 長崎第一生命ビル 1 階 電 話 : 095-823-0800 F A X : 095-823-3034
熊本 6 次産業化サポートセンター (熊本県農業協同組合中央会)	〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 2-3 JA熊本県会館 2 階 電 話 : 096-328-1266 F A X : 096-328-1031
大分県 6 次産業化サポートセンター (公益財団法人 大分県産業創造機構)	〒870-0037 大分市東春日町 17 番 20 号ソフトパークセンタービル 電 話 : 097-537-2424 F A X : 097-534-4320
みやざき 6 次産業化サポートセンター (公益社団法人 宮崎県農業振興公社)	〒880-0913 宮崎市恒久 1 丁目 7 番地 14 電 話 : 0985-51-2011 F A X : 0985-51-8006
鹿児島 6 次産業化サポートセンター (公益社団法人 鹿児島県農業・農村振興協会)	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 電 話 : 099-213-7223 F A X : 099-213-7229

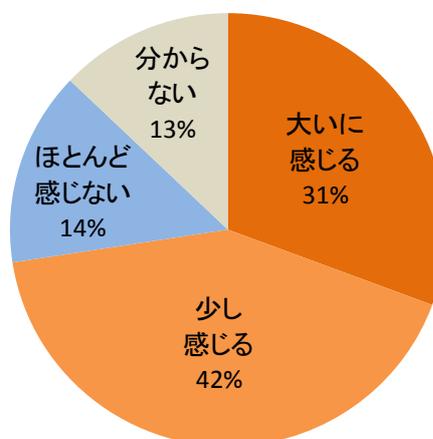
資料 : 農林水産省

ウ 6 次産業化の取組による意識変化等

九州における六次産業化・地産地消法の平成 23 年度の認定事業者を対象としたアンケート調査によると、認定事業者は、6 次産業化の取組を通じて 2 次・3 次産業を身近に感じるようになっていきます (図 2-6)。経営に対する意識変化では、「変わった」とする回答がほとんどを占め、意識変化の内容としては、「生産から販売までのコスト」や「消費者のニーズ把握」の回答が 8 割あり、生産だけでなく経営を行うとの意識変化がみられます (図 2-7、図 2-8)。また、

図 2-6 2 次産業、3 次産業との関係

問 : 2 次、3 次産業が身近になったと感じるか

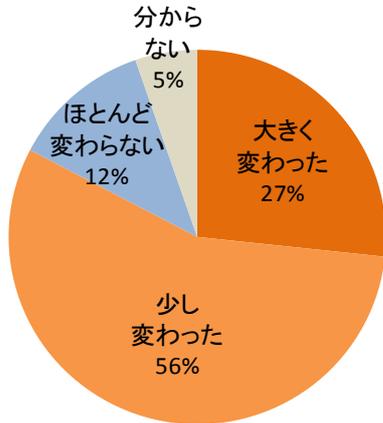


資料 : 九州農政局「6 次産業化施策の推進に関するアンケート調査 (認定事業者)」

認定計画作成を支援しているプランナーも、認定事業者が消費者ニーズの把握を意識するなど、変化を感じています（図2-9）。さらに、ほとんどの認定事業者が、6次産業化に取り組むことで地域の活性化にも貢献していると感じています（図2-10）。

図2-7 経営に対する意識変化

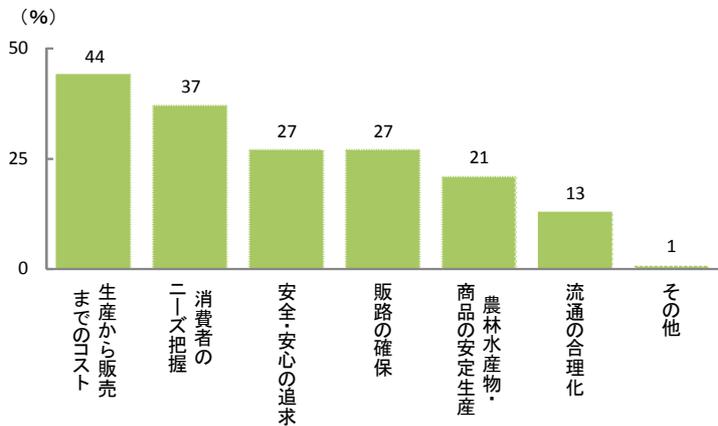
問：取組み前後で意識が変わったか
(回答者：認定事業者)



資料：九州農政局「6次産業化施策の推進に関するアンケート調査（認定事業者）」

図2-8 経営に対する具体的な意識変化

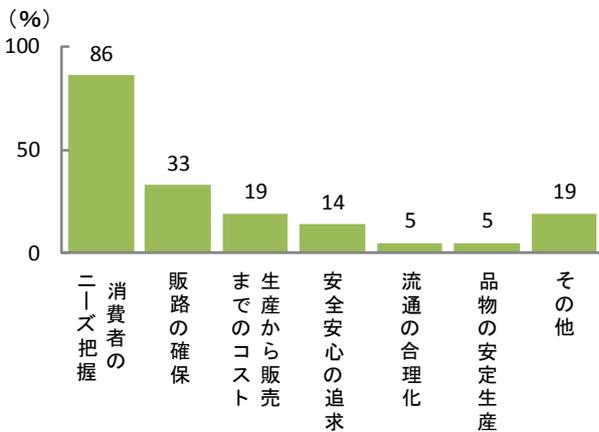
問：どのような意識変化があったか。(複数回答)
(回答者：認定事業者)



資料：九州農政局「6次産業化施策の推進に関するアンケート調査（認定事業者）」

図2-9 経営に対する意識変化の現れ

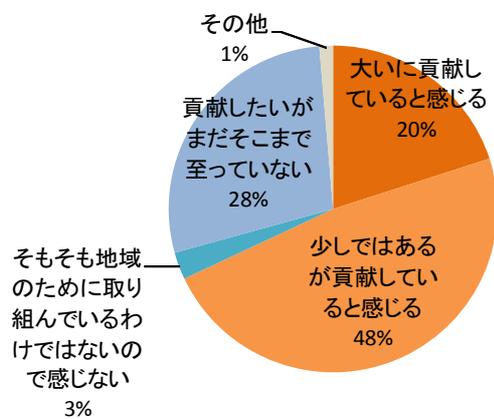
問：認定事業者の意識変化に対し、大いに感じる、少し感じると回答した方にお聞きします。意識の変化は主にどのような点に現れていますか。(回答者：プランナー)



資料：九州農政局「6次産業化施策の推進に関するアンケート調査（プランナー）」

図2-10 地域貢献への意識

問：あなたが6次産業化に取り組むことにより、地域の活性化、元気づくりに貢献していると感じますか。(回答者：認定事業者)

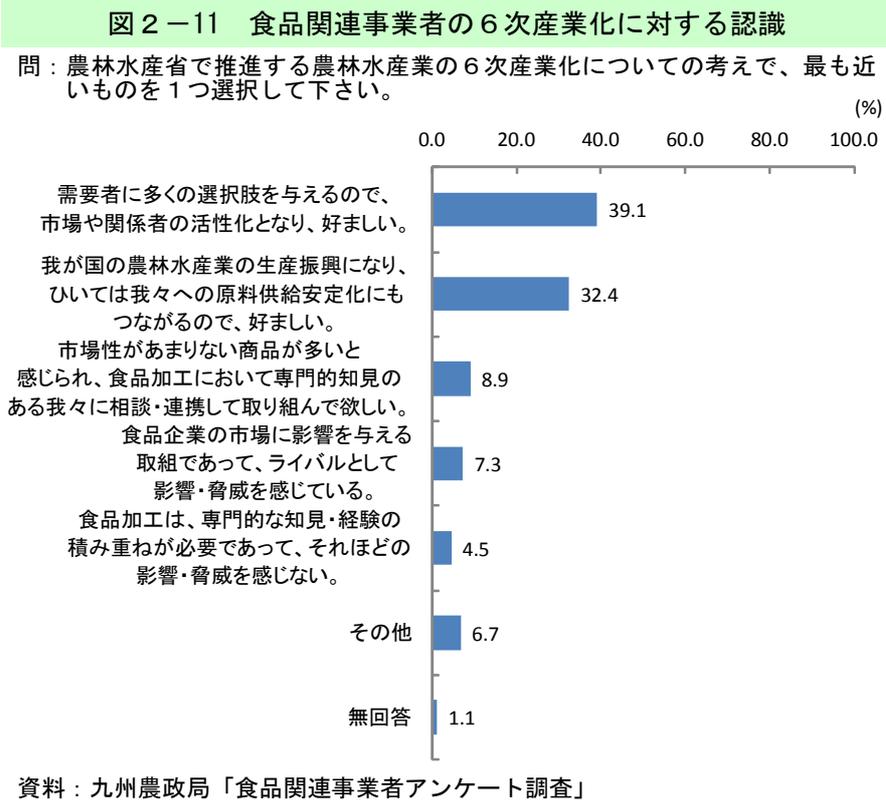


資料：九州農政局「6次産業化施策の推進に関するアンケート調査（認定事業者）」

認定事業者が、「コスト」や「ニーズ」などいわゆるマーケットインの発想を強めてきていることは、当然ながらこれが6次産業化を進めていく上で必要不可欠であることを示している一方で、1次産業へのフィードバックも期待されます。

また、食品関連事業者アンケート調査によれば、既存の食品関連事業者（食品の製造・加工・流通事業者等）は、近年活発化しつつある6次産業化の動きについて、「需要者に多くの選択肢を与えるので、市場や関係者の活性化となり、好ましい。」「我が国の農林水産業の生産振興になり、ひいては我々への

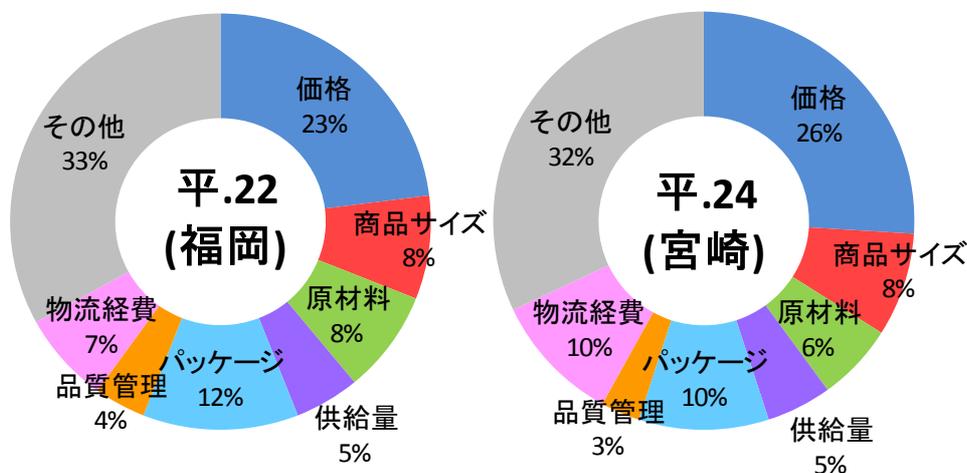
原料供給安定化にもつながるので、好ましい。」との回答がそれぞれ4割と3割を占めています。さらに「食品企業の市場に影響を与える取組であって、ライバルとして影響・脅威を感じている。」とする回答が7.3%にとどまるなど、生産者の6次産業化の取組をそれほど脅威とは感じておらず、むしろお互いの利益につながり共存できる存在として認識していることがうかがえます。(図2-11)。



エ 商談会バイヤーからみた改善要望点

6次産業化の地方における推進事業として、平成22年度に福岡で、また昨年度宮崎で実施された商談会に参加したバイヤーからの改善要望点は、いずれの商談会ともほぼ同様で、価格、次いでパッケージ、物流経費、商品サイズとなっています。6次産業化の商品は一般的に少量生産であることから、価格や物流経費の面での改善は難しいかもしれませんが、パッケージや商品サイズを工夫してみることも重要です(図2-12)。

図2-12 バイヤーからの改善要望点



資料：(株)JTB西日本
「全国キャラバン！食の発掘商談会H22年(福岡)の報告」、「全国キャラバン！食の発掘商談会H24年(宮崎)の報告」

オ 総合化事業計画の進捗状況にみる課題と方向性

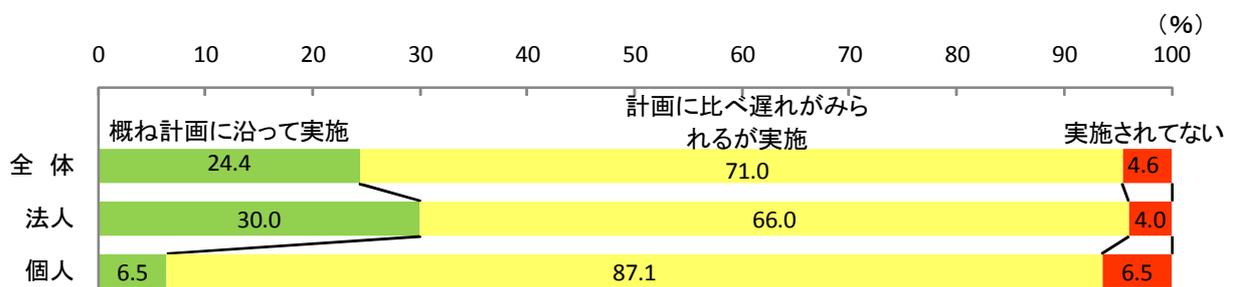
平成23年5月に六次産業化・地産地消法による総合化事業計画の最初の認定が行われて3年が経過し、認定数は増加してきています。

総合化事業計画については、計画承認後1年～2年の初期段階ではありますが、農林水産省では、認定事業者に対するフォローアップの一環として、総合化事業計画の実施状況調査を行っています。

九州における調査結果では、「概ね計画に沿って実施」が3割弱、「計画に比べ遅れがみられるが実施」が約7割となっていて、実施されていない計画は5%弱となっています。計画の事業実施主体を法人、個人別にみると、法人よりも個人の取組の方が、計画に対する遅れや未実施の割合が高くなっています（図2-13）。遅れがみられる理由としては、「新商品開発の遅れ」や「原料手当ての遅れ」、実施されていない理由としては、「販売体制が確立できなかった」や「権利関係のトラブル」が理由として多くあげられています。

また、今回進捗状況を回答した131件の認定事業者のうち、現時点で実際に新商品が開発され、販売実績が出ているのは37例で、そのうち29例が法人の取組で、個人の取組は8例です。

図2-13 総合化事業計画の進捗状況



資料：九州農政局「6次産業化事業計画の認定事業者へのモニタリング調査」

この総合化事業計画については、前述のように計画の策定後、事業に取り掛かって1～2年程度の現時点では5カ年計画の初期段階といえます。今後、計画の後期を迎え一つひとつの課題を解決して目標に向かって取り組んでいくこととなりますが、特に個人の取組の場合、農業生産自体が天候等に左右される中で、農業生産を的確に行いつつ、更に新商品開発・販路開拓にも取り組む必要があります、（法人組織においても同様ですが）当初想定しなかったような困難が生ずる場合もあるものと見込まれます。今後、6次産業化を推進していくためには、さらなる助言や支援・サポートなどの対策が必要です。

2 他産業と連携した取組における課題と方向性

(1) 農商工連携

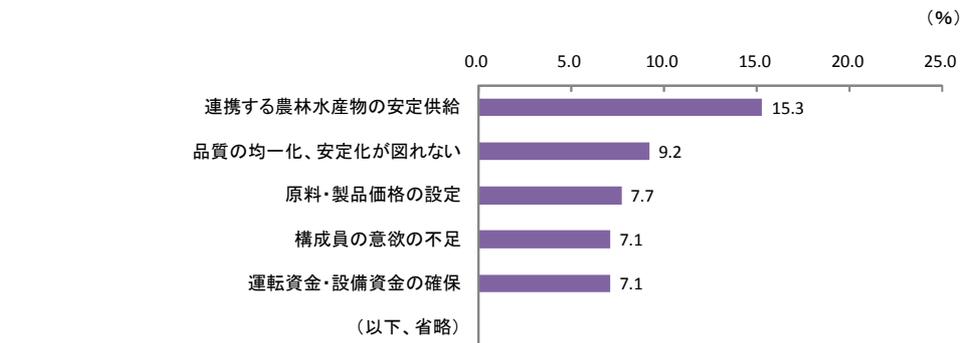
全国中小企業団体中央会が平成23年12月に公表した、技術やノウハウ等の経営資源を農林漁業者と持ち寄り活動をしている中小企業組合に対して行った農商工連携に係る調査では、連携進展後の課題として、①連携する農林水産物の安定供給、②品質の均一化・安定化、③原料・

製品価格の設定などがあげられています(図2-14)。

また、今後の課題としては、①域外への販売ルートなどマーケティングが弱い②ブランド化に対する戦略を立案できない③地域資源の優位性が発見できない等があげられています(図2-15)。

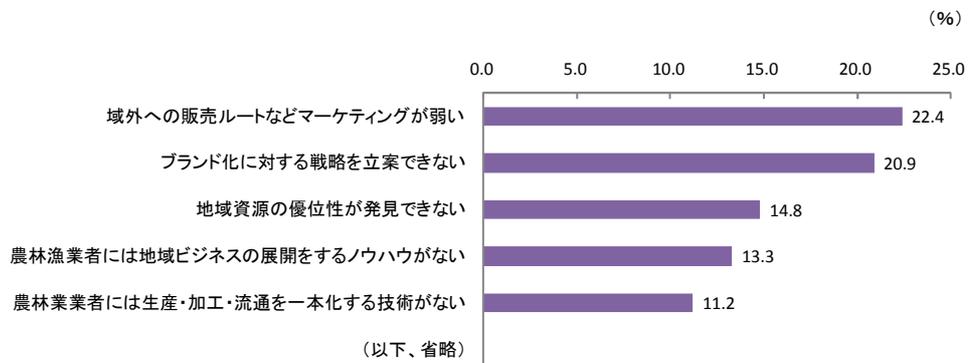
商品開発にあたっての連携先について食品関連事業者に聞いたところ、「自社内のみで取組」と回答した事業者が最も多く、次いで「他社・団体などと連

図2-14 農林漁業者との連携進展後の課題



資料：全国中小企業団体中央会
「中小企業組合と農林漁業者等が連携した活動に関する調査2011集計結果概要」

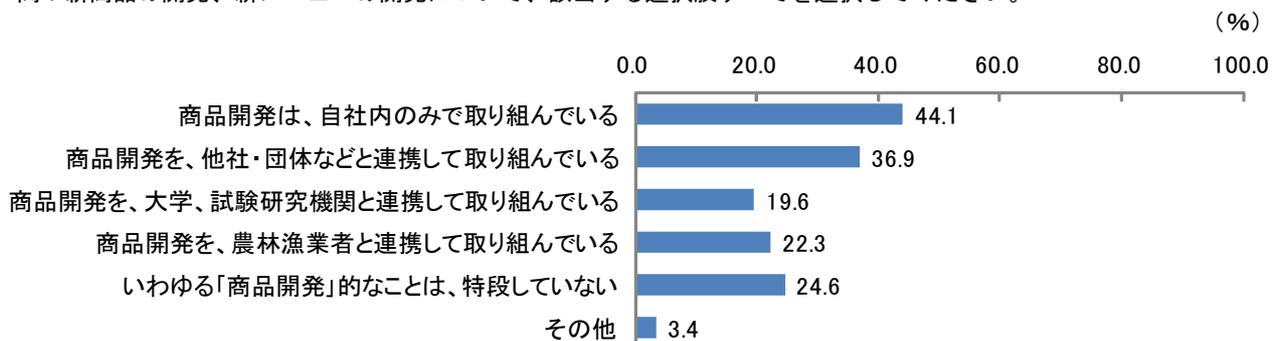
図2-15 農林漁業者と農商工連携を実施していくうえでの今後の課題



資料：全国中小企業団体中央会
「中小企業組合と農林漁業者等が連携した活動に関する調査2011集計結果概要」

図2-16 商品開発等の連携先

問：新商品の開発、新メニューの開発について、該当する選択肢すべてを選択してください。



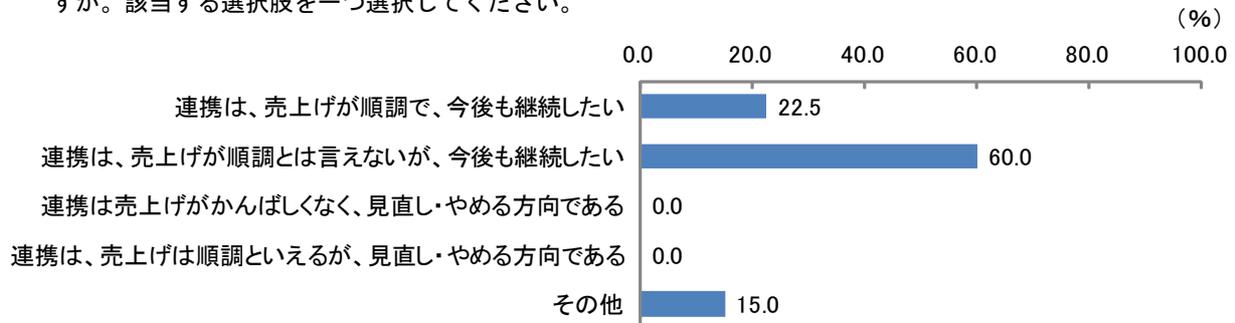
資料：九州農政局「食品関連事業者アンケート調査」

携」となっていますが、原材料の供給元である「農林漁業者と連携」も20%強みられます（図2-16）。

また、今後の農林漁業者との連携について、「見直し・やめる方向」との回答は無く、「付加価値のある商品提供が可能」、「地元根付いた食文化をになうため」などとして「売上げが順調とは言えないが今後も継続したい」とする回答が約3分の2を占め、「売上げが順調で今後も継続したい」との回答を併せるとほとんどが連携を「継続したい」との回答になっています。2次・3次産業の事業者は、一度農林漁業者と連携をすると、必ずしも順調な売上げがすぐに上がらなくても、そのメリットに否定的でないことがうかがわれます（図2-17）。

図2-17 農林漁業者との今後の連携

問：「農林漁業者と連携して取り組んでいる」と回答した方にお聞きます。当該取り組みは今後どうされる予定ですか。該当する選択肢の一つ選択してください。



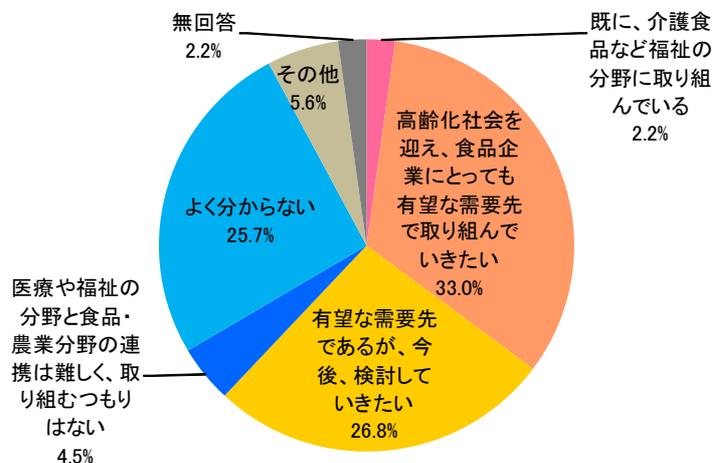
資料：九州農政局「食品関連事業者アンケート調査」

(2) 医福食農連携

食品供給先拡大の取組の一つとして、医療や福祉分野と食品・農業分野の連携について、食品関連事業者に聞いたところ、「既に、介護食品などに取り組んでいる」事業者はわずかにとどまっているものの、「有望な需要先で取り組んでいきたい」と考えている事業者は3割強となっています。さらに、「今後、検討していきたい」を合わせると6割となり、事業者の医療や福祉分野との連携に対する関心が高いことがうかがえます（図2-18）。

図2-18 医福食農連携に対する認識

問：食品供給先拡大の取組の一つとして、医療や福祉分野と食品・農業分野の連携の推進がいられていますが、この取組をどのようにお考えですか。1つ選択して下さい。



資料：九州農政局「食品関連事業者アンケート調査」

我が国の平均寿命は、諸外国と比較しても高い水準にあり、国民の「健康寿命」の延伸が重要となっています。機能性成分を含む農産物やその加工食品に対して消費者の期待感が高まっているとの調査結果^{※1}もあり、こうした需要に対応し、これらの課題を世界に先駆けて解決することは、新たな成長分野の開拓に結びつくものと考えられます。

中でも、薬用作物については、漢方薬の原料となる生薬の大半が中国一国からの輸入に依存しており、中国の①経済発展等に伴う国内需要の増加、②乱獲による自生薬用作物の減少、さらには③環境保全等を目的とした一部薬用作物の輸出制限等により、今後の安定的な調達が困難になるおそれがあります。このため、国産供給による需要拡大が期待されます。

これらの薬用作物の需要に応じるためには、これらの作物が主として生産者と製薬企業との契約栽培で供給されている事情から、需給情報の交換や共有化が重要となります。また産地形成に当たっては、各地域に応じた栽培技術の確立、機械化の促進、産地の出荷体制の整備等も必要です。

九州においては、平成25年9月に生産者や県・市町村、漢方生薬の業界団体、試験研究機関など約150名が集まり、「薬用作物の産地化に向けたブロック会議」が開催され、製薬企業が求める生薬や薬用作物などについての意見交換が行われるとともに、栽培（試作）希望など具体的なマッチングの取組が行われています。

【事例：医食農連携によるカンゾウ(甘草)^{こしょう}※2栽培（熊本県合志市）】

熊本県合志市は、平成23年4月に新日本製薬(株)と甘草の生産について包括的連携協定を結び、露地での栽培試験を23～24年の2か年実施するなど、薬用作物国産化のニーズに応えた産地形成等に向けた取組が開始されているところです。



甘草の栽培

25年1月には、地場食品企業の五木食品(株)も同市の連携企業として加え、医薬品以外の用途としての特産品開発に向けた取組の強化を行うとともに、25年4月に新潟県胎内市^{たのち}など3市1村で「全国甘草栽培協議会」を立ち上げ、国内産地の形成・確立を目指しています。

25年度の栽培面積は約30aとなっており、今後は、本格的な栽培に取り組

※1 日本政策金融公庫「H25上半期消費者動向調査」

み、国内での供給産地として安定生産、販路の確保による農業者所得の向上等が期待されるところです。

※2 漢方製剤等の原料となる薬用作物

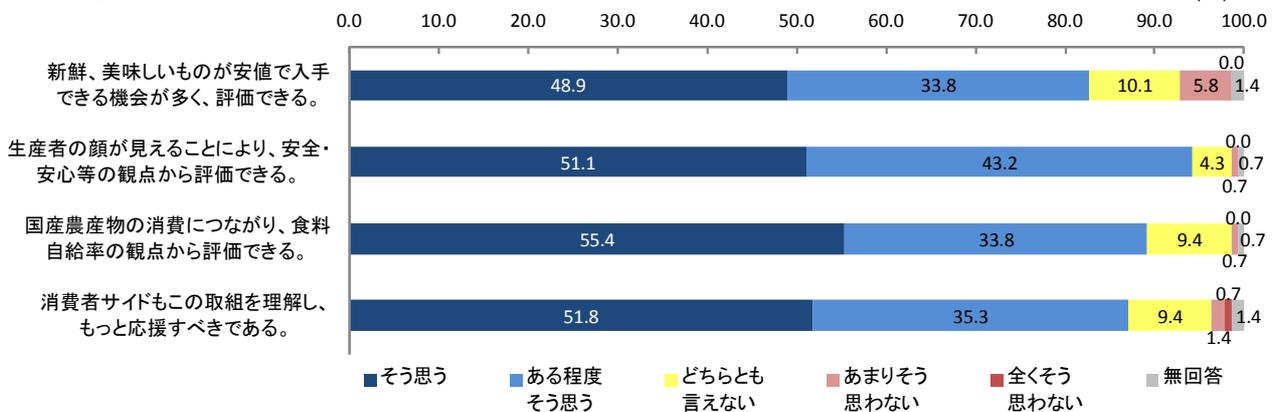
3 消費者の視点

消費者アンケート調査では、農産物直売所や道の駅でのいわゆる「地場商品」の販売や、農家・漁家等による「手作り商品」の加工・販売などについては、「新鮮、美味しいものが安値で入手できる機会が多く、評価できる」、「生産者の顔が見えることにより、安全・安心等の観点から評価できる」について、「そう思う」または、「ある程度そう思う」と回答した消費者が、それぞれ82.7%、94.3%と8割以上を占めており、6次化商品に対する評価がうかがえます。

さらに、「国産農産物の消費につながり、食料自給率の観点から評価できる」、「消費者サイドもこの取組を理解し、もっと応援すべきである」についても「そう思う」または、「ある程度そう思う」と回答した消費者が、それぞれ89.2%、87.1%と高い評価となっています（図2-19）。

図2-19 6次産業化に関する消費者の評価・認識

問：農家・漁家の6次産業化への取組についてどのように思われますか。あなたの考えに近いものから一つ選択してください。



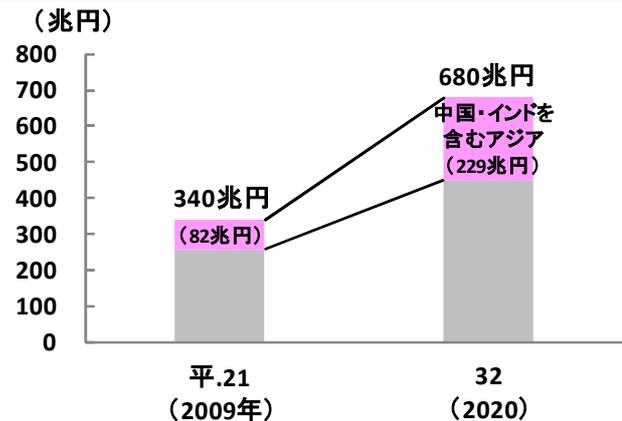
資料：九州農政局「消費者アンケート調査」

これまでの農業、そして6次産業化の取組については、消費者から一定の評価・理解が得られていると考えられ、これらの評価は、大きな意味で6次産業化に対するニーズと捉えることもできます。このニーズを今後の農業の重要な展開方向の一つとしての的確にとらえ、加工・販売の取組による所得の向上、雇用の拡大や農家レストラン・農家民宿による都市と農村の交流など6次産業化を一層進めていくことで、農業の振興、農山漁村の活性化につながっていくことが期待されます。

第3章 輸出促進の課題と方向性

世界の食市場は、アジアを中心に、今後10年間で340兆円から680兆円に倍増すると見込まれています（図3-1）。日本の農林水産業・食品産業の発展のためには、この成長を取り込むことが重要です。第3章では、6次産業化商品の市場となり得る、農林水産物・食品の輸出促進に向けての課題と方向性を記載します。

図3-1 世界の食の市場規模



現在340兆円の世界の食の市場規模は、平成32年(2020)には680兆円に倍増との推計

資料：農林水産省「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

1 輸出促進の課題

新興国の経済成長等により、世界の食市場の規模が大きく増加すると見込まれる中、世界的に高い評価を得ている日本食や日本の農林水産物・食品の輸出に期待が集まっています（図3-2、図3-3）。また、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、日本食文化は世界から注目されています。

我が国農林水産物・食品の輸出促進や日本食文化の海外発信の取組については様々なものが行われていますが、現状、「日本食」への支持は必ずしも輸出に結びついていません。しかしながら、ある程度高価であっても高品質なものを求める日本の消費者向けに丁寧に生産された農林水産物・食品は、アジアの成長という状況の下で、海外の富裕層をはじめとしたグローバルな食市場を獲

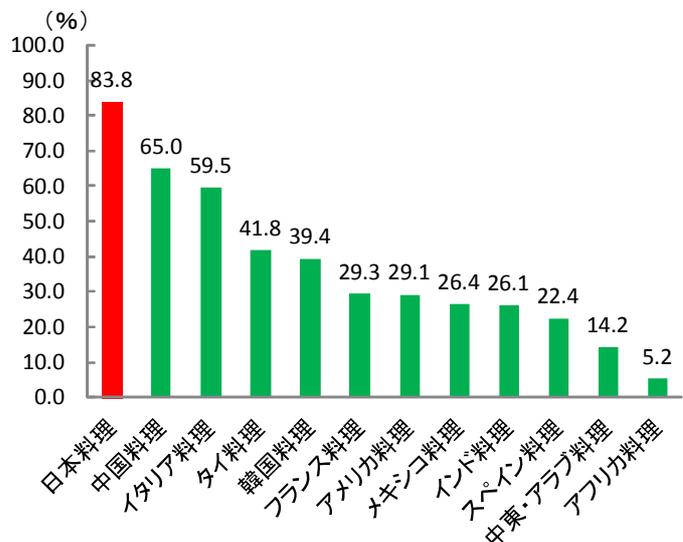
図3-2 海外で注目される「日本食」

和食ブーム

- 外国人観光客が「訪日前に期待すること」
1位「食事」(62.5%)
出典：JNTO訪日外客訪問時調査(2010年)
- 外国人が好きな外国料理
1位「日本料理」(21.1%)
出典：日本貿易振興機構調査(2013年3月)
- 海外の日本食レストランの数
2013年
約5万5千店
(外務省調べ、農林水産省推計)

資料：農林水産省「農林水産物・食品の輸出促進対策の概要」

図3-3 好きな外国料理



資料：ジェトロ「日本食に対する海外消費者アンケート調査7カ国・地域比較版(中国・香港・台湾・韓国・米国・フランス・イタリア)(2013年3月)」

得できる可能性があります。日本の食材・食文化を知ってもらうとともに、ロジスティックスをはじめとする課題の解決策を検討していくことが求められています。

九州農政局では、平成25年3月、農林水産物・食品の輸出等に取り組んでいる管内の生産者、事業者、行政機関等と意見交換会を実施しました。その中には、「海外で国内産地同士が価格競争を行っている」といった意見や、「ジャパンプランド若しくは九州ブランドで販売していくことが必要」といった指摘等が出されています（表3-1）。

表3-1 農林水産物・食品の輸出等の取組に対する意見

	主な意見
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の農産物の需要を引き締めるため ・生産者のモチベーションをあげるため ・産直、直売がずっとテーマであり、その延長上で考えたものが輸出 ・国内市場は縮小していくことから、海外にマーケットを求めていかざるをえない ・ラーメンという食文化をより多くの海外の人に広げたい(外食産業)等
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で国内産地同士が価格競争を行っている ・ジャパンプランド若しくは九州ブランドで販売していくことが必要 ・国内産地を調整する組織が必要 ・切れ目なく日本の野菜や果物を供給していくことが必要 ・輸出専用の生産や出荷が必要 ・全国で競合しない特色ある商品を探し出し、相手国にあった輸出ルートの開拓(商社)等

資料：九州農政局とりまとめ（平成25年3月26日「輸出等に関する意見交換会」において出された主要意見）

九州管内各県では、第1章（図1-24）に掲載したように農林水産物・食品の輸出に取り組んでいますが、輸出の拡大を図るためには、相手国が求める認証・基準（ハラール、GLOBALG. A. P等）への対応、共同輸送・混載による物流費の抑制、産地間連携による全国あるいは九州の農林水産物を年間を通じて安定的に供給できる体制の構築等様々な課題があります。

【事例：ハラールフードへの取組】

（株）エヌチキン（鹿児島県南九州市^{みなみきゅうしゅうし}）は、イスラム教徒向けの「ハラールフード」の製造・販売に取り組む事を決め、平成23年にハラール認証[※]を取得しました。

24年、南九州市と立地協定を締結するとともに、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく総合化事業計画の認定を受け、同年、加工場を中心とした施設を新設しました。現在、「ハラールフード」の国内販売を開始し、輸出に向けた準備をしています。

ゼンカイミート^{にしきまち}株（熊本県錦町）は、国内在住のイスラムの留学生に日本の牛肉を食べてもらうため、平成22年に国内向けのハラール認証を取得し、その後、イスラム諸国への牛肉の輸出を視野に入れ、インドネシア及びトルコでのハラール認証を取得しています。



各国のハラールと畜証明書

※イスラムが認定する適正な方法で処理・加工・保管・運搬された食品であると第三者機関が認証

【コラム：九州農林水産物等輸出促進ネットワーク主催輸出促進セミナー】

福岡農産物通商株 坂井代表取締役

テーマ 「日本農産物輸出拡大のための課題」（要約）

- ・ 課題は地域ごとに進められている輸出戦略。
- ・ 各自治体、JA等によるフェアの開催や展示会の出展等が同じ時期に同じ地域で頻繁に行われており、効力が分散し、また、相手国の消費者は地域ごとの相違点など理解できず、結局、相手側に主導権を与えてしまう。供給期間が短い商品は、フェアが終了する頃はその商品が供給できないということもある。
- ・ 商談会は、同じバイヤーが色んな都道府県等に^{しょうへい}招聘され、同じような商品で商談を繰り返す光景が見受けられ、価格や販売条件の交渉が先方ペースになっている。また、現地のバイヤーや消費者も日本農産物に対する新鮮さを感じなくなっている。

バイヤーに商談会で会う前には、輸出サイドは商品の販売戦略を決めておかなければならないが、戦略がなく誘われるまま商談会に参加することにより、自分の商品同士がバッティングして販売価格が下がっていく現象も度々みられる。

- ・ 輸出先の市場を分析し、より有効で費用効率のよい販売施策を実行することが日本の農産物輸出拡大のためには必要。オールジャパンや地域連携することで幅広い品目対応と長期間安定供給できる体制を整備し、他国に対抗できる輸出形態を実現しないと市場拡大できないのではないか。
- ・ 大変大きくて難しいテーマであるが、ぜひ、地域や組織の事情を超えて妥協点を見出して、日本の農水産物の販売と市場の拡大の方向を探っていきたい。



輸出促進セミナーの様

2 輸出促進の方向性

「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、グローバルな食市場の獲得のために、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の食文化・食産業の海外展開(Made BY Japan)、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(平成25年8月29日公表)に基づく日本の農林水産物・食品の輸出拡大(Made IN Japan)の取組を一体的に推進することとしています(図3-4、図3-5)。

九州は、多彩な農畜産物が生産され、日本の食料供給基地となっており、また、アジアに距離的に近く(例 福岡から東京までの距離と上海(中国)までの距離は同程度等)、農林水産物・食品の輸出に適した環境にあります。

また、日本政策金融公庫が実施した平成25年上半期農業景況調査(平成25年9月26日)で、「農産物の輸出や海外展開の動向について調査した結果」によると、九州は、農産物の輸出について、「取組中または計画中」が3.5%、「関心がある」が39.5%といずれも全国で最も高い回答比率となっており、九州での農産物輸出への取組や関心の高さを示す結果となっています。

前述のとおり輸出の拡大を図るためには、解決しなければならない様々な課題がありますが、九州の各県は、それぞれ輸出に取り組んでおり、既に商流が

図3-4 食文化・食産業のグローバル展開(FBI戦略)

- 日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進を一体的に展開することにより、グローバルな「食市場」(今後10年間で340兆円から680兆円に倍増)を獲得。
- このため、世界の料理界で日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、日本の「食文化・食産業」の海外展開(Made BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)、の取組を一体的に推進。



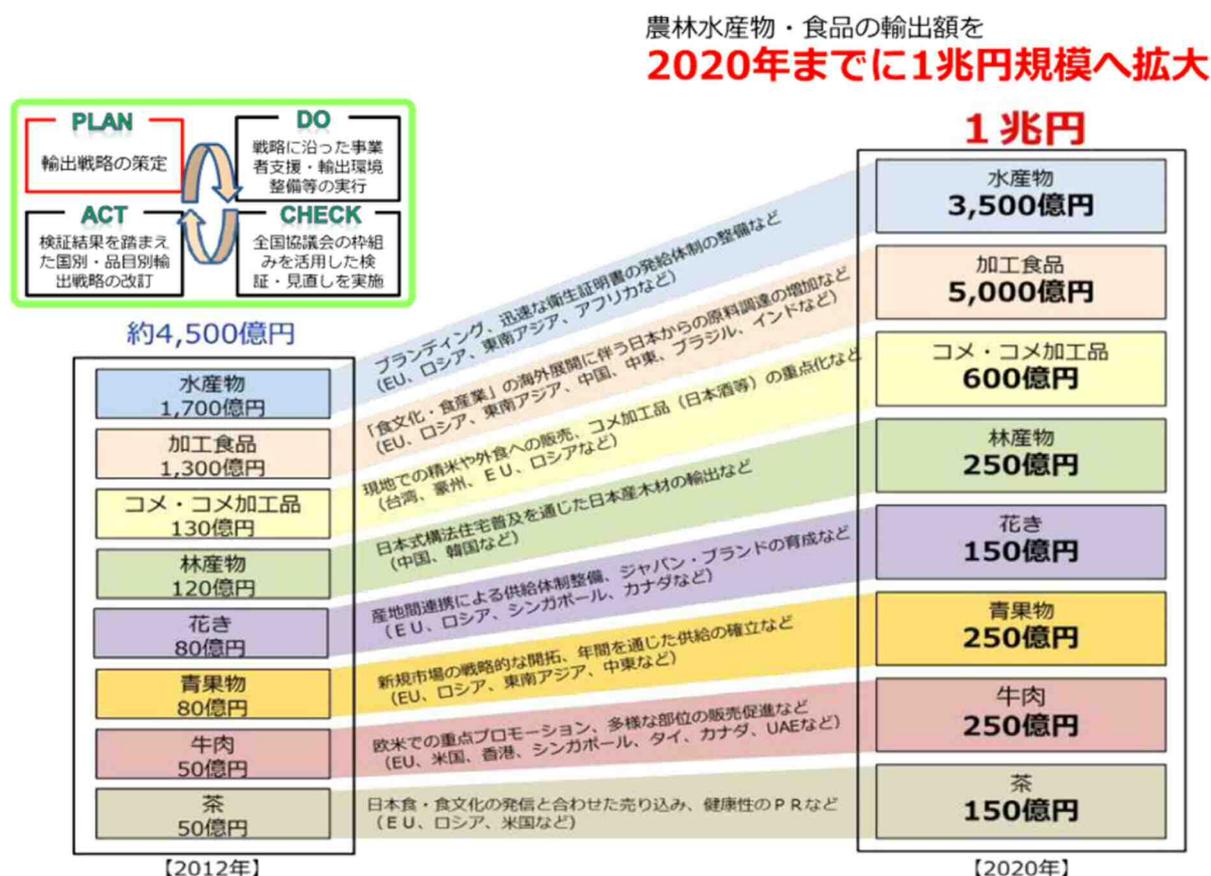
資料：農林水産省「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

構築されブランドとして確立している農林水産物もあります。一方、共同輸送や混載による物流費の抑制、産地間連携による周年供給体制の構築など、今後、各県の知見を持ちよりながら、オール九州の取組について検討していくことも必要です。

九州農政局においては、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を着実に実行するため、輸出に取り組む事業者向け対策事業の適切な執行や、原発事故により諸外国等から要求される産地証明書等の迅速な発行を行っています。

また、第1章（P49）でも述べましたが、連携協議会と日本貿易振興機構（ジェトロ）が共催した、商談会「オール九州農水産物トレードフェアin香港」は、九州7県合同で取り組む初めての食品フェアでしたが、全県のJAを始め九州一円の農業者・加工事業者が出席し、これまで開催されたフェアにない豊富な品揃えの下、多くの成約につながるなど、参加者は、今後の進むべき方向への貴重な教訓を得ることができました。

図3-5 国別・品目別輸出戦略



資料：農林水産省「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

【事例：オール九州農水産物トレードフェアin香港の開催】

九州農業成長産業化連携協議会は日本貿易振興機構（ジェトロ）と共催で、香港における最大の経済団体である香港中華総商会等の支援の下、九州一体となって香港への輸出拡大を推進する初めての商談会（「オール九州農水産物トレードフェアin香港」）を平成26年2月26日及び27日の2日間開催しました。



フェア開会式リボンカット

本商談会には、58事業者が出品し、九州からの参加者数は約160名、バイヤー等の香港側の来場者数は約500名でした。

出品者の約3割が、海外での商談会に参加するのは初めてでしたが、「青果」、「水産物」、「日本酒」等の成約につながりました。

今回、初めての試みとして九州が一体となった農水産物・加工品フェアを行ったことで、これまでの商談会にない品揃えや製品の宣伝ができました。

商談は、試食（試飲）において高評価を得たもの等が成約につながる一方



商談風景

で、コストが合わない場合や大量に輸出できない場合等で、契約に至らない事例もありました。また、期間限定の商品としての照会等も見受けられ、出品者側が希望する契約に繋げるためには、事前のニーズの把握や商談後のフォローができる体制整備等が課題としてあげられます。

特集編の編集を終えて

九州は、人口では我が国の1割ですが、農業産出額では2割を占める、北海道と並ぶ食料供給基地です。しかも、土地利用型ばかりでなく、畜産、野菜、果樹、工芸作物その他のバラエティーに富んだ産品を有しています。これは、6次産業化を進めるにあたって、有利な点と不利な点を併せ持っています。有利な点とは豊富な産品が加工等に結びつきやすいこと、また、意欲ある多数の生産者を有することで、不利な点とはそれだけに人口稠密地帯から離れていて、需要先とは距離があることです。ただし、近年では成長著しいアジアに近いという、この不利な点を逆転する優位さも生まれてきています。

既述のように、「日本再興戦略」「農林水産業・地域の活力創造プラン」においてもその推進が謳われていますが、なぜ6次産業化を進めていく必要があるのか？これは決して現在の加工・流通業者が担っている役割を農林漁業者が奪うことが目的ではなく、我が国の素晴らしい素材を、その特性をもっとも良く知っている1次の事業者が、2次・3次の者とも協力の下、消費者に喜ばれるような付加価値を付けて届けていく、Win-Winの関係を作り出すことだと考えます。その結果として、美しく活力ある農山漁村が実現し、また、2次・3次を手がけた経験が1次にフィードバックされ、強い農林水産業にも結びついていくこととなります。

本特集編では、九州の現在の6次産業化を俯瞰するとともに、さまざまな動きを紹介し、さらに課題を摘出して、目指すべき方向について考察してみました。特に、これから伸びが期待される輸出についても1項を設けています。本文中にも記述しましたが、総合化事業計画の認定数などでみると、九州は全国トップクラスの6次産業化先進地です。さらにその内容をみていくと、比較的大規模な取組が多く、これもまた利点でもあり欠点でもあると言えます。即ち、一定規模以上の組織として農業関係者が2次・3次に携わっており、プロ的対応が進んでいるのですが、個々の農業者による消費者・実需者と結びついた小回りのきく事業は、他地域の方が進んでいる場合があるということです。得意分野は更に伸ばし、遅れているところがあるとなればジャンプアップさせていくべきですが、いずれにせよ、取材や分析を通じて随所で、九州の農業者の大いなるポテンシャルが明らかになりました。このような方々の力で、どちらの形でも大いに発展していくことが期待されます。

最後になりましたが、本特集の取りまとめに当たり、アンケートや調査にこころよく応じて下さった皆様に感謝申し上げます。九州農政局では、今後とも益々、6次産業化の推進と農山漁村の発展に努力をして参る所存です。

【参考資料】

I 6次産業化に対する支援策

ここでは、6次産業化に関する支援策（支援制度）を紹介します。

1 主に事業計画認定にかかる諸施策

法律、事業名等	予算額 (百万円)	制度の趣旨及び事業の概要等	備考
【法律】			
(株)農林漁業成長産業化支援機構法	(出資額) 5,000 (貸付額) 10,000	農林漁業が成長産業となるよう、農林漁業者が主体となった新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを規定。	
六次産業化・地産地消法※1	—	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び、地域の農林水産物の利用の促進を推進することにより、農林漁業の振興を図る。事業計画の認定、促進計画の策定。	(平26.3.31時点) 総合化事業計画 1,811件 研究開発・成果 利用事業計画 38件 認定件数計 1,839件
【平成26年度予算】			
6次産業化ネットワーク活動推進交付金	831	都道府県段階で、6次産業化プランナー等を配置するなど支援体制の整備、農林漁業者と多様な業種の事業者との連携（ネットワーク）を促進し、新商品開発・販路開拓の取組を支援。	
6次産業化ネットワーク活動整備交付金	1,300	認定された農林漁業者等が、連携して取り組む加工・販売施設等の整備を支援。	
6次産業化ネットワーク活動支援事業	24	県域を超えて農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する広域的な6次産業化ネットワークの構築、新商品開発・販路開拓の取組への支援。	
6次産業化ネットワーク活動整備事業	200	認定された農林漁業者等が、連携して広域的に取り組む加工・販売施設等の整備を支援。	
6次産業化サポート事業	290	6次産業化中央サポートセンターを設置し、6次産業化に取り組む農林漁業者への支援体制を整備。優良事例の収集・提供、啓発セミナーの開催など。	農林水産本省執行
【融資】			
農業改良資金利子補給金	637	生産・加工・販売分野におけるチャレンジ性のある取組を行う一定の農業者等に対して無利子で農業改良資金を公庫が貸し付けた場合の支援。長期・低利資金の融通。	償還期限 12年以内 融資限度額 1億5千万円

※1：地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

2 認定に関わらない諸施策

事業名	予算額 (百万円)	事業の概要	備考
【平成26年度予算】			
医福食農連携コンソーシアム整備等支援	405	食品の機能性成分分析、食習慣と健康の地域別・年代別調査を行う医福食農連携に関するコンソーシアム※2を形成。	農林水産本省執行
介護食品普及支援	30	シンポジウム開催、介護食品提供システムの構築の検討。	
(日本の食魅力再発見・利用促進事業のうち)学校給食地場食材利用拡大モデル事業	1,518の内数	学校給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給するモデル的な取組の推進会議、研修会等の支援。	農林水産本省執行 地産地消促進計画の策定地域
農山漁村地域ビジネス創出人材育成委託事業	35	人材育成カリキュラムの策定、実地研修の実施。	農林水産本省執行

※2：提携するなど共同で作業を行う団体

II 各種事例集の一覧

ここでは、6次産業化や、農商工連携、医福食農連携など、農林水産省や経済産業省でとりまとめている事例集について紹介します。

農林水産省

<http://www.maff.go.jp/index.html>

農山漁村の6次産業化

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>

6次産業化の事例集等について

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/jirei.html>

○全国の6次産業化の先進的な取組事例をまとめています。

6次産業化先進事例集【100事例】(平成23年4月)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/jirei/pdf/100jirei.pdf>

6次産業化の取組事例集【123事例】(平成22年6月)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/pdf/jirei.pdf>

農商工連携について

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/index.html>

○全国各地で創意工夫を発揮した農商工連携の多様な取組を紹介します。

農商工連携88選(平成20年4月4日)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/pdf/88zirei.pdf>

地産地消について

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/index.html

○全国で取組まれている地産地消の事例について紹介します。

地産地消優良活動表彰事例

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/t_yuryo/index.html

地産地消の取組事例

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/t_torikumi_zirei/index.html

経済産業省

<http://www.meti.go.jp/>

農商工連携

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/nipponsaikoh/nipponsaikohnoushoukou.htm

植物工場

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/syokubutsukouiyou/index.html

○農商工連携の一環として植物工場の事例について紹介します。

「植物工場の事例集」について

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/syokubutsukouiyou/syokubutsukojo_jireisyu.pdf

Ⅲ 総合化事業計画等の概要

ここでは、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定概要について紹介します。

1 六次産業化・地産地消法の概要

六次産業化・地産地消法の概要

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律)

第1章 目的

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(六次産業化)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進(地産地消)に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

第2章(六次産業化関係) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

総合化事業計画

- 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画を策定し、農林水産大臣が認定

総合化事業計画の認定要件 (法律に基づき国が策定した基本方針に規定)

- 【事業主体】 農林漁業者等(個人・法人、農林漁業者の組織する団体)が行うものであること
(事業主体の取組を支援する者を促進事業者(2次・3次産業の企業等も可能)として計画に位置づけることが可能)
- 【事業内容】 次のいずれかを行うこと
 - ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
 - イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
 - ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善
- 【経営改善】 次の2つの指標の全てが満たされること
 - ア) 対象商品の指標(農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること)
 - イ) 事業主体の指標(農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること)
- 【計画期間】 5年以内(3~5年が望ましい)

第3章(地産地消関係) 地域の農林水産物の利用の促進

国及び地方公共団体の責務

- 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定

基本方針の概要

- 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 都道府県及び市町村は、本基本方針や地域の実情を踏まえて、地域の農林水産物の利用についての促進計画を策定
- 目標に関する事項
 - 直売所の年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上(平成18年度:16%)とすることを旨とする。
 - 学校給食において地場産物を使用する割合について、食育推進基本計画に定める目標(平成27年度までに30%以上(平成22年度:25%))を達成することを旨とする。
 - 農家民宿等のグリーン・ツーリズムのための施設の年間延べ宿泊者数を平成32年度までに1,050万人とすることを旨とする。

国及び地方公共団体の施策

- 地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備
- 直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進
- 学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進
- 地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保
- 地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等
- 人材の育成等
- 国民の理解と関心の増進
- 調査研究の実施等
- 多様な主体の連携等

施行日

- 地産地消関係 公布の日(平成22年12月3日)
- 六次産業化関係 公布の日から6か月以内(平成23年3月1日)

2 九州における総合化事業計画の認定状況（平成26年3月31日現在）

県名	組織別				事業内容別								
	法人	うち 農協・漁協	個人	計	野菜	果樹	畜産物	水産物	林産物	米	茶	その他	計
福岡県	43	7	15	58	(29.5%) 23	(21.8%) 17	(9.0%) 7	(7.7%) 6	(5.1%) 4	(12.8%) 10	(2.6%) 2	(11.5%) 9	(100.0%) 78
佐賀県	13		2	15	(42.1%) 8	(31.6%) 6	(10.5%) 2	(0.0%)	(0.0%)	(15.8%) 3	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%) 19
長崎県	20	1	3	23	(33.3%) 8	(16.7%) 4	(12.5%) 3	(16.7%) 4	(4.2%) 1	(4.2%) 1	(0.0%)	(12.5%) 3	(100.0%) 24
熊本県	56	4	14	70	(30.8%) 28	(15.4%) 14	(17.6%) 16	(7.7%) 7	(9.9%) 9	(7.7%) 7	(2.2%) 2	(8.8%) 8	(100.0%) 91
大分県	21		4	25	(23.3%) 7	(26.7%) 8	(13.3%) 4	(10.0%) 3	(10.0%) 3	(0.0%)	(3.3%) 1	(13.3%) 4	(100.0%) 30
宮崎県	46		24	70	(30.9%) 25	(17.3%) 14	(22.2%) 18	(2.5%) 2	(8.6%) 7	(6.2%) 5	(2.5%) 2	(9.9%) 8	(100.0%) 81
鹿児島県	46	2	11	57	(28.6%) 18	(14.3%) 9	(15.9%) 10	(15.9%) 10	(4.8%) 3	(0.0%)	(11.1%) 7	(9.5%) 6	(100.0%) 63
計	245	14	73	318	(30.3%) 117	(18.7%) 72	(15.5%) 60	(8.3%) 32	(7.0%) 27	(6.7%) 26	(3.6%) 14	(9.9%) 38	(100.0%) 386

IV 各県の農業基本計画等における6次産業化の振興策

ここでは、九州各県の農業基本計画等の中でとりあげられている6次産業化等に係る振興策等を紹介します。

<p>1 福岡県</p> <p>「福岡県農業・農村振興基本計画」 (農業・農村の持続的発展を目指して) 第3章-5 女性の活躍、地域資源の活用で農業・農村を活性化 (2) 地域資源を活用した6次産業化の取組を支援 ① 農業者自らの加工、販売への取組は、雇用型経営の導入と併せて推進 ② 農業団体と商工業者が連携した新商品づくりを促進する認証制度を創設 ③ 地場食品産業や伝統産業の原料は地域での生産を維持・拡大</p>	
<p>2 佐賀県</p> <p>「食」と「農」の振興計画2011 第4章 施策の展開方向 II 活力あふれる農村の形成 4 元気な農村づくり (1) 豊かな地域資源の活用等による農村の活性化 主な具体的取組 ◇ 消費者から選ばれる多彩な農産物の生産 ◇ 地域資源を活用した新たな農業ビジネスの展開 ◇ 地域コミュニティ活動の強化</p>	
<p>3 長崎県</p> <p>「ながさき農林業・農山村活性化計画」 基本方針等 【豊かな資源を活用した農山村の活性化】 地域の財産である豊かな農山村資源について、地域が一体となった循環利用を促進し、その保全・向上を図るとともに、資源を有効活用し、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進し、県内外に情報発信をすることにより農村の所得を増大させ、若者や子供が安心して快適に農村に定住できる地域社会を実現する。</p> <p>「長崎県総合計画(23~27)」 第4章 基本理念を実現するための10の政策 (6) 第2次産業や第3次産業との連携 農水商工連携の推進、地域資源を活用したグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムの展開など、農林水産業と他の産業との連携を推進することにより、付加価値や所得の向上に取り組みます。 ① 農水商工連携など新たな可能性の発掘 農水商工連携の推進による付加価値の高い商品の開発や機能性成分に着目した農水産物の供給など本県農林水産物の持つ新たな可能性の具現化を推進。 ② コミュニティ・ビジネスなどの展開による農山漁村の活性化 農山漁村地域と都市との人・物の活発な交流や農水商工連携の推進、コミュニティ・ビジネスの展開など、地域資源を活用した意欲ある取組を促進。</p>	 

4 熊本県	
<p>「熊本県食料・農業・農村計画」 各論 第1章 将来の姿を実現するための取組みの基本方向 6 農業の6次産業化と農商工連携の推進 具体的な方策 1 農業者自らが行う農産加工活動の推進 2 農業者と商工業者との連携の仕組みづくり 3 農業者と商工業者の連携による新商品(加工品)づくりの推進と販路の拡大</p>	

5 大分県	
<p>「おおいた農山漁村活性化戦略2005」 IV地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出 1付加価値を高める農林水産業の新しい展開 ①産業・地域間の多様な連携による6次産業化の推進 主要な施策 ・地域資源の発掘と6次産業化の推進 ・農林水産業の有機的連携による相乗効果の発揮 ・産業間連携によるものづくり</p>	

6 宮崎県	
<p>「第7次宮崎県農業・農村振興長期計画」 VI戦略プロジェクト 戦略プロジェクトにおける農を核とした多様な「連携」と「参入」の促進 1 農業所得の向上(「儲かる農業」の実現) ・あらゆる視点から新たな価値を創出する産地機能の強化 ・多様なニーズに応える「攻めの生産・流通・販売戦略」の総合展開 3 農村地域の活性化(連携と交流による農村地域の再生) ・農商工連携等による農村地域の再生</p>	

7 鹿児島県	
<p>「食と農の県民条例に基づく基本方針」 第2 本県の食、農業及び農村の振興に関し総合的かつ計画的に推進する施策 6 生産振興、販売・流通等に関する施策 (4)農畜産物の販路拡大等に関する施策 (5)加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立等に関する施策 (6)観光産業及び外食産業との連携に関する施策</p>	

V 各種シンクタンク等の6次産業化の分析

ここでは、本編で使用した各種分析結果（アンケート結果）をはじめ、これまでに各方面で6次産業化等における課題や方向性についてとりまとめた報告書等について紹介します。

1 民間法人・団体

組織	資料名	ホームページアドレス
日本政策金融公庫		http://www.ifc.go.jp/index.html
	～6次産業化（農商工連携の効果等）に関する調査結果～H26.01.17	http://www.ifc.go.jp/n/release/pdf/topics_140117a.pdf
	6次産業化に関するアンケート調査結果（平成23年12月2日）	http://www.ifc.go.jp/n/findings/pdf/topics_111202_1.pdf
	平成24年度 農業の6次産業化等に関する調査	http://www.ifc.go.jp/n/findings/pdf/zvousenryaku_2.pdf
日本漢方生薬製剤協会（日漢協）		http://www.nikkankyo.org/index.html
	原料生薬使用量等調査	http://www.nikkankyo.org/aboutus/investigation/investigation03.html
	原料生薬使用量等調査報告書（2）—平成21年度および22年度の使用量—	http://www.nikkankyo.org/aboutus/investigation/pdf/shiouryou-chousa02.pdf
公益財団法人 日本健康・栄養食品協会		http://www.jhnfa.org/
	特定保健用食品の市場規模調査（2011年度）	http://www.jhnfa.org/news-018.html
健康メディア.com		http://www.kenko-media.com/
	健康産業新聞	http://www.kenko-media.com/health_idst/
	健康食品の市場規模調査（2011年）	http://www.kenko-media.com/health_idst/007330.html
日本貿易振興機構（JETRO）		http://www.jetro.go.jp/indexj.html
	日本食品に対する海外消費者意識アンケート調査 7カ国・地域比較	https://www.jetro.go.jp/iframe/report/07001256/kaigaishohisha_Rev.pdf
	2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（2014年3月）	https://www.jetro.go.jp/world/japan/reports/07001622

2 国の機関

組織	資料名	ホームページアドレス
総務省		http://www.soumu.go.jp/#sbmenu
総務省行政評価局		http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/
	食品流通対策に関する行政評価・監視結果報告書(平成23年7月)	http://www.soumu.go.jp/main_content/000123273.pdf
財務省関税局		http://www.customs.go.jp/
財務省門司税関		http://www.customs.go.jp/moji/index.htm
	門司税関の統計情報	http://www.customs.go.jp/moji/moji_toukei/bussi.html
農林水産省		http://www.maff.go.jp/index.html
	平成24年度 食料・農業・農村白書(平成25年6月11日公表)	http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h24/index.html
	統計情報 > 分野別分類/6次産業化	http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kensaku/bunya10.html
	攻めの農林水産業推進本部	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/
	全国農林水産業・地域の活力創造協議会(第3回)(平成25年11月6日)配布資料	
	(資料3-1)6次産業化等の推進、輸出促進をはじめとする国内外の需要拡大等	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/pdf/07dai3kaikyougikaisiryou3-1-1.pdf http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/pdf/07dai3kaikyougikaisiryou3-1-2.pdf http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/honbu/pdf/07dai3kaikyougikaisiryou3-1-3.pdf
	医福食農連携	http://www.maff.go.jp/j/keikaku/ifukushokunou.html
	薬用作物に関する農林水産省の取組み(2013年10月)	http://www.maff.go.jp/j/keikaku/pdf/yakuyou_sesaku1.pdf
	農林水産物輸出入統計	http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kokusai/index.html
	6次産業化の推進について	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/pdf/260228hp.pdf
	農林水産物等の輸出促進対策	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html
	農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略	http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/pdf/130829_1-02.pdf
九州農政局		http://www.maff.go.jp/kyusyu/index.html
	農山漁村の6次産業化について	http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/syokuhin/rokuzika/index.html

VI アンケート調査概要

本特集編で紹介した「6次産業化」をテーマとした関係者へのアンケート調査の概要は以下のとおりです。

なお、末尾ながら、本アンケートにご協力いただいた各位に対し、厚くお礼申し上げます。

□実施時期：平成25年12月～26年1月

□調査客体と回答（回答者数/客体数（回答率））

○消費者

・消費者モニター 139人/147人（94.6%）

○流通加工業者等 179人/240人（74.6%）

・流通加工業者モニター 111人/133人（83.5%）

・食品加工流通業の企業等 68人/107人（63.6%）

注：各図の割合は四捨五入しており、合計しても100%にならない場合があります。

